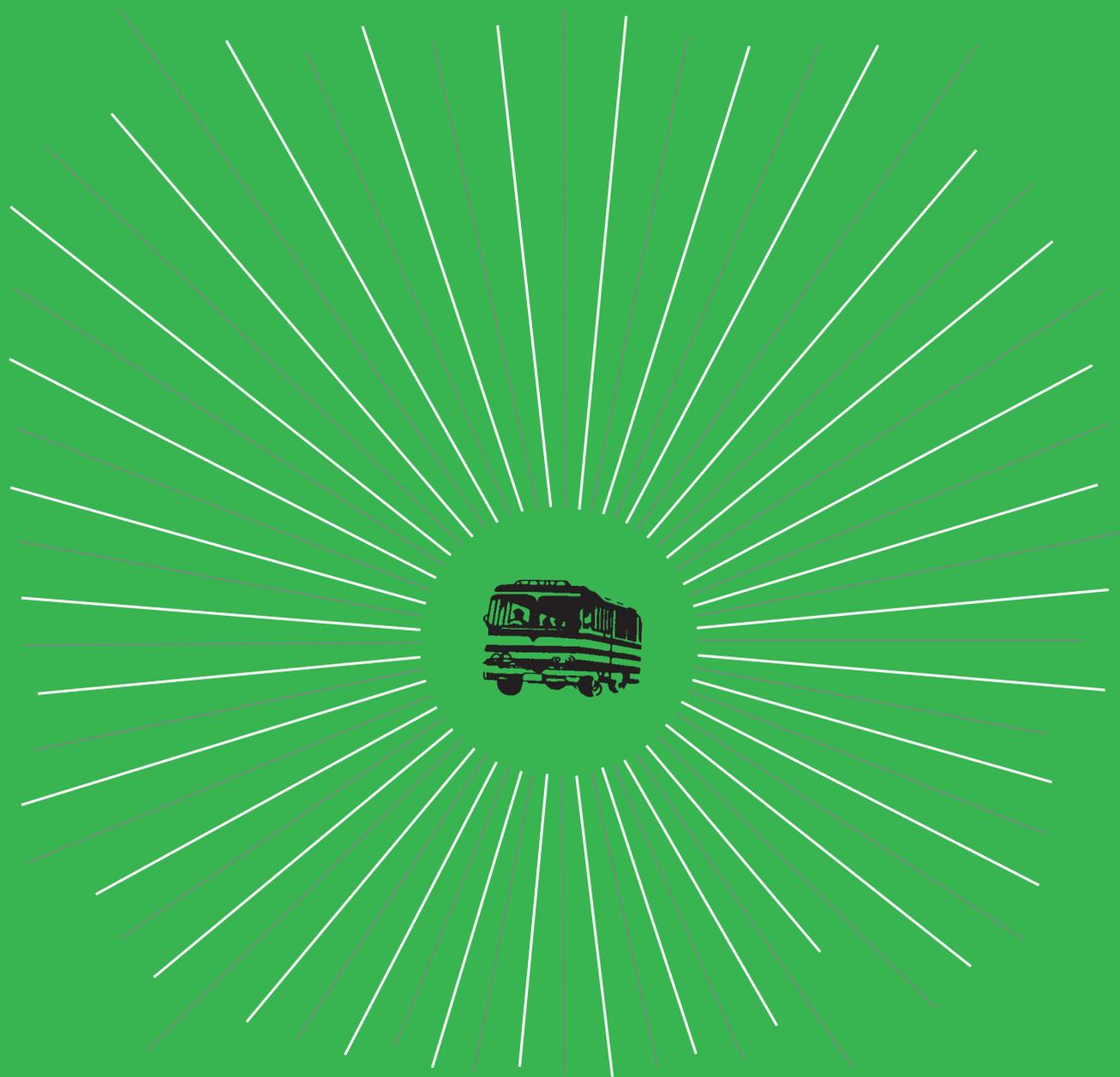


2017年版（平成29年）
日本のバス事業



公益社団法人 **日本バス協会**

56

日本のバス事業・目次

I. バス事業の現状	1
1. 概況	1
(1) 国内輸送	1
(2) バス事業の現状	1
2. 乗合バス輸送状況推移表	2
3. 貸切バス輸送状況推移表	4
4. バス事業の経営規模	6
5. 国内輸送の現状	8
6. 業態別保有自動車数の推移	10
7. 高速バスの運行状況	12
II. バス事業	13
1. 乗合バス事業	13
(1) 平成28年度乗合バス事業の収支状況	13
2. 都市交通	20
(1) 概要	20
(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業） （国土交通省）	20
(3) バス専用通行帯、バス優先通行帯等	22
3. 地方交通	23
(1) 地方交通の状況	23
(2) 地域公共交通確保維持改善事業	24
(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財税措置	29
4. 乗合バスの運賃について	32
(1) ICカードの導入および営業政策的な割引	32
(2) 地方自治体の補助による敬老乗車券	49
5. 貸切バス事業	51
(1) 貸切バス事業について	51
(2) 平成28年度貸切バス事業の収支状況	52
(3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度	58
III. 安全輸送の取組み	59
1. 安全輸送体制の確立	59
(1) 運輸安全マネジメントの推進	59
(2) バス事業の総合安全プラン2020	60
(3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策	60
2. 大規模災害への対応	61
3. 飲酒運転防止対策の推進	61
(1) 飲酒運転防止対策の推進	61
(2) アルコール検知器の使用義務化	62
4. 車内事故防止対策	62
5. 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用対策	63
6. バスジャック・テロ対策等	64
(1) バスジャック対策の推進	64
(2) テロ対策の徹底	64
(3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された 場合の対応	64

7.	平成27・28年の交通事故	66
(1)	全国の交通事故の現状	66
(2)	バス（事業用）に係る交通事故情報	67
(3)	事業用自動車の事故	70
8.	安全に資する装置の導入状況	72
(1)	デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー	72
(2)	衝突被害軽減ブレーキ等	73
IV.	バスに係る技術面の向上	74
1.	中央技術委員会の活動	74
2.	バス車両の技術開発	74
V.	環境対策と交通バリアフリー法への対応	75
1.	環境対策	75
(1)	バス事業における低炭素社会実行計画	75
(2)	平成28年度の日本バス協会の対応	75
(3)	NO _x ・PM対策	76
(4)	グリーン経営の推進	76
2.	交通バリアフリー法への対応	76
(1)	交通バリアフリー法の概要	76
(2)	ノンステップバスの普及方策	77
(3)	平成28年度の日本バス協会の対応	77
3.	人と環境にやさしいバスの導入状況	81
(1)	「人にやさしいバス」の導入状況	81
(2)	「環境にやさしいバス」の導入状況	82
VI.	労務関係	84
1.	平成28年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果	84
(1)	年間総労働時間の実態（回答数 乗合415、貸切656）	84
(2)	女性運転者雇用状況（回答数374）	84
(3)	高齢運転者の雇用状況（回答数836）	85
(4)	バスガイドの雇用状況（回答数286）	85
(5)	障害者の雇用状況（回答数270）	85
2.	平成29年度春季労使交渉	86
(1)	働き方改革実現会議と経団連の動き	86
(2)	各労働組合の春闘に関する動向	86
(3)	バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）	87
3.	平成29年度産業別最低賃金	88
VII.	交付金制度及び事業について	90
1.	運輸事業振興助成交付金	90
(1)	制度の創設	90
(2)	最近の交付金制度について	90
(3)	交付金の額	91
(4)	交付金事業	93
VIII.	税制改正	100
1.	平成30年度税制改正要望結果	100
資料		103
1.	自動車関係諸税一覧表	104
2.	地域別旅行業者数	106
3.	日本のバス事業略年表（H19. 4. 1～）	107
4.	都道府県バス協会名簿	111

I. バス事業の現状

1. 概況

(1) 国内輸送

平成27年度の国内輸送機関別の旅客輸送人員をみると、総輸送人員は305億5百万人（前年298億38百万人）と対前年2.2%増と前年から7億人増加した。内訳をみるとJRは93億8百万人（前年90億88百万人）と対前年2.4%増、民鉄は149億82百万人（前年145億12百万人）と対前年3.2%増、バスは45億65百万人（前年45億人）と対前年1.4%増、ハイタクは14億66百万人（前年15億57百万人）と対前年5.8%減、航空は96百万人（前年95百万人）と対前年1.1%増となっており、民鉄、航空、JR、バスは輸送人員が増加し、ハイタクは減少した。

次に輸送人員の分担率をみると民鉄49.1%に次いで、JRが30.5%、バスは15%と第3位、第4位はハイタクの4.8%、第5位は旅客船、航空の0.3%の順になっている。^{※1)}

また、自動車保有台数の推移をみると昭和51年3,000万台、56年9月4,000万台、61年11月5,000万台、平成2年10月6,000万台、平成29年3月8,149万台となり、昭和51年から平成29年3月まで40年間で2.7倍の伸びとなっており、このうち軽自動車は昭和51年に600万台であったが、平成29年3月では3,230万台と5.4倍の伸びを示している。^{※2)}

従って、バス事業は益々陸上交通において自家用車にその領域を侵され、特に、軽自動車の伸びにより悪戦苦闘を続けている状況である。

(2) バス事業の現状

乗合バスの輸送人員は昭和42年前後の100億人台から年々減少傾向を辿っており、平成27年度は42億7,000万人（前年41億7,500万人）、対前年度0.2%増加した。輸送人キロは307億人キロ（前年298億人キロ）と対前年3.0%増（前年1.7%増）となっており、平成11年度を底に微増傾向であったが平成26年度より微減となっている。

営業収入をみると平成4年度をピークに減収になっていたが、平成27年度は9,664億4,000万円（前年9,698億1,300万円）対前年0.35%減少となった。

貸切バスの輸送人員は長期的には増加傾向であったが、平成27年度は2億9,534万人（前年3億2,534万人）と対前年1.0%減少となっており、輸送人キロは343億人キロ（前年368億人キロ）と対前年7.3%減（前年9.5%減）となっている。

また、営業収入は5,188億6,400万円（前年4,798億7,600万円）と対前年1.1%増加となった。

※1) 資料8頁 ※2) 資料10頁

(表1)

2. 乗 合 バ ス 輸

項 目 年 度	事業者数	車 両 数 両	実 働 率 %	許 可 キ ロ キ ロ	総 走 行 キ ロ 千 キ ロ	輸 送 人 員 千 人	営 業 取 入 百 万 円
昭和22	237	12,532		84,095	229,302	735,175	2,570
23	25	13,490		85,054	274,662	804,497	7,809
24	276	16,532		85,339	361,994	1,024,961	14,450
25	303	17,741	80.0	89,688	491,240	1,376,000	19,922
26	316	19,394	80.0	95,975	616,392	1,789,153	31,448
27	326	21,771	84.0	101,299	761,858	2,021,367	39,216
28	331	24,293	87.0	110,637	856,228	2,497,396	49,361
29	341	26,681	85.0	118,894	973,727	3,013,121	57,114
30	346	28,932	84.0	125,741	1,103,937	3,461,000	64,117
31	344	32,193	86.0	131,912	1,223,268	4,008,000	72,946
32	344	35,908	86.0	138,060	1,377,857	4,642,000	84,994
33	349	39,014	86.0	140,938	1,524,800	5,094,000	94,560
34	344	41,932	86.0	147,128	1,673,068	5,767,000	107,074
35	347	44,912	83.7	152,475	1,680,671	6,044,498	118,578
36	342	48,457	86.0	156,770	1,837,869	6,913,597	129,638
37	354	50,575	85.9	162,877	1,980,675	7,583,269	147,348
38	354	56,893	83.9	165,004	2,149,524	8,052,227	184,403
39	362	59,827	85.9	173,301	2,502,315	8,793,067	203,600
40	362	62,923	87.9	177,390	2,636,126	9,862,056	233,500
41	361	64,716	85.8	185,319	2,770,647	9,938,061	268,741
42	360	66,888	91.1	187,890	2,857,427	10,116,590	288,065
43	361	67,694	85.2	191,165	2,906,389	10,143,807	309,280
44	362	66,891	84.8	193,703	2,910,987	10,133,880	323,079
45	359	67,911	84.7	190,040	2,935,122	10,073,704	368,914
46	352	66,250	85.0	191,348	2,897,130	9,946,964	381,502
47	368	66,377	85.0	193,852	2,886,363	9,941,805	427,333
48	359	67,336	83.8	192,362	2,858,792	9,607,238	502,345
49	363	67,694	84.5	191,226	2,831,276	9,506,234	600,951
50	364	68,435	84.8	180,879	2,878,520	9,118,868	713,266
51	359	68,037	85.1	180,187	2,894,431	8,772,854	806,006
52	358	67,660	85.6	178,805	2,893,703	8,588,962	834,572
53	356	67,620	85.6	177,104	2,897,740	8,307,541	878,969
54	354	67,309	85.8	177,340	2,910,665	8,176,373	920,987
55	355	67,142	85.6	177,310	2,909,759	8,096,622	971,369
56	358	66,897	86.4	178,074	2,917,489	7,902,624	1,017,640
57	358	66,843	86.4	179,521	2,917,514	7,654,324	1,059,905
58	351	66,222	86.4	177,709	2,909,086	7,432,056	1,074,326
59	349	65,636	86.5	176,972	2,886,305	7,179,130	1,085,948
60	350	65,258	86.2	176,532	2,879,928	6,997,602	1,124,663
61	349	65,093	85.9	177,007	2,878,784	6,847,944	1,129,206
62	362	65,081	86.1	181,052	2,907,885	6,698,574	1,128,354
63	370	65,121	86.2	210,080	2,939,657	6,629,258	1,151,416
平成元	372	65,278	86.2	258,488	3,000,772	6,552,089	1,156,362
2	377	64,972	85.7	282,841	3,038,390	6,500,489	1,193,909
3	390	64,469	85.7	293,701	3,039,816	6,496,094	1,216,663
4	393	63,857	85.4	296,414	3,018,431	6,358,294	1,233,184
5	398	63,263	85.1	299,700	2,992,589	6,195,844	1,216,118
6	405	62,568	84.8	297,576	2,969,970	5,938,505	1,205,256
7	404	61,861	84.4	298,886	2,955,635	5,756,231	1,189,332
8	404	61,171	84.7	296,140	2,935,727	5,599,617	1,170,042
9	406	60,354	84.5	298,054	2,916,750	5,399,848	1,133,086
10	414	59,426	84.5	297,998	2,904,569	5,171,516	1,109,413
11	430	58,689	84.0	300,368	2,900,487	4,937,130	1,069,592
12	444	58,348	83.9	304,931	2,896,959	4,803,141	1,050,944
13	451	58,273	83.6	314,376	2,924,444	4,633,010	1,020,818
14	485	58,801	83.4	330,465	2,951,699	4,502,726	992,755
15	511	58,335	83.6	340,898	3,008,903	4,447,859	990,574
16	516	58,119	83.6	352,687	3,028,566	4,335,453	974,281
17	513	58,430	83.7	357,103	3,015,339	4,243,854	968,320
18	1,087	58,252	83.6	372,654	3,013,347	4,241,284	971,999
19	1,185	59,313	83.0	396,955	3,034,001	4,264,106	980,863
20	1,347	58,944	82.6	417,285	3,046,438	4,303,817	992,414
21	1,453	58,793	82.0	417,394	3,042,916	4,177,722	973,742
22	1,640	59,195	82.0	420,757	3,034,289	4,158,180	929,762
23	1,836	59,100	81.2	420,844	3,017,914	4,117,704	965,069
24	1,991	58,994	81.2	433,597	3,026,989	4,124,997	971,529
25	2,120	59,027	81.3	477,667	3,099,993	4,175,831	976,546
26	2,171	59,979	80.8	510,252	3,126,800	4,174,821	969,813
27	2,217	60,352	80.2	537,604	3,132,829	4,269,867	966,440

送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運転者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
		20.3	80			昭和22
		21.0	83			23
		19.0	86			24
		17.7	100	274		25
		17.8	110	324		26
		16.2	117	328		27
		18.7	121	346		28
		17.5	122	384	7,079	29
		17.5	127	405	7,403	30
		18.2	127	423	7,768	31
		18.0	128	438	7,922	32
		17.7	129	439	8,043	33
		18.3	131	459	8,437	34
		20.1	124	444	8,894	35
		20.1	124	467	8,758	36
		19.8	124	477	9,261	37
		20.9	128	480	11,206	38
		22.2	140	548	11,097	39
240,312	89,118	21.2	137	514	11,858	40
241,023	92,673	20.2	141	507	13,342	41
235,255	94,573	21.9	140	495	13,266	42
226,245	96,966	18.4	142	497	14,665	43
217,416	98,958	19.6	142	493	15,511	44
207,675	100,312	19.1	142	488	17,704	45
197,797	101,004	19.6	141	483	18,531	46
187,398	101,600	20.2	141	486	20,887	47
181,785	103,347	18.4	140	470	24,579	48
179,016	105,675	18.5	139	465	29,427	49
176,137	107,225	17.7	138	437	34,161	50
172,376	107,282	15.6	138	418	38,405	51
167,731	106,764	15.4	138	408	39,667	52
163,517	106,103	15.6	138	396	42,408	53
158,525	104,826	15.2	138	389	43,793	54
155,191	104,145	15.4	139	386	46,263	55
151,865	103,638	14.7	139	377	48,498	56
147,097	101,953	14.0	140	366	50,683	57
142,662	100,285	13.4	140	358	51,734	58
137,764	98,170	13.1	141	350	52,997	59
134,116	96,564	12.7	142	345	55,402	60
131,243	95,362	12.4	143	339	55,923	61
127,896	93,345	11.7	144	332	55,935	62
126,191	92,761	11.8	146	329	57,139	63
124,540	92,261	12.0	149	325	57,353	平成元
123,134	91,501	12.1	152	324	59,534	2
120,542	90,094	12.5	152	325	60,896	3
119,382	89,344	12.5	153	322	62,356	4
117,890	88,417	12.1	153	317	62,221	5
114,732	86,576	11.7	154	308	62,456	6
111,866	84,847	11.3	154	300	62,046	7
109,028	83,017	11.0	155	296	61,819	8
106,487	81,439	10.7	156	290	60,759	9
103,604	79,409	10.6	157	279	59,882	10
100,464	77,046	10.1	158	269	58,291	11
97,006	74,420	10.1	160	265	57,993	12
97,455	74,883	10.1	162	257	56,638	13
98,123	74,720	10.4	165	252	55,564	14
96,853	73,926	10.2	167	246	54,861	15
94,512	72,303	10.1	168	241	54,138	16
93,868	72,883	10.3	170	240	54,715	17
93,231	72,978	10.5	171	240	59,134	18
94,915	74,960	10.6	171	243	55,847	19
102,583	78,218	11.1	171	242	64,115	20
97,363	74,644	10.7	172	235	52,838	21
103,299	80,073		171	235	52,822	22
106,492	81,811		170	231	53,620	23
107,343	82,634		170	231	52,883	24
108,253	83,199		173	233	54,874	25
108,263	83,255		174	233	57,313	26
110,128	83,537		173	236	54,554	27

(表2)

3. 貸切バス輸

項目 年度	事業者数	車両数 両	実働率 %	総走行キロ 千キロ	輸送人員 千人	営業収入 百万円
昭和25	312	1,112		20,197	12,284	
26	353	1,729		38,192	23,472	
27	373	2,321		60,539	38,475	4,356
28	401	3,233		81,359	47,026	6,364
29	416	3,842	72.0	205,237	64,522	8,839
30	428	4,153	73.0	122,695	73,082	10,364
31	431	4,854	70.0	152,276	88,268	13,222
32	440	5,517	72.0	170,575	94,014	15,908
33	431	6,424	70.0	190,129	105,161	17,141
34	428	6,853	68.0	219,392	117,246	20,182
35	442	8,256	66.5	265,175	134,307	24,858
36	448	10,232	58.5	306,431	116,551	30,943
37	491	11,682	58.8	362,381	137,607	36,327
38	520	13,345	62.4	468,393	168,050	43,459
39	526	14,585	61.5	506,225	189,907	50,300
40	529	14,587	59.1	511,633	166,927	55,700
41	530	14,918	61.2	574,437	173,457	63,029
42	527	15,056	63.6	630,479	177,619	70,278
43	531	13,483	64.5	675,258	180,728	75,406
44	534	17,978	64.1	691,312	176,768	94,001
45	559	17,017	63.1	739,061	180,989	115,416
46	568	18,029	62.9	732,221	176,803	112,427
47	604	17,662	65.1	783,985	183,750	124,032
48	623	17,851	63.7	766,128	178,097	169,050
49	636	18,090	61.6	744,775	171,911	202,931
50	661	18,352	60.8	744,177	174,609	241,925
51	682	18,701	63.0	800,784	176,107	257,645
52	695	19,394	63.6	835,633	181,657	290,613
53	714	19,650	65.0	888,350	186,549	318,984
54	732	20,308	65.3	952,541	203,146	345,656
55	755	21,326	64.8	980,422	203,692	391,040
56	778	21,883	65.3	1,037,006	209,165	411,533
57	809	22,383	64.9	1,063,590	205,856	442,946
58	829	23,110	65.3	1,116,812	210,059	459,850
59	862	24,186	66.5	1,179,836	216,893	496,722
60	904	24,842	66.8	1,235,135	232,192	538,825
61	974	25,610	65.7	1,257,107	219,709	531,439
62	1,032	26,726	66.0	1,343,838	224,916	555,541
63	1,074	27,707	67.0	1,451,941	237,111	605,061
平成元	1,137	28,682	67.3	1,500,700	246,355	639,369
2	1,205	29,858	67.3	1,571,311	255,762	702,876
3	1,259	31,099	66.0	1,579,837	252,781	739,302
4	1,325	32,334	63.5	1,542,921	249,049	744,547
5	1,401	32,934	61.4	1,553,674	247,655	705,623
6	1,456	33,194	61.2	1,549,207	248,120	612,933
7	1,537	33,357	61.6	1,575,352	248,941	592,304
8	1,663	33,804	62.1	1,584,471	247,835	587,430
9	1,905	35,327	61.4	1,583,394	247,384	580,175
10	2,122	36,508	59.8	1,589,543	247,861	544,400
11	2,336	37,661	59.0	1,614,264	251,614	543,354
12	2,864	36,815	58.0	1,628,838	254,714	509,908
13	3,281	39,806	56.8	1,649,602	260,958	477,407
14	3,521	41,115	56.0	1,668,243	272,295	468,354
15	3,581	42,718	54.8	1,674,217	278,375	473,796
16	3,743	44,685	54.6	1,698,226	290,595	454,051
17	3,923	45,625	54.6	1,729,257	301,563	389,896
18	4,110	45,668	54.3	1,708,699	296,401	429,945
19	4,159	44,832	53.5	1,699,166	296,040	477,851
20	4,196	45,785	52.4	1,704,464	303,363	409,999
21	4,392	46,676	50.2	1,677,422	298,582	421,999
22	4,492	47,452	50.1	1,651,699	300,049	433,422
23	4,533	47,693	50.0	1,544,059	296,053	435,188
24	4,536	48,135	51.6	1,604,607	312,256	449,457
25	4,512	48,808	51.7	1,552,250	329,359	462,007
26	4,477	48,995	50.4	1,456,395	325,342	479,876
27	4,508	50,182	47.6	1,335,490	295,343	518,864

送 状 推 移 表

従業員総数 人	運 転 者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
						昭和25
						26
						27
						28
			106	63	9,029	29
			111	66	8,716	30
			118	65	10,269	31
			12	68	11,672	32
			124	68	11,235	33
			133	71	12,247	34
		50.0	143	72	13,519	35
		48.4	153	58	15,676	36
		58.2	149	56	15,447	37
		44.7	157	56	15,247	38
		42.3	154	58	16,003	39
47,921	16,374	42.3	157	51	17,703	40
49,461	16,737	45.8	166	50	17,126	41
48,562	16,914	45.5	172	48	20,200	42
48,132	17,211	45.3	187	48	22,446	43
48,870	18,172	45.6	188	46	23,977	44
47,906	18,009	46.7	192	46	27,843	45
47,903	18,529	46.4	197	45	27,171	46
47,144	18,739	43.7	200	45	30,298	47
45,526	18,900	45.3	216	44	41,768	48
44,924	18,746	52.8	199	44	52,115	49
47,497	19,338	52.4	200	45	62,020	50
47,420	19,285	44.4	204	43	63,355	51
48,221	19,621	44.4	206	43	69,352	52
50,580	20,489	43.7	208	43	72,781	53
50,950	20,882	41.0	211	43	73,671	54
52,030	21,479	39.8	211	43	81,627	55
53,331	22,003	38.9	216	42	82,310	56
54,900	22,316	38.2	217	40	86,779	57
55,949	22,810	37.1	223	40	87,054	58
56,884	23,579	36.8	222	39	90,429	59
57,951	24,258	36.6	225	41	94,353	60
59,266	24,859	35.3	219	38	93,059	61
57,623	24,507	35.3	223	37	92,125	62
63,196	27,340	35.0	228	37	94,995	63
62,973	28,053	34.4	228	37	97,173	平成元
93,486	28,972	34.1	230	37	102,787	2
66,418	30,739	32.8	229	37	107,223	3
67,051	31,056	34.3	226	37	109,165	4
67,299	31,195	34.6	227	37	104,353	5
65,436	30,807	34.2	229	37	90,549	6
64,585	30,923	34.0	232	37	87,098	7
63,811	30,992	33.7	231	36	85,744	8
62,129	31,038	33.6	231	36	84,729	9
58,732	30,405	33.3	230	36	78,767	10
63,262	32,646	33.0	232	36	77,935	11
64,971	36,241	32.6	232	36	72,523	12
65,663	37,817	32.4	231	37	66,808	13
65,116	39,434	32.2	230	38	49,109	14
67,427	41,544	32.5	228	38	64,467	15
67,212	41,898	32.8	226	39	60,522	16
58,010	36,996	33.0	228	40	51,326	17
64,546	42,420	32.9	225	39	54,096	18
65,411	41,890	31.6	225	40	59,674	19
64,490	42,323	32.4	228	41	57,206	20
67,908	41,173	32.1	232	41	52,226	21
64,171	45,392		223	40		22
65,378	45,504		223	40		23
69,851	46,653		212	41		24
68,168	47,581		204	43		25
71,361	48,314		196	44		26
73,253	49,348		192.26	43		27

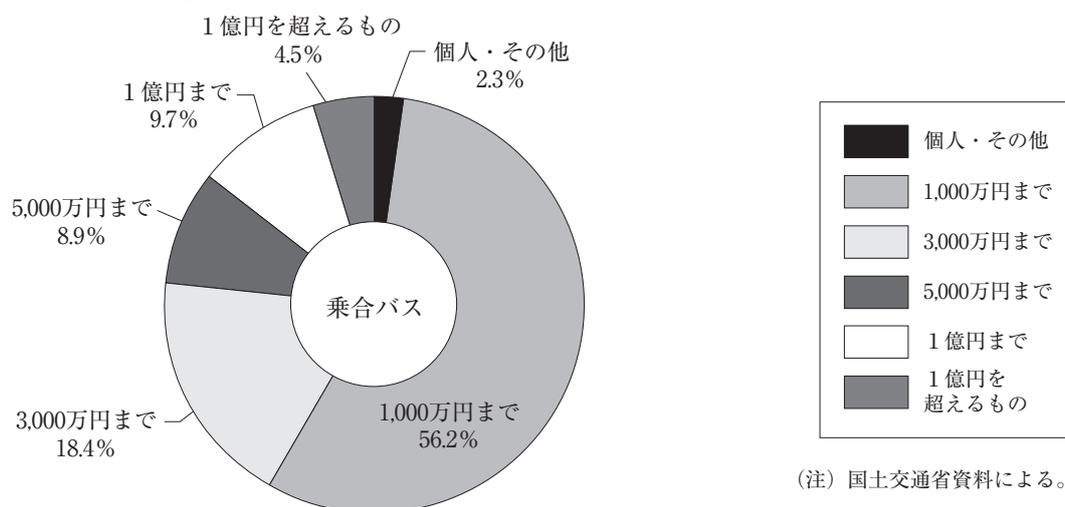
4. バス事業の経営規模

(表4-1) 資本金規模別事業者数

(28年3月末現在)

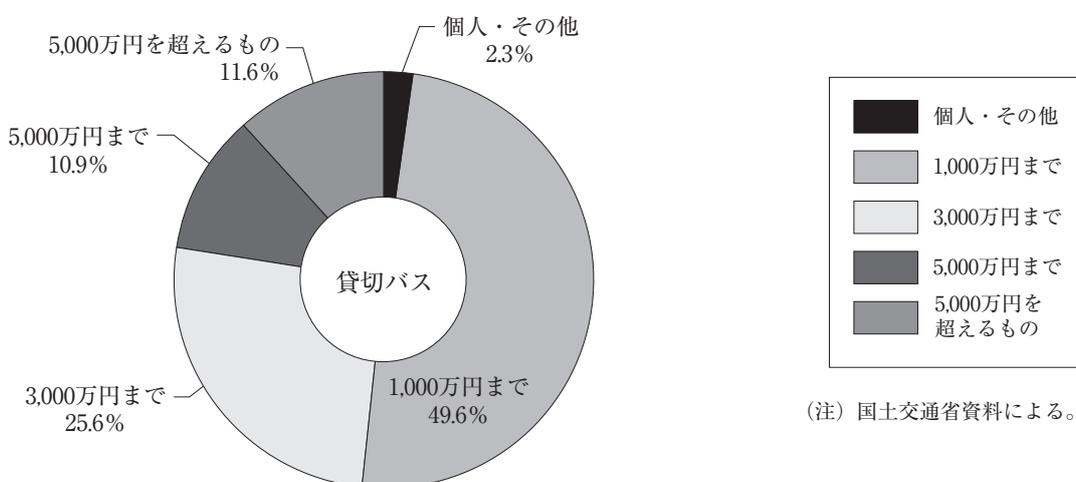
規模 業種	個人、 その他	1,000万 円まで	3,000万 円まで	5,000万 円まで	1億円 まで	1億円を 超えるもの	計	公 営	合 計
乗合バス	50	1,232	404	195	214	97	2,192	25	2,217

(図7) 資本金別事業者数の構成比率



(28年3月末現在)

規模 業種	個人、 その他	1,000万 円まで	3,000万 円まで	5,000万 円まで	5,000万円を 超えるもの	計	公 営	合 計
貸切バス	102	2,226	1,151	489	520	4,488	20	4,508

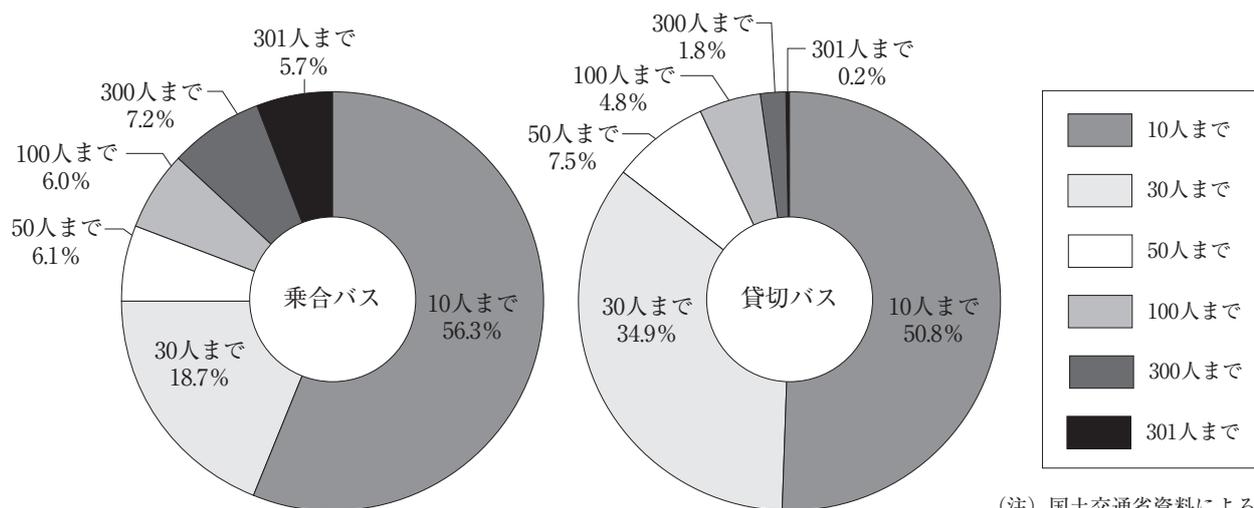


(表4-2) 従業員数別事業者数

(28年3月末現在)

業種	規模						合計
	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	301人以上	
乗合バス	1,247	415	135	132	160	128	2,217
貸切バス	2,290	1,571	338	217	82	10	4,508

(図8) 従業員数別事業者数の構成比率



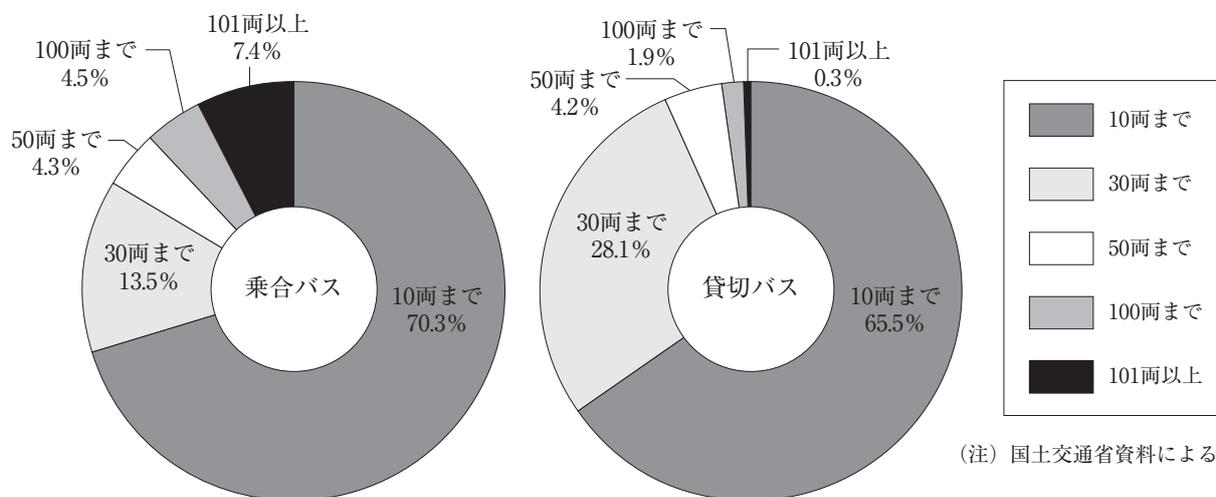
(注) 国土交通省資料による。

(表4-3) 車両数規模別事業者数

(28年3月末現在)

業種	規模					合計
	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上	
乗合バス	1,559	300	96	97	165	2,217
貸切バス	2,955	1,265	188	85	15	4,508

(図9) 車両数規模別事業者数の構成比率



(注) 国土交通省資料による。

5. 国内輸送の現状

(表3) 国内輸送機関別旅客輸送人員の推移および分担率の推移

(単位：百万人)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)
	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)						
昭和25	1,376	(14.6)	12	(0.1)	73	(0.8)	3,001	(31.9)	4,961	(52.6)		(0.0)		(0.0)	9,423	(100.0)
30	3,461	(24.8)	73	(0.5)	562	(4.0)	3,849	(27.6)	5,932	(42.6)	74	(0.5)		(0.0)	13,951	(100.0)
35	6,044	(30.6)	134	(0.7)	1,205	(6.1)	5,124	(25.9)	7,166	(36.2)	101	(0.5)	1	(0.0)	19,775	(100.0)
40	9,862	(34.5)	167	(0.6)	2,627	(9.2)	6,722	(23.5)	9,076	(31.8)	119	(0.4)	5	(0.0)	28,578	(100.0)
45	10,074	(32.4)	181	(0.6)	4,288	(13.8)	6,534	(21.0)	9,850	(31.7)	137	(0.5)	15	(0.0)	31,079	(100.0)
46	9,947	(32.0)	171	(0.6)	4,251	(13.7)	6,659	(21.4)	9,836	(31.7)	178	(0.6)	16	(0.0)	31,064	(100.0)
47	9,942	(32.0)	184	(0.6)	3,919	(12.6)	6,724	(21.7)	10,061	(32.4)	188	(0.7)	19	(0.0)	31,037	(100.0)
48	9,607	(31.2)	178	(0.6)	3,737	(12.2)	6,871	(22.3)	10,185	(33.1)	171	(0.6)	24	(0.0)	30,773	(100.0)
49	9,506	(31.0)	172	(0.6)	3,222	(10.5)	7,113	(23.2)	10,476	(34.2)	178	(0.6)	25	(0.0)	30,692	(100.0)
50	9,119	(30.1)	175	(0.6)	3,220	(10.6)	7,048	(23.3)	10,540	(34.8)	170	(0.5)	25	(0.1)	30,297	(100.0)
51	8,773	(29.3)	176	(0.6)	3,269	(10.8)	7,180	(24.0)	10,402	(34.7)	164	(0.5)	28	(0.1)	29,992	(100.0)
52	8,589	(28.7)	182	(0.6)	3,249	(10.8)	7,068	(23.6)	10,699	(35.7)	162	(0.5)	33	(0.1)	29,982	(100.0)
53	8,308	(27.9)	187	(0.6)	3,373	(11.3)	6,997	(23.5)	10,763	(36.1)	162	(0.5)	37	(0.1)	29,827	(100.0)
54	8,176	(27.3)	203	(0.7)	3,515	(11.7)	6,931	(23.2)	10,907	(36.4)	166	(0.6)	41	(0.1)	29,939	(100.0)
55	8,097	(27.1)	204	(0.7)	3,427	(11.4)	6,825	(22.8)	11,180	(37.4)	160	(0.5)	40	(0.1)	29,932	(100.0)
56	7,903	(26.4)	209	(0.7)	3,408	(11.4)	6,793	(22.7)	11,425	(38.2)	161	(0.5)	42	(0.1)	29,940	(100.0)
57	7,654	(25.8)	207	(0.7)	3,323	(11.2)	6,742	(22.8)	11,527	(38.9)	156	(0.5)	40	(0.1)	29,648	(100.0)
58	7,432	(25.0)	210	(0.7)	3,315	(11.2)	6,797	(22.9)	11,741	(39.6)	153	(0.5)	41	(0.1)	29,689	(100.0)
59	7,179	(24.2)	217	(0.7)	3,284	(11.1)	6,884	(23.2)	11,868	(40.1)	155	(0.5)	45	(0.1)	29,633	(100.0)
60	6,998	(23.6)	232	(0.8)	3,257	(11.0)	6,941	(23.4)	12,048	(40.6)	154	(0.5)	44	(0.1)	29,674	(100.0)
61	6,848	(22.9)	220	(0.7)	3,267	(10.9)	7,104	(23.7)	12,310	(41.1)	154	(0.5)	46	(0.2)	29,949	(100.0)
62	6,699	(22.0)	225	(0.7)	3,342	(11.0)	7,356	(24.2)	12,616	(41.4)	165	(0.5)	50	(0.2)	30,453	(100.0)
63	6,629	(21.3)	237	(0.7)	3,326	(10.7)	7,761	(24.9)	12,981	(41.7)	157	(0.5)	53	(0.2)	31,144	(100.0)
平成元	6,552	(20.8)	246	(0.8)	3,301	(10.4)	7,980	(25.3)	13,231	(42.0)	160	(0.5)	60	(0.2)	31,530	(100.0)
2	6,500	(20.2)	256	(0.8)	3,223	(10.0)	8,358	(26.0)	13,581	(42.3)	163	(0.5)	65	(0.2)	32,146	(100.0)
3	6,496	(19.9)	253	(0.8)	3,177	(9.7)	8,676	(26.5)	13,884	(42.4)	162	(0.5)	69	(0.2)	32,717	(100.0)
4	6,358	(19.5)	249	(0.8)	3,041	(9.3)	8,818	(27.1)	13,876	(42.6)	158	(0.5)	70	(0.2)	32,570	(100.0)
5	6,196	(19.2)	248	(0.8)	2,922	(9.0)	8,906	(27.5)	13,853	(42.8)	157	(0.5)	70	(0.2)	32,352	(100.0)
6	5,939	(18.6)	248	(0.8)	2,822	(8.9)	8,884	(27.9)	13,714	(43.1)	151	(0.5)	75	(0.2)	31,833	(100.0)
7	5,756	(18.2)	249	(0.8)	2,758	(8.7)	8,982	(28.4)	13,648	(43.2)	149	(0.5)	78	(0.2)	31,620	(100.0)
8	5,600	(17.8)	248	(0.8)	2,684	(8.5)	8,997	(28.7)	13,596	(43.4)	148	(0.5)	82	(0.3)	31,355	(100.0)
9	5,400	(17.6)	247	(0.8)	2,615	(8.5)	8,859	(28.9)	13,339	(43.4)	145	(0.5)	86	(0.3)	30,691	(100.0)
10	5,172	(17.2)	248	(0.8)	2,515	(8.3)	8,764	(29.1)	13,249	(43.9)	128	(0.4)	88	(0.3)	30,164	(100.0)
11	4,937	(16.7)	252	(0.8)	2,466	(8.3)	8,718	(29.4)	13,033	(44.0)	120	(0.4)	91	(0.3)	29,617	(100.0)
12	4,803	(16.4)	255	(0.9)	2,433	(8.3)	8,671	(29.5)	12,976	(44.2)	110	(0.4)	93	(0.3)	29,341	(100.0)
13	4,633	(15.9)	261	(0.9)	2,344	(8.0)	8,650	(29.7)	13,070	(44.8)	111	(0.4)	95	(0.3)	29,165	(100.0)
14	4,503	(15.6)	272	(0.9)	2,366	(8.2)	8,585	(29.7)	12,976	(44.9)	109	(0.4)	97	(0.3)	28,908	(100.0)
15	4,448	(15.3)	278	(0.9)	2,352	(8.1)	8,642	(29.8)	13,116	(45.2)	107	(0.4)	95	(0.3)	29,038	(100.0)
16	4,335	(15.1)	291	(1.0)	2,244	(7.8)	8,618	(30.0)	13,068	(45.4)	101	(0.4)	94	(0.3)	28,751	(100.0)
17	4,244	(14.7)	302	(1.0)	2,217	(7.7)	8,683	(30.0)	13,271	(45.9)	103	(0.4)	94	(0.3)	28,914	(100.0)
18	4,241	(14.5)	296	(1.0)	2,209	(7.6)	8,778	(30.1)	13,465	(46.2)	99	(0.3)	97	(0.3)	29,185	(100.0)
19	4,264	(14.3)	296	(1.0)	2,137	(7.2)	8,988	(30.2)	13,853	(46.6)	100	(0.3)	95	(0.3)	29,733	(100.0)
20	4,303	(14.4)	303	(1.0)	2,025	(6.8)	8,984	(30.2)	13,992	(47.0)	99	(0.3)	91	(0.3)	29,797	(100.0)
21	4,178	(14.2)	299	(1.0)	1,948	(6.6)	8,841	(30.1)	13,883	(47.3)	93	(0.3)	84	(0.3)	29,326	(100.0)
22	4,158	(14.3)	300	(1.0)	1,783	(6.1)	8,818	(30.3)	13,851	(47.6)	85	(0.3)	82	(0.3)	29,077	(100.0)
23	4,118	(14.1)	296	(1.0)	1,660	(5.7)	8,837	(30.2)	13,795	(47.1)	84	(0.3)	79	(0.3)	28,869	(100.0)
24	4,125	(14.1)	312	(1.0)	1,640	(5.7)	8,963	(30.6)	14,070	(48.0)	87	(0.3)	86	(0.3)	29,292	(100.0)
25	4,176	(14.0)	329	(1.0)	1,648	(5.5)	9,147	(30.6)	14,459	(48.3)	88	(0.3)	93	(0.3)	29,940	(100.0)
26	4,175	(14.0)	325	(1.1)	1,557	(5.2)	9,088	(30.5)	14,512	(48.6)	86	(0.3)	95	(0.3)	29,838	(100.0)
27	4,270	(14.0)	295	(1.0)	1,466	(4.8)	9,308	(30.5)	14,982	(49.1)	88	(0.3)	96	(0.3)	30,505	(100.0)

※平成22年度及び23年度のハイヤータクシーの数値には、東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の23年3月、4月の数値を含まない。

(注) 国土交通省資料による。

(表4) 国内輸送機関別旅客輸送人キロの推移および分担率の推移

(単位：億人キロ)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)
	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)						
昭和30	187 (11.4)		44 (2.7)		25 (1.5)		912 (55.7)		449 (27.4)		20 (1.2)		2 (0.1)		1,639 (100.0)	
35	314 (13.3)		111 (4.7)		52 (2.2)		1,240 (52.6)		604 (25.7)		27 (1.2)		7 (0.3)		2,355 (100.0)	
40	533 (15.4)		199 (5.8)		113 (3.3)		1,740 (50.3)		814 (23.5)		31 (0.9)		29 (0.8)		3,459 (100.0)	
45	524 (13.0)		295 (7.3)		193 (4.8)		1,897 (46.9)		991 (24.5)		48 (1.2)		94 (2.3)		4,042 (100.0)	
46	517 (12.8)		290 (7.2)		191 (4.7)		1,903 (47.0)		997 (24.6)		50 (1.2)		103 (2.5)		4,051 (100.0)	
47	547 (13.0)		290 (6.9)		188 (4.5)		1,978 (46.8)		1,025 (24.2)		67 (1.6)		127 (3.0)		4,222 (100.0)	
48	490 (11.3)		293 (6.8)		187 (4.3)		2,081 (48.0)		1,048 (24.2)		74 (1.7)		160 (3.7)		4,333 (100.0)	
49	494 (11.1)		330 (7.4)		158 (3.5)		2,156 (48.4)		1,085 (24.3)		78 (1.7)		160 (3.6)		4,461 (100.0)	
50	475 (11.0)		326 (7.0)		156 (4.0)		2,153 (48.0)		1,085 (24.0)		69 (2.0)		191 (4.0)		4,455 (100.0)	
51	421 (10.0)		296 (7.0)		154 (3.5)		2,107 (49.0)		1,088 (25.0)		67 (1.5)		201 (4.0)		4,334 (100.0)	
52	412 (10.0)		308 (7.0)		149 (3.0)		1,997 (47.0)		1,126 (26.0)		65 (1.0)		236 (6.0)		4,293 (100.0)	
53	415 (10.0)		321 (7.0)		159 (4.0)		1,958 (45.0)		1,153 (27.0)		64 (1.0)		269 (6.0)		4,339 (100.0)	
54	409 (9.0)		322 (7.0)		165 (4.0)		1,947 (44.0)		1,178 (27.0)		64 (2.0)		302 (7.0)		4,387 (100.0)	
55	413 (9.0)		324 (7.0)		161 (4.0)		1,931 (44.0)		1,214 (28.0)		61 (1.0)		297 (7.0)		4,400 (100.0)	
56	403 (9.0)		334 (8.0)		164 (4.0)		1,921 (43.0)		1,241 (28.0)		60 (1.0)		310 (7.0)		4,433 (100.0)	
57	383 (9.0)		335 (8.0)		153 (3.0)		1,908 (43.0)		1,256 (29.0)		59 (1.0)		301 (7.0)		4,395 (100.0)	
58	364 (8.0)		341 (8.0)		157 (4.0)		1,929 (43.0)		1,285 (29.0)		57 (1.0)		306 (7.0)		4,439 (100.0)	
59	351 (8.0)		356 (8.0)		156 (4.0)		1,942 (43.0)		1,302 (29.0)		58 (1.0)		335 (7.0)		4,500 (100.0)	
60	338 (8.0)		370 (8.0)		158 (4.0)		1,972 (43.0)		1,326 (29.0)		57 (1.0)		335 (7.0)		4,556 (100.0)	
61	329 (7.0)		363 (8.0)		157 (3.0)		1,983 (43.0)		1,365 (30.0)		57 (1.0)		353 (8.0)		4,607 (100.0)	
62	314 (7.0)		387 (8.0)		161 (3.0)		2,047 (43.0)		1,400 (30.0)		59 (1.0)		385 (8.0)		4,753 (100.0)	
63	319 (7.0)		414 (8.0)		161 (3.0)		2,176 (44.0)		1,442 (29.0)		57 (1.0)		411 (8.0)		4,980 (100.0)	
平成元	330 (7.0)		420 (8.0)		159 (3.0)		2,227 (43.0)		1,462 (29.0)		60 (1.0)		471 (9.0)		5,129 (100.0)	
2	337 (6.0)		436 (8.0)		156 (3.0)		2,377 (44.0)		1,498 (28.0)		63 (1.0)		516 (10.0)		5,383 (100.0)	
3	347 (6.0)		422 (8.0)		161 (3.0)		2,470 (44.0)		1,531 (28.0)		62 (1.0)		553 (10.0)		5,546 (100.0)	
4	345 (6.2)		430 (7.7)		156 (2.8)		2,496 (44.7)		1,527 (27.4)		61 (1.1)		567 (10.2)		5,582 (100.0)	
5	331 (5.9)		431 (7.7)		152 (2.7)		2,500 (44.9)		1,527 (27.4)		61 (1.1)		571 (10.2)		5,573 (100.0)	
6	319 (5.8)		429 (7.8)		144 (2.6)		2,444 (44.2)		1,520 (27.5)		60 (1.1)		613 (11.1)		5,529 (100.0)	
7	306 (5.5)		433 (7.8)		138 (2.5)		2,490 (44.6)		1,511 (27.1)		55 (1.0)		650 (11.6)		5,583 (100.0)	
8	293 (5.2)		430 (7.6)		133 (2.4)		2,517 (44.8)		1,504 (26.7)		56 (1.0)		690 (12.3)		5,623 (100.0)	
9	283 (5.1)		428 (7.7)		128 (2.3)		2,477 (44.4)		1,473 (26.4)		54 (1.0)		732 (13.1)		5,575 (100.0)	
10	281 (5.1)		425 (7.7)		123 (2.2)		2,428 (44.0)		1,461 (26.4)		46 (0.8)		760 (13.8)		5,524 (100.0)	
11	266 (4.8)		428 (7.8)		121 (2.2)		2,408 (43.8)		1,443 (26.2)		45 (0.8)		793 (14.4)		5,504 (100.0)	
12	270 (4.9)		426 (7.7)		121 (2.2)		2,407 (43.7)		1,438 (26.1)		43 (0.8)		797 (14.5)		5,502 (100.0)	
13	268 (4.9)		427 (7.7)		118 (2.1)		2,411 (43.7)		1,443 (26.1)		40 (0.7)		815 (14.8)		5,521 (100.0)	
14	275 (5.0)		429 (7.8)		119 (2.2)		2,392 (43.3)		1,430 (25.9)		39 (0.7)		839 (15.2)		5,525 (100.0)	
15	277 (5.0)		434 (7.8)		120 (2.2)		2,412 (43.4)		1,438 (25.9)		40 (0.7)		833 (15.0)		5,554 (100.0)	
16	274 (4.9)		442 (8.0)		116 (2.1)		2,420 (43.7)		1,432 (25.8)		39 (0.7)		818 (14.8)		5,541 (100.0)	
17	277 (4.9)		451 (8.0)		115 (2.1)		2,460 (43.7)		1,452 (25.8)		40 (0.7)		832 (14.8)		5,627 (100.0)	
18	281 (4.9)		445 (7.8)		115 (2.0)		2,490 (43.8)		1,469 (25.8)		38 (0.7)		857 (15.0)		5,695 (100.0)	
19	286 (5.0)		434 (7.5)		111 (1.9)		2,552 (44.2)		1,503 (26.0)		38 (0.7)		843 (14.7)		5,767 (100.0)	
20	299 (5.2)		434 (7.6)		106 (1.9)		2,536 (44.3)		1,510 (26.3)		35 (0.6)		809 (14.1)		5,729 (100.0)	
21	287 (5.2)		425 (7.7)		102 (1.8)		2,442 (44.1)		1,497 (27.0)		31 (0.6)		752 (13.6)		5,536 (100.0)	
22	286 (5.2)		413 (7.5)		79 (1.4)		2,446 (44.6)		1,489 (27.2)		30 (0.5)		737 (13.4)		5,480 (100.0)	
23	293 (5.2)		374 (6.7)		72 (1.3)		2,469 (44.0)		1,481 (26.4)		30 (0.5)		712 (12.7)		5,431 (100.0)	
24	298 (5.3)		387 (6.9)		72 (1.3)		2,538 (45.2)		1,506 (26.8)		31 (0.6)		779 (13.9)		5,611 (100.0)	
25	307 (5.3)		368 (6.4)		70 (1.2)		2,600 (45.1)		1,544 (26.8)		33 (0.6)		841 (14.6)		5,763 (100.0)	
26	314 (5.4)		343 (6.0)		69 (1.2)		2,601 (45.1)		1,539 (26.7)		29 (0.5)		868 (15.1)		5,763 (100.0)	
27	332 (5.6)		318 (5.4)		65 (1.1)		2,694 (45.6)		1,581 (26.8)		31 (0.5)		882 (15.0)		5,903 (100.0)	

(注) 国土交通省資料による。

6. 業態別保有自動車数の推移

(表5)

年	合 計			バ ス										
	計	営業用	自家用	計	普 通 車			小 型 車						
					営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用		
昭和31	1,502			35	33	2								
36	3,404	306	3,098	58	53	5	57	53	4	0.6	0.1	0.5		
41	8,123	504	7,619	105	77	28	84	76	8	21	1.4	20		
42	9,639	539	9,100	117	79	38	88	78	10	29	1.4	28		
43	11,680	582	11,098	123	81	42	93	80	13	30	1.4	29		
44	14,024	630	13,394	154	84	70	99	82	17	55	1.5	53		
45	16,528	671	15,857	176	85	91	104	83	21	72	1.5	70		
46	18,919	709	18,210	190	85	105	104	83	21	86	1.7	84		
47	21,162	742	20,420	197	84	113	100	82	18	97	1.7	95		
48	23,870	776	23,094	206	84	122	96	82	14	110	1.7	108		
49	25,963	826	25,137	213	85	128	97	83	14	116	1.9	114		
50	27,868	848	27,020	219	86	133	102	84	18	117	1.9	115		
51	29,133	863	28,270	220	87	133	106	85	21	114	2.0	112		
52	31,048	887	30,161	222	87	135	103	85	18	119	2	117		
53	32,964	910	32,054	224	87	137	104	85	19	120	2	118		
54	35,181	945	34,236	227	88	139	105	85	20	122	3	119		
55	37,333	980	36,353	228	87	141	105	84	21	123	3	120		
56	38,992	1,008	37,984	230	89	141	107	85	22	123	4	119		
57	40,833	1,029	39,804	229	89	140	107	85	22	122	4	118		
58	42,688	1,047	41,641	230	89	141	108	85	23	122	4	118		
59	44,559	1,078	43,481	229	90	139	108	85	23	121	5	116		
60	46,363	1,114	45,249	230	90	140	109	85	24	121	5	116		
61	48,240	1,150	47,090	230	90	140	109	85	24	121	5	116		
62	50,223	1,184	49,039	232	91	141	110	85	25	122	6	116		
63	52,544	1,236	51,308	233	91	142	110	85	25	123	6	117		
平成元	55,137	1,300	53,837	239	93	146	112	86	26	127	7	120		
2	57,994	1,355	56,639	242	94	148	114	87	27	128	7	121		
3	60,499	1,410	59,089	246	95	151	115	87	28	131	8	123		
4	62,712	1,455	61,257	247	95	152	116	87	29	131	8	123		
5	64,498	1,484	63,014	248	96	152	116	87	29	132	9	123		
6	66,278	1,499	64,779	246	96	150	116	87	29	130	9	121		
7	68,104	1,545	66,559	245	96	149	115	86	29	130	10	120		
8	70,106	1,589	68,517	243	95	148	114	85	29	129	10	119		
9	71,776	1,632	70,144	242	95	147	113	84	29	129	11	118		
10	72,857	1,660	71,197	241	96	145	113	84	29	128	12	116		
11	73,688	1,661	72,027	237	96	141	111	83	28	126	13	113		
12	74,581	1,672	72,909	235	96	139	110	82	28	125	14	111		
13	75,524	1,698	73,826	236	99	137	110	83	27	126	16	110		
14	76,270	1,706	74,564	234	100	134	110	83	27	124	17	107		
15	76,892	1,711	75,181	233	102	131	110	84	26	123	18	105		
16	77,390	1,725	75,665	233	103	130	112	85	27	121	18	103		
17	78,278	1,757	76,521	232	105	127	110	85	25	122	20	102		
18	78,992	1,778	77,214	232	106	126	110	85	25	122	21	101		
19	79,236	1,791	77,445	231	107	124	110	86	24	121	21	100		
20	79,081	1,796	77,285	231	108	123	110	86	24	121	22	99		
21	78,801	1,768	77,033	230	108	122	110	86	24	120	22	98		
22	78,694	1,735	76,959	228	108	120	108	85	23	120	23	97		
23	78,661	1,953	76,708	227	108	119	108	85	23	119	23	96		
24	79,113	1,948	77,165	226	108	118	108	85	22	119	23	95		
25	79,625	1,928	77,697	226	109	117	108	85	22	119	24	95		
26	80,273	1,721	78,551	226	110	116	108	86	22	118	24	94		
27	80,670	1,729	78,941	227	111	116	109	87	22	119	24	95		
28	81,131	1,859	79,272	231	114	117	111	89	22	120	25	95		
29	81,261	1,767	79,494	234	116	118	113	91	22	121	25	96		
対前年度比	(100.2)	(95.1)	(100.3)	(101.3)	(101.8)	(100.9)	(101.8)	(102.2)	(100.0)	(100.8)	(100.0)	(101.1)		

- (注) 1. 上記数字は3月末現在である。
 2. 「その他」は特殊用途車・大型特殊車である。
 3. 千台未満は四捨五入した。よって合計と一致しない。
 4. 「小型二輪」及び「軽自動車」については、統計上、営業用・自家用の区別をしていないため、便宜上「自家用」区分としている。
 5. 国土交通省資料による。

(単位：千台)

乗用車			トラック			その他			小型二輪車	軽自動車	年
計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用			
158	47	111	693	93	600	34			51	531	昭和31
440	76	364	1,316	166	1,150	80	11	69	50	1,460	36
1,878	151	1,727	2,870	255	2,615	164	21	143	48	3,058	41
2,475	162	2,313	3,407	274	3,133	189	24	165	55	3,396	42
3,274	175	3,099	4,057	298	3,756	224	28	196	64	3,938	43
4,291	190	4,101	4,672	323	4,349	263	33	230	77	4,567	44
5,512	206	5,306	5,126	343	4,783	306	37	269	110	5,298	45
6,777	218	6,559	5,460	365	5,095	352	41	311	172	5,968	46
8,173	226	7,947	5,792	386	5,406	344	46	398	220	6,436	47
9,965	227	9,738	6,263	414	5,849	461	51	410	238	6,737	48
11,598	233	11,365	6,721	447	6,274	515	61	454	262	6,654	49
13,207	238	12,969	7,055	461	6,594	557	63	494	277	6,553	50
14,822	243	14,579	7,371	469	6,902	596	64	532	257	5,867	51
16,206	245	15,961	7,758	488	7,270	631	67	564	277	5,954	52
17,569	246	17,323	8,023	506	7,517	671	71	600	292	6,185	53
19,186	248	18,938	8,388	533	7,855	720	76	644	328	6,332	54
20,559	249	20,310	8,647	564	8,083	766	80	686	384	6,749	55
21,543	250	21,293	8,683	586	8,097	794	83	711	445	7,297	56
22,515	251	22,264	8,655	603	8,052	823	86	737	522	8,089	57
23,389	251	23,138	8,564	618	7,946	852	89	763	617	9,036	58
24,283	252	24,031	8,462	643	7,819	880	93	787	700	10,005	59
25,027	252	24,775	8,318	617	7,701	976	155	821	776	11,036	60
25,847	252	25,595	8,306	704	7,602	944	104	840	851	12,062	61
26,688	253	26,435	8,203	669	7,534	1,055	171	884	912	13,133	62
27,825	255	27,570	8,281	706	7,575	1,008	184	824	974	14,223	63
28,976	256	28,720	8,473	752	7,721	1,174	199	975	1,016	15,259	平成元
30,882	257	30,625	8,613	790	7,823	1,237	214	1,023	1,045	15,975	2
32,437	260	32,177	8,746	826	7,920	1,302	229	1,073	1,000	16,768	3
33,950	260	33,690	8,826	857	7,969	1,367	243	1,124	1,022	17,300	4
35,234	260	34,974	8,822	874	7,948	1,418	254	1,164	1,070	17,706	5
36,509	259	36,250	8,778	881	7,897	1,469	263	1,206	1,128	18,148	6
37,755	257	37,498	8,768	909	7,859	1,541	283	1,258	1,177	18,618	7
39,103	256	38,847	8,736	935	7,801	1,645	303	1,342	1,209	19,170	8
40,476	256	40,220	8,694	962	7,732	1,555	319	1,236	1,225	19,584	9
41,283	258	41,025	8,564	975	7,589	1,650	331	1,319	1,243	19,876	10
41,783	258	41,525	8,347	968	7,379	1,754	339	1,415	1,269	20,298	11
42,056	257	41,799	8,134	969	7,165	1,838	350	1,488	1,288	21,030	12
42,365	256	42,109	8,106	1,105	7,001	1,754	238	1,516	1,308	21,755	13
42,528	259	42,269	7,907	1,102	6,805	1,754	245	1,509	1,334	22,513	14
42,655	263	42,392	7,666	1,095	6,571	1,720	251	1,469	1,352	23,266	15
42,624	267	42,357	7,414	1,097	6,317	1,674	258	1,416	1,370	24,075	16
42,776	271	42,505	7,280	1,115	6,165	1,643	266	1,377	1,397	24,950	17
42,747	273	42,474	7,160	1,126	6,034	1,618	273	1,345	1,428	25,807	18
42,230	274	41,956	7,014	1,132	5,882	1,600	278	1,322	1,453	26,708	19
41,469	274	41,195	6,884	1,135	5,749	1,578	279	1,299	1,479	27,440	20
40,799	271	40,528	6,568	1,111	5,457	1,528	278	1,250	1,505	28,171	21
40,420	265	40,155	6,363	1,083	5,280	1,512	279	1,233	1,524	28,647	22
40,135	250	39,885	6,215	1,076	5,139	1,646	296	1,350	1,535	29,050	23
40,143	244	39,899	6,136	1,074	5,062	1,495	284	1,211	1,543	29,569	24
40,009	241	39,768	6,068	1,073	4,995	1,502	288	1,214	1,566	30,254	25
39,821	239	39,582	6,041	1,080	4,961	1,514	292	1,222	1,595	31,075	26
39,491	237	39,255	6,029	1,086	4,943	1,525	295	1,230	1,611	31,786	27
39,354	234	39,120	6,019	1,097	4,922	1,540	300	1,240	1,628	32,128	28
39,492	232	39,260	6,030	1,113	4,917	1,560	306	1,254	1,642	32,303	29
(100.4)	(99.1)	(100.4)	(100.2)	(101.5)	(99.9)	(101.3)	(102.0)	(101.1)	(100.9)	(100.5)	対前年度比

7. 高速バスの運行状況

年	事業者数	運行系統数 (延)	運行回数 (1日)	輸送人員 (年間)		高速自動車国道 供 用 キ ロ
				全乗合	高速バス	
	社	本	回	百万人	千人	km
昭和41	5	8	101	9,862	3,846	189.7
51	23	56	453	9,119	11,216	1,888.3
60	51	199	1,516	7,179	29,155	3,554.8
61	57	249	1,866	6,998	32,538	3,720.9
62	60	262	1,961	6,848	34,325	3,909.8
63	78	313	2,253	6,699	40,165	4,279.6
平成元	95	478	2,444	6,629	43,952	4,406.1
2	117	772	2,952	6,552	50,585	4,660.5
3	129	957	3,501	6,500	55,884	4,869.4
4	137	1,093	3,670	6,496	57,213	5,054.9
5	138	1,128	3,668	6,358	55,210	5,404.4
6	141	1,243	3,491	6,196	51,991	5,574.3
7	144	1,307	4,176	5,939	54,474	5,677.1
8	147	1,388	4,462	5,756	55,006	5,929.6
9	143	1,420	4,597	5,600	57,690	6,114.3
10	153	1,483	4,827	5,400	59,705	6,385.3
11	153	1,589	5,506	5,172	66,691	6,531.3
12	154	1,532	5,207	4,937	66,604	6,615.2
13	158	1,617	5,569	4,803	69,687	6,860.8
14	169	1,638	6,018	4,633	76,955	6,959.6
15	165	1,530	5,744	4,503	85,596	7,187.4
16	177	1,592	5,953	4,448	83,464	7,333.5
17	187	1,730	6,293	4,335	84,355	7,363.4
18	200	2,010	6,521	4,244	79,048	7,389.1
19	270	3,077	8,698	4,241	99,197	7,421.6
20	281	3,451	9,453	4,264	101,351	7,553.7
21	295	4,049	10,431	4,304	109,920	7,640.8
22	299	4,263	11,405	4,178	105,820	7,788.9
23	310	4,722	12,454	4,158	103,853	7,894.6
24	313	4,818	12,666	4,118	103,737	8,021.3
25	311	4,778	12,251	4,125	108,615	8,334.5
26	365	5,229	14,223	4,176	109,862	8,410.7
27	365	4,996	15,756	4,175	115,703	8,427.7

- (注) 1. 上記数字は、3月末現在である。ただし、61年度以前の実績は、輸送人員 (年間) 及び高速自動車国道供用キロを除き、6月1日現在のものである。
2. 平成18年までは、当該系統距離の半分以上を高速自動車国道・都市高速道路及び本四連絡道路を利用して運行する乗合バスを高速バスとした。平成20年からは、1系統距離が50km以上のものを高速バスとした。(平成19年の数値については、一部補正した。)
3. 運行系統数は各事業者の運行系統数の合計で、共同運行事業者については重複計上されている。
4. 国土交通省資料による。

Ⅱ. バス事業

1. 乗合バス事業

(1) 平成28年度乗合バス事業の収支状況

【全事業者の概況】

- 収 入：収入については、前年度と比較して0.5%の微増。
- 支 出：支出については、前年度と比較して1.0%の微増。
- 経常収支率：前年度から0.5ポイント悪化して96.5%。黒字事業者は89者〔81者〕で、調査対象事業者全体の36.2%〔34.0%〕。

(調査対象事業者は、保有車両数30両以上の246者〔238者〕)

(注) 調査対象事業者数は、運賃ブロック毎の事業者数の合計の値であり、〔 〕内の事業者数については、2以上の運賃ブロックにまたがる事業者の重複分を除いた値。2以上の運賃ブロックにまたがる事業者について、ブロック毎で黒字・赤字が異なる場合、事業規模（運送収入）の大きいブロックの経常収支率により計上。

① 事業主体別の収支状況等について

- 民営バスの経常収支率は、収入よりも支出の増加幅が上回ったため、前年度に比べ減少（97.5% → 97.2%）。
- 公営バスの経常収支率は、収入が減少し、支出が増加したため、前年度に比べ減少（95.1% → 94.2%）。
- 公営バスの経常収支率（94.2%）が90%を超え、民営バスの経常収支率（97.2%）との差は、15年前と比べ大きく縮小。

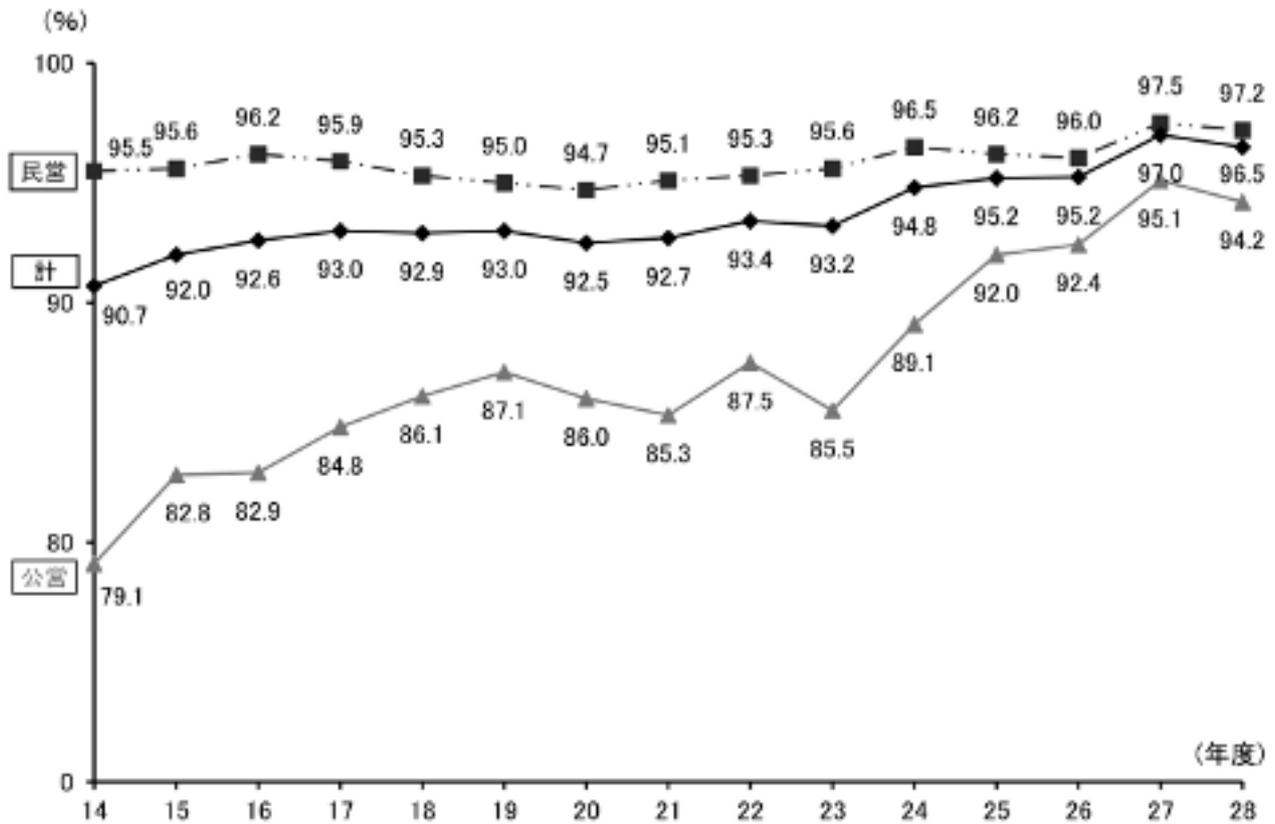
② 大都市部とその他地域について

- 大都市部の経常収支率は、収入よりも支出の増加幅が上回ったため、前年度に比べ減少（103.2% → 103.1%）。
- その他地域の経常収支率は、収入よりも支出の増加幅が上回ったため、前年度に比べ減少（88.3% → 87.4%）。
- 大都市部の経常収支率（103.1%）が、昨年度に引き続き100%を超え、その他地域の経常収支率（87.4%）との差は拡大。

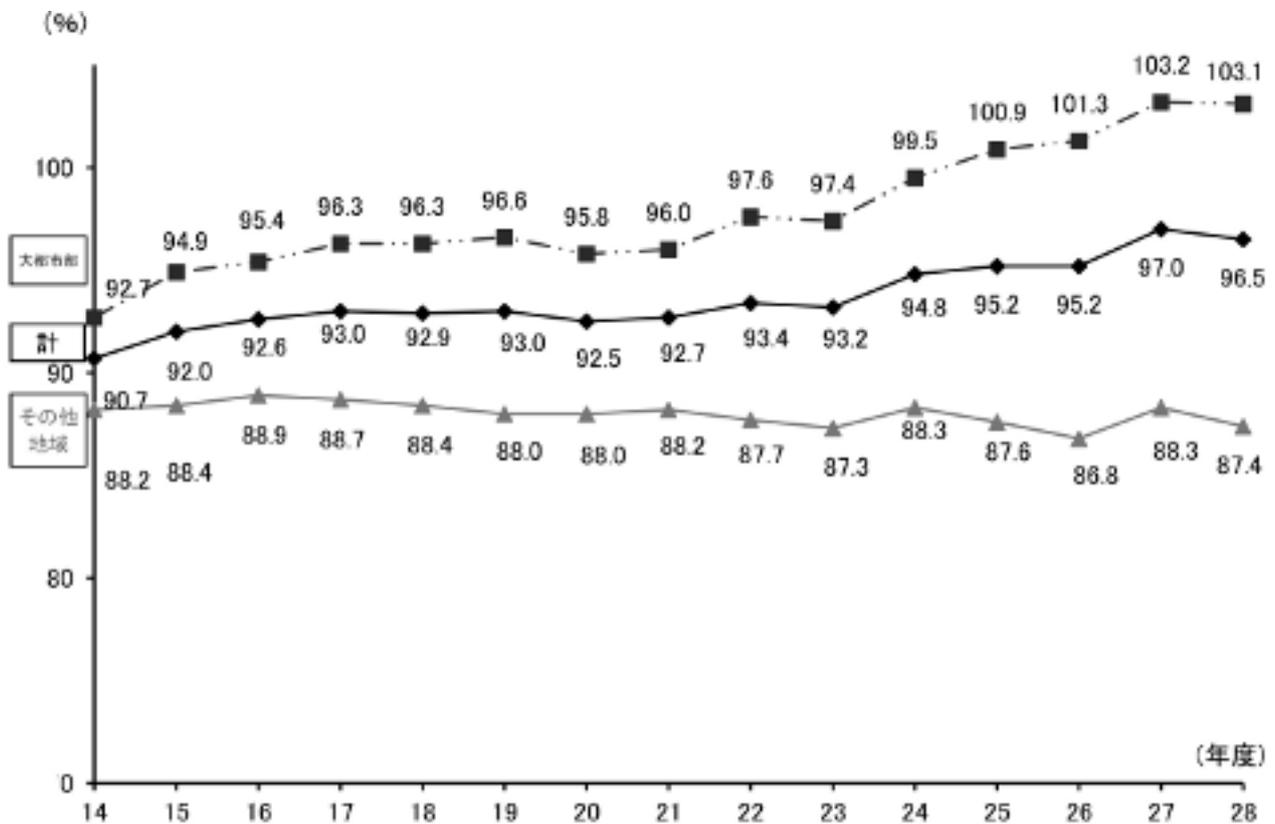
※大都市部（三大都市圏）とは、千葉、武相（東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県）、京浜（東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市）、東海（愛知県、三重県及び岐阜県）、京阪神（大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域））ブロックの集計値。

※国土交通省 資料

(図1) 年度別収支率の推移 (民营・公営)



(図2) 年度別収支率の推移 (大都市部・その他地域)



(表1) 収支状況の推移 (民営・公営)

(単位：億円)

年度	民営・公営の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
24	民営	5,599	5,805	△ 206	96.5	72 (65)	160 (157)	232 (222)
	公営	1,538	1,726	△ 188	89.1	2	21	23
	計	7,137	7,531	△ 394	94.8	74 (67)	181 (178)	255 (245)
25	民営	5,623	5,848	△ 225	96.2	72 (65)	161 (160)	233 (225)
	公営	1,527	1,660	△ 133	92.0	2	20	22
	計	7,150	7,508	△ 358	95.2	74 (67)	181 (180)	255 (247)
26	民営	5,604	5,835	△ 231	96.0	70 (63)	162 (161)	232 (224)
	公営	1,515	1,640	△ 124	92.4	3	17	20
	計	7,119	7,475	△ 356	95.2	73 (66)	179 (178)	252 (244)
27	民営	5,684	5,830	△ 146	97.5	83 (76)	146 (145)	229 (221)
	公営	1,526	1,605	△ 79	95.1	4	15	19
	計	7,210	7,435	△ 225	97.0	87 (80)	161 (160)	248 (240)
28	民営	5,727	5,894	△ 167	97.2	86 (78)	142 (142)	228 (220)
	公営	1,520	1,614	△ 94	94.2	3	15	18
	計	7,247	7,508	△ 261	96.5	89 (81)	157 (157)	246 (238)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. () 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 収支状況の推移 (大都市部及びその他地域)

(単位：億円)

年度	地域の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
24	大都市部	4,343	4,365	△ 23	99.5	52 (45)	31 (28)	83 (73)
	その他地域	2,794	3,165	△ 371	88.3	22	150	172
	計	7,137	7,531	△ 394	94.8	74 (67)	181 (178)	255 (245)
25	大都市部	4,365	4,327	38	100.9	52 (45)	27 (26)	79 (71)
	その他地域	2,785	3,181	△ 396	87.6	22	154	176
	計	7,150	7,508	△ 358	95.2	74 (67)	181 (180)	255 (247)
26	大都市部	4,389	4,331	58	101.3	55 (48)	27 (26)	82 (74)
	その他地域	2,730	3,144	△ 414	86.8	18	152	170
	計	7,119	7,475	△ 356	95.2	73 (66)	179 (178)	252 (244)
27	大都市部	4,463	4,323	140	103.2	59 (52)	23 (22)	82 (74)
	その他地域	2,747	3,111	△ 364	88.3	28	138	166
	計	7,210	7,435	△ 225	97.0	87 (80)	161 (160)	248 (240)
28	大都市部	4,491	4,354	137	103.1	60 (52)	21 (21)	81 (73)
	その他地域	2,756	3,154	△ 398	87.4	29	136	165
	計	7,247	7,508	△ 261	96.5	89 (81)	157 (157)	246 (238)

(注) 1. 高速バス及び定期観光バスを除く。

2. () 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

3. 大都市部 (三大都市圏) とは、千葉、武相 (東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜 (東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海 (愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神 (大阪府、京都府 (京都市を含む大阪府に隣接する地域) 及び兵庫県 (神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)) ブロックの集計値。

(注) 国土交通省資料による。

(表3) 人件費及び諸経費の原価に占める割合の推移

(単位：%)

年度	費目	原価に占める割合			原価に占める割合		
		民 営	公 営	計 (平均)	大都市部	その他地域	計 (平均)
24	人件費	56.6	55.0	56.3	55.9	56.8	56.3
	燃料油脂費	10.1	6.8	9.4	7.8	11.5	9.4
	その他諸経費	33.2	38.2	34.4	36.3	31.7	34.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25	人件費	56.5	54.3	56.0	55.9	56.3	56.0
	燃料油脂費	10.9	7.6	10.1	8.5	12.3	10.1
	その他諸経費	32.6	38.1	33.8	35.6	31.4	33.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
26	人件費	57.0	54.0	56.4	56.2	56.5	56.4
	燃料油脂費	10.3	7.5	9.7	8.3	11.6	9.7
	その他諸経費	32.7	38.6	34.0	35.5	31.9	33.9
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27	人件費	58.5	56.6	57.9	56.1	58.9	57.9
	燃料油脂費	8.5	7.0	8.0	6.4	9.0	8.0
	その他諸経費	33.0	36.4	34.1	37.5	32.0	34.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28	人件費	58.1	55.7	57.6	57.5	57.7	57.6
	燃料油脂費	7.4	5.0	6.9	5.9	8.2	6.9
	その他諸経費	34.6	39.3	35.6	36.6	34.1	35.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(表4) 実車走行キロ当たり収入・原価の推移

○民営・公営

(単位：円・銭)

項 目	年 度	24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
		民 営	公 営	計(平均)												
取 入 原 価		377.52	595.33	409.83	381.31	605.53	414.52	384.19	615.70	417.62	392.21	624.47	425.73	399.77	638.72	433.81
		391.41	668.04	432.45	397.10	658.14	435.26	400.06	666.15	438.48	402.28	656.54	438.97	411.46	678.24	449.46
内 人 件 費		221.68	367.36	243.29	224.41	357.60	243.88	228.11	359.53	247.09	233.05	358.38	251.14	223.03	361.21	242.71
	燃料油脂費	39.62	45.35	40.47	43.11	50.06	44.13	41.19	49.64	42.41	31.80	38.23	32.73	30.27	33.93	30.79
	その他諸経費	130.11	255.33	148.69	129.58	250.48	147.25	130.76	256.98	148.98	137.43	259.93	155.10	158.16	283.10	175.96

○大都市部・その他地域

(単位：円・銭)

項 目	年 度	24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
		大都市部	その他地域	計(平均)												
取 入 原 価		552.76	292.33	409.83	560.70	289.29	414.52	562.39	295.38	417.62	570.14	301.61	425.73	579.38	307.79	433.81
		555.62	331.20	432.45	555.83	330.37	435.26	554.94	340.14	438.48	552.27	341.59	438.97	561.68	352.31	449.46
内 人 件 費		310.50	188.03	243.29	310.48	188.96	243.28	312.01	192.27	247.09	314.14	196.99	251.14	305.42	188.43	242.71
	燃料油脂費	43.28	38.15	40.47	47.39	34.87	40.47	45.85	39.50	42.41	35.40	30.43	32.73	32.90	28.96	30.79
	その他諸経費	201.84	105.02	148.69	197.96	106.54	151.51	197.08	108.37	148.98	202.73	114.17	155.11	223.36	134.92	175.96

(表5) ブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック別	収支別	事業者数			収入	支出	損益	経常収支率 (%)
		黒字	赤字	計				
北北海道	民営	0	10	10	6,888	9,081	△2,194	75.8
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	10	10	6,888	9,081	△2,194	75.8
南北海道	民営	2	3	5	30,984	32,498	△1,514	95.3
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	3	5	30,984	32,498	△1,514	95.3
東北	民営	1	10	11	14,940	18,991	△4,051	78.7
	公営	0	2	2	8,419	12,813	△4,393	65.7
	計	1	12	13	23,359	31,803	△8,444	73.4
羽越	民営	0	11	11	10,587	13,994	△3,407	75.7
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	11	11	10,587	13,994	△3,407	75.7
長野	民営	0	4	4	4,046	4,675	△629	86.5
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	4	4	4,046	4,675	△629	86.5
北関東	民営	4	5	9	12,537	13,868	△1,330	90.4
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	4	5	9	12,537	13,868	△1,330	90.4
千葉	民営	(16) 16	(3) 3	(19) 19	32,772	30,141	2,631	108.7
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	(16) 16	(3) 3	(19) 19	32,772	30,141	2,631	108.7
武蔵・相模	民営	(13) 13	(3) 3	(16) 20	110,393	105,921	4,472	104.2
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	(17) 17	(3) 3	(16) 20	110,393	105,921	4,472	104.2
京浜	民営	(11) 15	(0) 0	(11) 15	97,240	87,716	9,524	110.9
	公営	1	2	3	64,896	66,617	△1,721	97.4
	計	(12) 16	(2) 2	(14) 18	162,136	154,333	7,803	105.1
山梨・静岡	民営	4	9	13	19,908	20,824	△917	95.6
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	4	9	13	19,908	20,824	△917	95.6
東海	民営	3	5	8	23,112	25,184	△2,072	91.8
	公営	0	1	1	20,465	21,970	△1,505	93.2
	計	3	6	9	43,577	47,154	△3,577	92.4
北陸	民営	2	6	8	9,867	10,546	△679	93.6
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	6	8	9,867	10,546	△679	93.6
北近畿	民営	5	9	14	17,244	19,659	△2,415	87.7
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	5	9	14	17,244	19,659	△2,415	87.7
南近畿	民営	1	4	5	10,839	12,145	△1,306	89.2
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	4	5	10,839	12,145	△1,306	89.2
京阪神	民営	6	4	10	51,343	49,785	1,557	103.1
	公営	2	3	5	48,880	48,046	834	101.7
	計	8	7	15	100,223	97,832	2,391	102.4
山陰	民営	0	4	4	2,445	3,794	△1,349	64.5
	公営	0	1	1	554	787	△232	70.5
	計	0	5	5	2,999	4,581	△1,581	65.5
山陽	民営	5	17	22	30,716	35,091	△4,375	87.5
	公営	0	1	1	532	858	△325	62.1
	計	5	18	23	31,249	35,949	△4,700	86.9
四国	民営	0	8	8	6,392	9,041	△2,649	70.7
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	8	8	6,392	9,041	△2,649	70.7
北九州	民営	3	16	19	58,569	59,324	△755	98.7
	公営	0	4	4	6,077	7,626	△1,549	79.7
	計	3	20	23	64,646	66,950	△2,304	96.6
南九州	民営	0	9	9	14,984	20,264	△5,280	73.9
	公営	0	1	1	2,182	2,695	△514	80.9
	計	0	10	10	17,165	22,959	△5,794	74.8
沖縄	民営	2	2	4	6,867	6,869	△2	100.0
	公営	-	-	-	-	-	-	-
	計	2	2	4	6,867	6,869	△2	100.0
全国	民営	(78) 86	(142) 142	(220) 228	572,672	589,413	△16,740	97.2
	公営	3	15	18	152,006	161,411	△9,405	94.2
	計	(81) 89	(157) 157	(238) 246	724,678	750,824	△26,146	96.5

(注) () 内の数は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表6) ブロック別実車走行キロ当たりの収入・原価

(単位：円・銭)

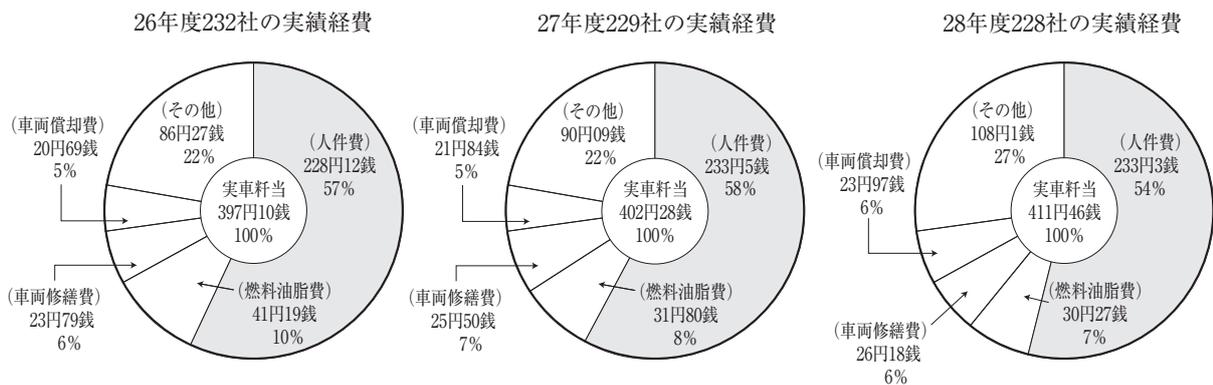
科目 ブロック別	民営公営 の別	収入			運 送 原 価						
		営業収入	営業外収入	合 計	人件費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	利 子	諸 経 費	合 計
北 北 海 道	民 営	223.97	4.58	228.55	187.03	29.54	21.01	15.09	2.34	46.33	301.33
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	223.97	4.58	228.55	187.03	29.54	21.01	15.09	2.34	46.33	301.33
南 北 海 道	民 営	363.28	0.93	364.21	207.36	32.64	28.46	26.84	0.58	86.13	382.01
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	363.28	0.93	364.21	207.36	32.64	28.46	26.84	0.58	86.13	382.01
東 北	民 営	251.41	3.76	255.17	189.23	30.85	36.77	14.92	2.08	50.50	324.35
	公 営	470.48	23.75	494.22	344.84	38.74	48.98	40.09	0.67	278.80	752.12
	平均	300.78	8.26	309.04	210.54	32.63	39.52	20.59	1.76	115.72	420.76
羽 越	民 営	252.70	1.85	254.54	182.71	29.89	33.31	17.88	7.36	65.29	336.45
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	252.70	1.85	254.54	182.71	29.89	33.31	17.88	7.36	65.29	336.45
長 野	民 営	382.72	2.84	385.56	265.94	34.44	46.50	24.91	1.51	72.17	445.48
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	382.72	2.84	385.56	265.94	34.44	46.50	24.91	1.51	72.17	445.48
北 関 東	民 営	262.31	1.01	263.32	184.69	24.70	21.55	15.67	0.95	43.71	291.27
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	262.31	1.01	263.32	184.69	24.70	21.55	15.67	0.95	43.71	291.27
千 葉	民 営	481.24	4.87	486.11	278.47	32.06	20.52	32.41	0.51	83.11	447.09
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	481.24	4.87	486.11	278.47	32.06	20.52	32.41	0.51	83.11	447.09
武蔵・相模	民 営	527.47	3.04	530.51	297.83	32.53	23.01	28.46	0.70	126.49	509.02
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	527.47	3.04	530.51	297.83	32.53	23.01	28.46	0.70	126.49	509.02
京 浜	民 営	696.36	3.39	699.75	384.80	33.80	20.62	35.38	0.65	155.96	631.22
	公 営	787.13	11.49	798.61	542.31	34.34	22.48	29.75	2.00	188.91	819.79
	平均	729.85	6.38	736.23	425.52	34.00	21.31	33.31	1.15	185.51	700.80
山梨・静岡	民 営	355.83	2.51	358.33	216.40	28.28	28.85	19.06	0.76	81.48	374.83
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	355.83	2.51	358.33	216.40	28.28	28.85	19.06	0.76	81.48	374.83
東 海	民 営	328.18	2.16	330.34	167.89	28.30	25.62	27.36	0.33	110.46	359.95
	公 営	568.15	0.50	568.65	343.36	32.37	26.93	11.47	0.45	195.87	610.46
	平均	409.69	1.60	411.29	215.42	29.68	26.06	21.96	0.37	151.54	445.04
北 陸	民 営	356.18	6.59	362.77	224.61	31.44	33.40	27.07	2.23	68.98	387.73
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	356.18	6.59	362.77	224.61	31.44	33.40	27.07	2.23	68.98	387.73
北 近 畿	民 営	327.83	5.95	333.78	219.44	29.39	31.06	26.36	1.08	73.18	380.52
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	327.83	5.95	333.78	219.44	29.39	31.06	26.36	1.08	73.18	380.52
南 近 畿	民 営	399.44	4.12	403.56	299.71	30.36	29.20	26.78	2.11	64.03	452.20
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	399.44	4.12	403.56	299.71	30.36	29.20	26.78	2.11	64.03	452.20
京 阪 神	民 営	508.93	4.99	513.92	270.51	33.26	36.63	30.26	0.11	127.56	498.33
	公 営	652.83	11.72	664.56	285.02	35.60	34.00	18.68	2.52	277.42	653.22
	平均	569.95	7.85	577.80	255.88	34.25	35.52	25.35	1.13	211.88	564.01
山 陰	民 営	156.52	2.34	158.86	153.75	24.46	21.38	11.47	0.69	34.74	246.49
	公 営	261.25	68.08	329.33	183.46	29.73	37.68	29.67	0.27	186.62	467.43
	平均	166.84	8.83	175.67	156.60	24.98	22.98	13.26	0.65	49.79	268.27
山 陽	民 営	302.09	4.17	306.25	215.30	29.11	26.49	24.22	2.09	52.66	349.87
	公 営	197.69	4.46	202.15	251.51	24.08	11.20	5.93	0.01	32.92	325.66
	平均	299.41	4.17	303.59	199.19	28.98	26.10	23.75	2.04	69.19	349.25
四 国	民 営	212.36	3.13	215.49	188.09	25.63	27.59	15.56	1.07	46.87	304.80
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	212.36	3.13	215.49	188.09	25.63	27.59	15.56	1.07	46.87	304.80
北 九 州	民 営	362.16	2.01	364.17	209.39	27.05	22.63	19.47	1.49	88.85	368.87
	公 営	290.42	8.89	299.31	213.44	29.80	21.11	19.03	0.21	92.00	375.58
	平均	354.12	2.78	356.90	193.83	27.36	22.46	19.42	1.34	105.21	369.62
南 九 州	民 営	193.70	2.71	196.41	148.39	26.10	25.70	6.19	1.06	58.19	265.63
	公 営	318.38	76.32	394.70	214.11	22.29	18.59	39.78	1.13	191.71	487.62
	平均	202.12	7.69	209.81	143.51	25.84	25.22	8.46	1.07	76.53	280.63
沖 縄	民 営	219.80	1.93	221.73	122.62	32.84	19.54	15.15	2.00	29.66	221.81
	公 営	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均	219.80	1.93	221.73	122.62	32.84	19.54	15.15	2.00	29.66	221.81
全 国 計	民 営	396.60	3.17	399.77	223.03	30.27	26.18	23.97	1.23	106.77	411.46
	公 営	626.33	12.38	638.72	361.21	33.93	28.38	23.36	1.62	229.73	678.24
	平均	429.32	4.49	433.81	242.71	30.79	26.50	23.89	1.29	124.29	449.46

(表7) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率の推移 (民営)

(単位:円・銭)

年度	項目 調査 会社数	人件費	燃料 油脂費	車両 修繕費	車両 償却費	その他	計	対前年 上昇率
	社							%
15	227	239.74 (63.0)	25.03 (6.6)	18.79 (4.9)	17.68 (4.6)	79.00 (20.8)	380.24 (100.0)	△2.2
16	225	228.02 (60.7)	27.30 (7.3)	19.43 (5.2)	19.02 (5.0)	82.09 (21.8)	375.86 (100.0)	△1.2
17	226	219.44 (58.6)	32.12 (8.6)	19.27 (5.1)	20.37 (5.4)	83.42 (22.3)	374.62 (100.0)	△0.3
18	227	223.68 (58.2)	35.00 (9.1)	19.67 (5.1)	22.14 (5.8)	83.80 (21.8)	384.29 (100.0)	2.2
19	228	220.37 (56.5)	37.74 (9.7)	20.14 (5.2)	25.76 (6.6)	85.68 (22.0)	389.69 (100.0)	1.4
20	227	219.80 (55.4)	41.04 (10.3)	20.88 (5.3)	27.44 (6.9)	87.90 (22.1)	397.06 (100.0)	1.9
21	228	220.77 (57.1)	31.10 (8.0)	20.96 (5.4)	27.38 (7.1)	86.47 (22.4)	386.68 (100.0)	△2.6
22	228	220.97 (56.9)	35.40 (9.1)	21.10 (5.4)	26.90 (6.9)	84.00 (21.6)	388.37 (100.0)	0.4
23	234	221.05 (56.7)	39.05 (10.0)	24.48 (6.3)	24.48 (6.3)	84.25 (21.6)	390.20 (100.0)	1.0
24	232	221.68 (56.6)	39.62 (10.1)	22.45 (5.7)	22.84 (5.8)	84.82 (21.7)	391.41 (100.0)	0.3
25	233	224.41 (56.5)	43.11 (10.9)	23.25 (5.8)	20.68 (5.2)	85.65 (21.6)	397.10 (100.0)	1.5
26	232	228.12 (57.0)	41.19 (10.3)	23.79 (5.9)	20.69 (5.2)	86.27 (21.6)	400.06 (100.0)	0.7
27	229	233.05 (57.9)	31.80 (7.9)	25.50 (6.4)	21.84 (5.4)	90.09 (22.4)	402.28 (100.0)	0.5
28	228	223.03 (54.3)	30.27 (7.3)	26.18 (6.3)	23.97 (5.8)	108.01 (26.3)	411.46 (100.0)	2.2

(図3) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率 (民営)



(注) 国土交通省資料による。

2. 都市交通

(1) 概要

乗合バスの輸送人員は、大都市圏においては増加しているが、地方都市は自家用車への依存により長期的には減少傾向にある。今後とも、都市における乗合バスは地球温暖化防止等の環境問題、超高齢化社会への対応のため、公共交通機関として社会的に期待されるものが大きいと思われる。反面、交通渋滞により定時性の確保が図られず利用者からの信頼を失っており、走行環境を改善し、都市機能を改善させることが喫緊の課題である。

このことは、マイカー利用からバスへ利用を転換することにより、二酸化炭素排出量削減のための環境改善、事故発生可能性を低下させる交通安全、交通空間の有効利用の面からも重要であり、バスの快適性の向上、運行頻度の増加等サービス改善に資するものである。

また、これとあわせてバス事業者においても利用者サービスの充実に努め、公共輸送機関に誘導することが求められる。

このため、バスの輸送サービスの具体的な改善措置は、①バスの走りやすい交通環境づくりの措置として、バス専用レーンの設置、バス優先信号の導入、②利用者に高度なサービス提供をするための措置として、ICカードシステムの導入、利用者にバスの接近情報を知らせるバスロケーションシステムの導入、停留所の改善、ノンステップバスの導入、運行管理等を含めたバス路線総合管理システムの導入、バスターミナルの整備、③都市構造、需要構造の変化に対応した輸送力の確保対策として、BRTの導入、乗継システムの導入、バス路線の再編、地域のニーズに対応した系統の設定・車両の導入、デマンドバス、④違法駐車取り締まりの強化、⑤誰にでもわかりやすい情報を提供するバスマップの作成・配布、ホームページ等による利用案内等がある。

こうした施策を講ずることにより、バス交通の活性化に結びつき、マイカー利用者を公共交通機関に移転させ、都市部の交通総量抑制につながり、環境政策の観点からも有効である。

(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）（国土交通省）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。

このような観点から、先進安全自動車（ASV）の導入、デジタル式運行記録計等の導入、社内安全教育の実施、過労運転防止のための先進的な取り組み等を重点的に支援する。

自動車運送事業者による先進安全自動車(ASV)導入の支援 【予算額：947百万円の内数】

■ ASVの活用による事業用自動車の安全性向上を図るため、自動車運送事業者によるASV導入を支援する。

【補助率：導入費用の1/2】 対象装置：衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、車両安定性制御装置

<対象装置等の拡充等>

・ドライバー異常時対応システム

▶ ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合に、乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両を自動的に停止させるシステム



・先進ライト(自動防眩型前照灯等)

▶ 前方の先行車や対向車等を検知し、ハイビームの照射範囲のうち当該車両のエリアのみを部分的に減光する機能を有するヘッドライト等



自動車運送事業の安全総合対策事業(ドライブレコーダー等支援) 【予算額：947百万円の内数】

■ 政府目標(第10次交通安全基本計画)の達成に向け、ドライブレコーダー等運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進する。また、特に貸切バスに対しては一層の普及促進策を講じる。

●ドライブレコーダー等の導入に対する支援 【補助率：導入費用の1/3】



ドライブレコーダーの活用効果

- 運転者の安全意識が向上
- 事故時の記録映像データによる効果的な安全運転指導が可能
- 記録映像の活用により、事故調査・分析の高度化

<貸切バスへの装着見込み>

- **ドライブレコーダー** 装着率30% (平成28年度末)
→ 装着率見込み60% (平成30年度末)
- **デジタル式運行記録計** 装着率35% (平成28年度末)
→ 装着率見込み50% (平成30年度末)

●過労運転防止のための先進的な取組みに対する支援 【補助率：導入費用の1/2】

IT機器を活用し、運行中のドライバーの疲労度合いや運行状況をリアルタイムに把握することで過労運転防止に効果的な取組みを支援する。



●社内安全教育の実施に対する支援 【補助率：導入費用の1/3】

事故防止対策の専門家からコンサルティング指導を受ける取組みを支援する。

(3) バス専用通行帯、バス優先通行帯等

平成27年度末現在

管 区	区分 都道府県	バス優先対策		
		バス専用通行帯	バス優先通行帯	バス以外の車両通行止め
		延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)
	北海道	55.8	37.9	0.0
東 北	青森県	15.1	21.1	0.0
	岩手県	4.8	1.4	31.0
	宮城県	9.6	21.9	2.9
	秋田県	4.5	7.2	0.0
	山形県	0.0	1.3	0.0
	福島県	1.3	45.0	9.5
	警視庁	156.7	106.2	7.6
関 東	茨城県	17.7	0.0	41.2
	栃木県	1.3	17.4	0.0
	群馬県	0.7	19.6	0.0
	埼玉県	0.0	8.0	0.0
	千葉県	0.1	22.4	0.0
	神奈川県	24.3	96.0	9.5
	新潟県	29.2	7.3	0.7
	山梨県	2.2	0.0	0.1
	長野県	5.8	5.3	4.3
	静岡県	9.1	15.4	0.4
中 部	富山県	1.8	16.0	29.1
	石川県	17.8	0.0	0.4
	福井県	1.6	14.7	0.0
	岐阜県	0.0	11.0	0.0
	愛知県	64.3	35.8	3.5
	三重県	0.0	8.7	3.5
	滋賀県	0.0	0.0	0.1
近 畿	京都府	46.8	0.0	1.7
	大阪府	75.2	22.1	10.8
	兵庫県	12.8	62.5	4.2
	奈良県	0.0	6.8	48.3
	和歌山県	0.0	4.5	0.2
	鳥取県	0.2	8.1	0.3
中 国	島根県	0.0	0.7	25.5
	岡山県	3.3	15.3	2.6
	広島県	55.0	48.6	2.3
	山口県	1.7	78.4	1.2
	徳島県	0.7	13.1	0.1
四 国	香川県	0.0	9.0	0.4
	愛媛県	0.0	19.1	0.0
	高知県	1.6	0.0	0.0
	福岡県	71.6	21.8	0.9
九 州	佐賀県	0.0	2.1	0.0
	長崎県	11.4	0.0	0.2
	熊本県	8.9	0.0	0.2
	大分県	24.3	1.8	0.1
	宮崎県	3.0	1.2	0.2
	鹿児島県	12.9	12.2	0.3
	沖縄県	29.2	0.0	5.5
	合 計	782.3	846.7	248.8

出典：警察庁

3. 地方交通

(1) 地方交通の状況

① 乗合バス事業者は、全国的に厳しい状況が続いている中、通勤、通学、通院、買い物等の地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たすべく経営努力をしている。

特に地方部においては、バスは主として高齢者や学生に利用されており、バス利用者は絶対数が少ない上に、自家用車の普及や人口の減少、少子高齢化の影響を受け、減少傾向が続いている。最近の状況としては、輸送人員の減少幅が依然として大きく、経営に与える影響が深刻化しており、そのため経営破綻したり、大規模な路線廃止がおこなわれている地域もある。

また、多くの事業者があらゆる合理化努力を行っているにもかかわらず、バリアフリー対策や環境対策等への対応によるコストアップにより、極めて厳しい経営状況に陥っており、公的支援なくして路線網を維持することが困難な状況になっている。

そのため生活交通路線を維持するためには、各地域のバス事業者と地方公共団体、更には地域住民や商店街等が十分な連携と適切な役割分担の下に、地域ニーズを十分に把握しながら、全体として効率的かつ充実した輸送サービスの確保を図っていくことが必要である。

② 長期的な方向性を踏まえた交通に関する施策

バス業界が強く求めてきた交通政策基本法が平成25年11月に成立し、12月4日公布、施行になった。

同法に基づく「交通政策基本計画」については、平成27年2月に閣議決定され、「我が国の交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策」について下記の通り定められた。

ア. 計画期間（平成26年度～平成32年度）

イ. 基本計画の構成

・交通に関する施策の基本的方針

現在の社会的経済的課題に対応した交通関係施策を、以下の3つの基本的方針の下で推進。

A. 豊かな国民生活に質する使いやすい交通の実現

B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

・交通に関する施策の目標

交通政策基本法の規定を踏まえつつ、計画期間内に目指すべき目標及びその趣旨を記載するとともに、目標に向けた達成状況を評価するための数値を設定。

・交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

目標の各々について、計画期間中に取り組むべき主要な施策として、これまでの取組みを更に推進して行くものに加え、取組み内容を今後新たに検討するものについても、積極的に記述。

③ まちづくりや観光振興など地域戦略である地域公共交通網形成計画の策定

交通政策基本計画で示された地域公共交通に関する取組を具体的に推進するための枠組みとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域公共交通活性化再生法」）の一部改正法が、平成26年5月に成立し、同年11月に施行された。

地域公共交通活性化再生法は、市町村が自らの地域の交通体系について検討し、その活性化・再生のための地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」）を策定する仕組みを構築するため平成19年に制定され、平成25年度末までに全国で500以上の連携計画の策定がなされた。

一方で、連携計画については、まちづくりや観光振興など地域戦略との一体性が不十分であることや、総合的な交通ネットワークの計画づくりではなく廃止路線等への個別・局所的な対応にとどまりがちなど、いくつかの課題も顕在化したことから、平成26年の地域公共交通活性化再生法の改正で、

ア. 地方公共団体が協議会を組織し、公共交通事業者その他の関係者との連携の下で地域公共交通網形成計画を策定する

イ. 地域公共交通ネットワークの再編を具体的に進める地域公共交通再編実施計画を、地方公共団体が公共交通事業者等の同意を得て策定するなど、地方公共団体が先頭に立って、地域の関係者が知

恵を出し合い、その合意の下に、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワークを実現する枠組みが創設された。

特に、まちづくりとの連携に関しては、他の立地適正化計画の策定と連携することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現であり、地域公共交通網形成計画に基づく実施に向けた「地域公共交通再編実施計画」が策定され、国の認定を受けた。

※地域公共交通網形成計画=332件が策定済み。(平成29年11月末国土交通省調査)

※地域公共交通再編実施計画=21件が策定済み。(平成29年11月末国土交通省調査)

(2) 地域公共交通確保維持改善事業

平成30年度予算額 210億円 (対前年度比0.98)

改正地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援するもの。

① 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

存続が危機に瀕している陸上交通の生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを一体的かつ継続的に支援するもの。支援に当たっては、地域特性や実情に応じた地域に最適な生活交通ネットワークを確保維持するため、地域間生活交通のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活交通等について一体的に支援する。

② 地域公共交通バリア解消促進等事業

バリアフリー化、利用環境の改善等を図るものであり、自動車交通関係ではノンステップバス、福祉・UD タクシーの導入、バスターミナルのバリアフリー化、BRT（連節バス等を利用した快速高速バスシステム）等を支援するもの。

【関連事項】 持続可能な地域公共交通ネットワークの実現

予算額20,995百万円の内数

- ・地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。

<内 容>

1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

- ・過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- ・バス車両の更新等
- ・離島航路・航空路の運航

2. 快適で安全な公共交通の構築

- ・ノンステップバスの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備等
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

3. 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- ・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査
- ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための新たな方針の策定に係る調査

4. 地域公共交通ネットワーク再編の促進

国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく以下の事業について、まちづくり支援とも連携し、重点的に支援

- ・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
- ・地域鉄道の上下分離等

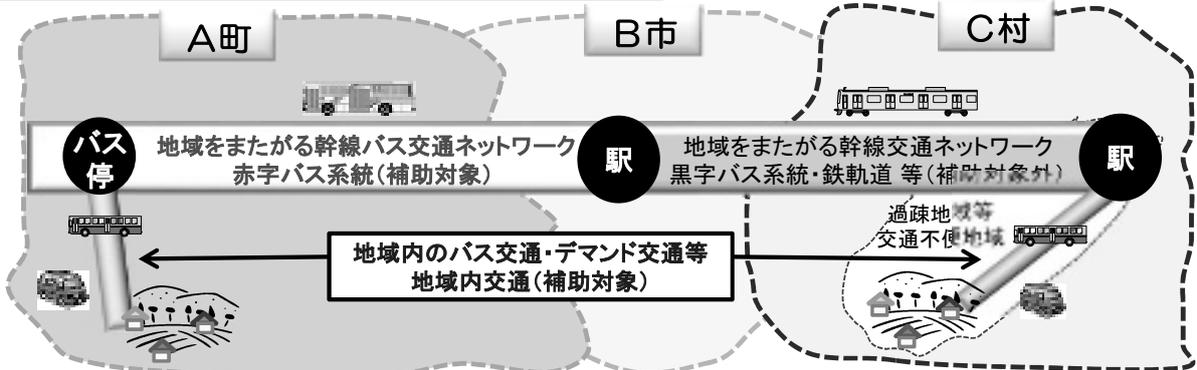
注) 上記のほか、東日本大震災からの復興加速に係る経費（復興庁予算1,177百万円）がある。

また、エレベーターやホームドアの整備、交通系 IC カードの導入など交通サービスのインバウンド対応は、訪日外国人旅行者受入環境整備対策事業（観光庁予算9,632百万円の内数）において、地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道局予算3,982百万円の内数）において、それぞれ引き続き支援。

【参考】「地域公共交通確保維持改善事業」におけるバス交通への支援

地域公共交通確保維持事業(陸上交通)

住民の生活に必要なバス交通への支援のイメージ



幹線バス交通に対する補助の主な要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること。
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

地域内フィーダーバス交通に対する補助の主な要件

- ・「補助対象となる幹線バス交通ネットワークに係る地域内交通」又は「補助対象外となる幹線交通ネットワークに係る地域内交通」
- ・幹線アクセス性: 幹線バス交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであること。
- ・サービス充実性: 新たに運行、または、公的支援を受けるものであること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

国が事前算定による予測収支差の1/2を補助

バス車両の更新に対する支援

車両減価償却費等補助金

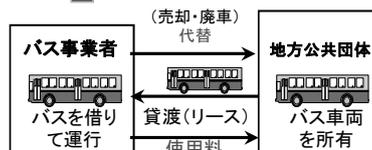
- ・車両購入に係る減価償却費及び金融費用について5年間かけて補助【補助率】1/2

【金融費用】
購入に係る借入について、その金利を補助(購入価格の2.5%限度)



公有民営方式車両購入費補助金

- ・地方公共団体がバス車両を購入して事業者へ貸与する「公有民営方式」に対して補助
【補助対象者】地方公共団体
【補助率】1/2(上限:750万円)
【補助方式】2年間で均等に分割して交付



協議会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

地域公共交通バリア解消促進等事業及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

バリアフリー化等に対する支援

- ・ノンステップバス、リフト付バスの導入
【補助率】通常車両価格との差額の1/2等(上限140万円)



- ・福祉タクシー・UDタクシーの導入
【補助率】1/3
(上限80万円(リフト付)、60万円(スロープ付))



- ・BRTシステム(連節ノンステップバス及びそれと一体的に整備する停留所施設等)
【補助率】1/3



- ・ICカードシステム、バスロケーションシステム等
【補助率】1/3



【関連事項】 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

予算額 9,632百万円の内数

訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等の多言語対応の一層の促進、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受入環境の整備に向けてさらにきめ細やかな支援を行う。

1. ICT等を活用した多言語化・観光地の魅力向上

- 訪日外国人旅行者との円滑なコミュニケーションを確保するため公共交通機関のICTを活用した多言語コミュニケーション支援、無料公衆無線LAN環境の一層の充実、観光案内所・観光拠点情報交流施設の刷新、増加するムスリム旅行者に対応可能な受入体制の強化等を支援
- 空港利用者にとってより利便性の高い出入国環境へ刷新するための先導的調査を実施

■観光案内所

観光案内所
新設・改修等

大型モニターを使った
観光案内

VR（仮想現実）体験

スタッフ研修費

デジタル
サイネージ
多言語表記
等

※一部のメニューについてはカテゴリーⅠ案内所も対象

**■観光拠点情報
・交流施設**

多言語表記・展示室

体験・学習スペース
等

**■各地域におけ
るムスリム受
入体制支援**

受入ノウハウに関する
セミナーの開催
等

■多言語化

ICTを活用した分かりやすい案内標識

■タブレット端末の整備

多言語案内用タブレット端末の整備

**■車両等を含めた無料公衆
無線LAN環境の整備**

車内Wi-Fi

駅構内Wi-Fi

2. 滞在時の快適性の向上

- 外国人旅行者にも利用しやすい公衆トイレの洋式化・機能向上、旅館・ホテルの快適な環境への改善を支援



3. 観光地までの移動円滑化

- ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現する取組を支援



4. 訪日外国人旅行者の受入環境調査

- 訪日外国人旅行者の滞在・移動等の受入環境に関する不満・要望をSNS等のビッグデータも活用しながら調査・検証し、具体的な解決策を検討
- 多言語音声翻訳システムの観光関係者を対象とした全国的な利活用実証の推進



(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財税措置

① 日本バス協会の調査結果と特別交付税の増額

日本バス協会では毎年事業者の協力を得て「地方バス路線維持費申請状況」の調査を実施している。この調査は、総務省から都道府県と市町村に交付されている「地方バス路線の運行維持」を目的とした特別交付税が、バス運行に正しく使途されているかを調べるものである。

(申請状況はP31「平成29年度地方バス路線維持費申請状況」を参考。)

総務省の発表によると、地方交通確保の決定額は下記の通り推移をしているが、平成23年度から地域公共交通確保維持改善事業として「生活交通サバイバル戦略」に基づく支援が実施されるなど、公共交通に関する決定額が増加している。

【特別交付税交付額の年度別決定額の推移】

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総務省交付額	505億円	538億円	575億円	597億円	601億円

注1：資料出所＝総務省自治財政局財政課による報道資料

② 特別交付税

総務省では、地方公共団体が地域協議会における結論などに基づき、地域の足の確保やまちづくりの観点から、地域の実情に応じて路線バスの維持、自治体のバス運行、車両購入等の生活交通確保対策を講じるために要する経費に対して、地方財政措置を講じている。

主なものは下記項目になっている。

- ・ 地域交通の確保（地方バス、離島航路、地域鉄道支援 等）
- ・ 台風・豪雨災害等 ・ 除排雪 ・ 地域医療の確保（公立病院 等）
- ・ 消防、救急 ・ 公営企業の経営基盤強化（上下水道 等） ・ 原油高騰対策 など

③ 地方バスの運行維持に要する経費措置

乗合バスの運行維持に関する経費は「特別交付税に関する省令」で定められ、地方公共団体が、地域協議会における結論等に基づき地域の足を確保するため、地域の実情に応じて路線バスの維持等に要する経費に対し、8割の特別地方交付税措置がされている。

◆以下の経費を対象として地方財政措置を講じている。

ア. 地方バス運行対策費補助（国庫補助）に係るもの

- ・ 路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

イ. 地方単独事業

- ・ 国庫補助対象外の路線を運行する路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

国庫補助地方負担分 (路線維持費・車両購入費)	負担額の8割
地方単独補助 うち車両購入補助	負担額の8割 負担額の8割

(表1) 地方バス路線維持費国庫補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）交付実績の推移

(単位：千円)

項目		年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
維持生活費	運行費	金額									2,811,065	6,500,200	6,659,166	6,399,684	
		事業者数										175	204	206	219
		系統数										1,595	1,843	1,860	1,895
補助路線	車両購入費	金額									1,668,580	818,237	629,517	779,720	
		事業者数										73	95	97	80
		車両数										235	203	193	131
補助特別指定制定生活金費	運行費	金額								57,214	117,775		12,133	46,174	
		事業者数									11	13		5	10
		車両数										58	95		5
補助特別指定制定生活金費	車両購入費	金額									60,855	49,801		38,694	
		事業者数										9	6		5
		車両数										12	10		14
安全事業費	運行対策補助金	金額						310,780	296,278	288,622					
		事業者数							32	38	23				
		車両数							71	58	56				
生活路線維持費補助金	第2種生活路線	金額	7,669,952	7,863,782	7,460,267	7,201,138	7,259,649	6,441,706	5,326,861	4,507,674	1,807,511				
		事業者数	157	154	154	156	150	152	151	140	128				
		系統数	4,195	4,255	4,107	4,074	4,041	3,775	3,477	3,190	2,352				
	第3種生活路線	金額	763,153	862,509	877,468	936,873	879,756	523,097	670,567	1,244,738					
		事業者数	61	61	61	63	67	38	50	71					
		車両数	194	191	205	213	207	122	145	201					
	第3種生活路線	金額	604,414	541,431	586,087	608,711	698,886	730,513	997,900	930,514	507,630	7,318,437			
		事業者数	69	71	70	73	78	87	96	87	86	86			
		系統数	634	523	540	645	691	824	1,226	1,152	1,114	1,114			
廃止路線等代替補助金	車両購入費	金額	129,669	153,505											
		市町村数	62	69											
		車両数	87	103											
	初年度開設費	金額	3,385	11,101											
		市町村数	9	22											
	運行費	金額	1,422,212	1,566,120											
市町村数		440	452												
合計			10,592,785	10,998,448	8,923,822	8,746,722	8,838,291	8,006,096	7,291,606	7,089,617	6,962,002	6,962,002	7,300,816	7,264,272	

項目		年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
維持生活費	運行費	金額	6,459,550	6,672,235	6,575,841	6,796,189	6,326,243	6,304,551	7,150,099	7,225,923	8,054,936	8,031,901	8,180,501	8,556,076
		事業者数	217	217	213	208	202	202	248	224	226	229	224	226
		系統数	1,799	1,725	1,645	1,611	1,576	1,526	1,638	1,711	1,709	1,681	1,647	1,621
補助路線	車両購入費	金額	689,787	746,781	1,095,511	1,125,637	1,376,903	36,927	325,944	550,956	832,382	904,049	1,109,405	1,086,676
		事業者数	71	71	84	83	95	29	55	75	88	94	96	103
		車両数	139	128	161	160	198	66	191	317	483	618	770	852
補助特別指定制定生活金費	運行費	金額	52,972	11,873										
		事業者数	10	7										
		系統数	24	20										
補助特別指定制定生活金費	車両購入費	金額												
		事業者数												
		車両数												
生活路線	運行費	金額			2,242									
		事業者数				2								
		系統数				2								
補助交通再生金	車両購入費	金額			7,906									
		事業者数				2								
		車両数				2								
路線合理化促進費	運行費	金額				81,616	204,823	93,943	128,920					
		事業者数				56	95	66	97					
		系統数				392	748	486	667					
合計			7,202,309	7,430,889	7,681,500	8,003,442	7,907,969	6,435,421	7,604,963	7,776,879	8,887,318	8,935,950	9,289,906	9,642,752

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 平成29年度地方バス路線維持費申請状況(都道府県・市町村補助)

単位:千円

局別	都道府県	都道府県補助									市町村補助									合計		対前年増減
		生活交通路線維持費			車両購入費			運行委託費			生活交通路線維持費			車両購入費			運行委託費			事業者数	金額	
		事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額			
北海道	北海道	12	50	299,795	1	2	7,220	0	0	0	10	56	420,174	1	2	4,386	2	2	16,679	13	748,254	△ 2,019,789
東北	青森	1	25	119,740	1	2	26,459	0	0	0	4	219	740,455	1	9	202,176	1	8	19,321	4	1,108,151	△ 1,103,098
	岩手	5	89	276,005	0	0	0	0	0	7	162	377,891	0	0	0	6	84	283,499	13	937,395	75,109	
	宮城	3	17	62,103	1	4	136,000	0	0	0	4	186	1,966,767	1	32	5,460	2	100	479,937	6	2,650,267	544,223
	秋田	4	118	186,184	0	0	0	2	10	26,220	4	108	675,447	0	0	0	2	16	137,370	6	999,001	△ 169,779
	山形	2	15	76,421	1	5	12,174	0	0	0	2	29	108,887	0	0	0	3	15	118,912	4	316,394	△ 262,078
	福島	5	57	328,770	2	13	12,341	1	9	32,000	7	224	965,949	0	0	0	5	117	366,633	13	1,673,693	146,786
	計	20	321	1,049,223	5	24	186,974	3	19	58,220	28	928	4,835,396	2	41	207,636	19	340	1,405,672	46	7,684,901	△ 768,837
	北陸信越	新潟	13	141	329,729	0	0	0	0	0	17	299	871,369	1	1	1,528	3	13	62,129	20	1,264,755	△ 824,600
富山		1	1	1,794	0	0	0	0	0	1	1	1,555	0	0	0	0	0	0	2	3,349	△ 862,528	
石川		2	12	21,353	1	11	7,021	0	0	0	2	38	50,168	1	11	7,021	1	5	65,000	5	150,563	△ 329,445
長野		2	15	77,987	3	13	27,020	0	0	0	8	122	406,026	2	4	22,115	6	99	511,258	11	1,044,406	△ 412,452
計		18	169	430,863	4	24	34,041	0	0	0	28	460	1,329,118	4	16	30,664	10	117	638,387	38	2,463,073	△ 2,429,025
関東	茨城	5	35	112,077	1	15	10,421	1	4	62,000	12	244	534,723	1	15	10,421	7	102	706,186	19	1,373,828	778,603
	栃木	6	59	105,531	1	7	17,500	0	0	0	9	57	217,199	1	7	17,500	8	92	578,129	16	935,859	103,258
	群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	49,000	1	49,000	△ 1,218,445	
	埼玉	5	17	22,129	4	22	12,949	0	0	0	8	98	1,011,018	3	21	11,077	7	102	1,085,282	12	2,142,455	289,661
	千葉	2	10	222,532	1	1	300	0	0	0	4	47	80,175	2	2	2,400	6	70	348,063	11	653,470	93,656
	東京	1	5	54,549	2	10	10,780	0	0	0	7	71	516,128	2	14	31,069	6	52	568,684	13	1,181,210	△ 292,181
	神奈川	1	2	16,223	0	0	0	0	0	0	5	151	1,110,389	3	16	32,684	6	54	546,757	11	1,706,053	△ 296,749
	山梨	3	26	34,289	1	6	8,166	0	0	0	2	6	47,973	0	0	0	2	27	248,822	4	339,250	△ 296,724
	計	23	154	567,330	10	61	60,116	1	4	62,000	47	674	3,517,605	12	75	105,151	43	510	4,130,923	87	8,381,125	△ 838,921
	中部	福井	3	3	14,084	2	4	1,655	0	0	0	1	1	3,856	0	0	0	3	10	94,316	6	113,911
岐阜		12	278	324,243	7	34	46,687	0	0	0	7	169	804,464	1	1	7,330	7	171	667,101	19	1,849,825	△ 673,889
静岡		10	140	616,785	7	25	37,594	3	10	74,391	16	235	885,584	1	3	17,273	7	103	762,253	20	2,319,489	△ 71,167
愛知		4	22	102,304	1	14	17,500	0	0	0	5	45	193,159	1	7	45,406	3	88	862,595	8	1,220,964	△ 442,218
三重		2	46	244,227	1	10	12,000	0	0	0	1	7	19,566	0	0	0	1	388	1,672,114	2	1,947,907	271,426
計	31	489	1,301,643	18	87	115,436	3	10	74,391	30	457	1,906,629	3	11	70,009	21	760	4,058,379	55	7,452,096	△ 1,668,793	
近畿	滋賀	1	1	3,246	1	3	497	0	0	0	2	15	5,151	1	2	1,830	0	0	0	2	10,724	△ 1,382,138
	京都	6	31	135,283	5	37	39,138	0	0	0	10	75	461,252	1	2	780	5	16	167,027	11	803,480	302,394
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	129	785,561	1	3	10,808	5	50	346,470	10	1,142,839	201,640
	奈良	2	22	176,985	1	8	8,728	1	7	81,516	2	75	226,724	0	0	0	1	108	420,395	2	832,832	48,923
	和歌山	9	24	102,455	4	5	9,344	0	0	0	7	51	225,535	1	1	1,654	4	38	156,903	13	495,891	106,664
	兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	7,541,000	1	14	11,143	1	4	27,344	1	7,579,577	5,717,164
	計	18	78	417,969	11	53	57,707	1	7	81,516	30	363	9,245,223	5	22	26,215	16	216	1,118,229	39	10,865,343	4,994,647
中国	鳥取	4	56	185,007	2	61	82,253	0	0	0	2	180	609,674	0	0	0	0	0	0	4	876,934	88,491
	島根	4	95	141,173	2	28	38,764	0	0	0	6	145	539,930	0	0	0	3	10	43,053	10	762,920	423,915
	岡山	8	52	105,390	2	9	11,310	1	12	8,577	9	116	413,927	1	1	8,215	1	21	28,924	12	567,766	△ 73,391
	広島	17	93	243,295	6	73	107,372	0	0	0	15	285	726,154	1	1	2,345	4	24	53,718	19	1,132,884	△ 1,258,202
	山口	6	30	105,382	3	19	25,023	0	0	0	10	322	1,020,961	0	0	0	2	15	103,511	12	1,254,877	△ 828,308
計	39	326	780,247	15	190	264,722	1	12	8,577	42	1,048	3,310,646	2	2	10,560	10	70	229,206	57	4,595,381	△ 1,647,495	
四国	徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 344,645
	香川	2	10	32,235	1	4	29,728	0	0	0	2	14	57,086	1	1	6,894	0	0	0	4	125,943	△ 287,753
	愛媛	6	39	226,716	4	19	35,394	0	0	0	5	121	501,509	1	11	117,456	1	4	30,625	8	911,700	△ 67,214
	高知	6	31	142,241	3	25	34,164	0	0	0	7	93	425,690	1	1	20,574	3	23	214,809	10	837,478	32,628
計	14	80	401,192	8	48	99,286	0	0	0	14	228	984,285	3	13	144,924	4	27	245,434	22	1,875,121	△ 666,984	
九州	福岡	3	14	58,270	1	6	7,750	0	0	0	6	55	251,306	2	61	41,224	3	34	189,065	7	547,615	△ 648,487
	佐賀	7	71	143,477	3	27	40,246	0	0	0	8	181	520,555	1	3	15,523	1	9	56,996	9	776,797	19,497
	長崎	14	82	210,546	3	20	23,305	0	0	0	19	318	940,313	3	4	5,161	1	5	42,280	21	1,221,605	105,590
	熊本	2	27	123,721	0	0	0	0	0	0	4	256	1,923,104	0	0	0	2	27	70,024	4	2,116,849	△ 134,219
	大分	2	4	16,814	0	0	0	0	0	0	3	34	47,926	0	0	0	2	23	46,216	4	110,956	△ 526,388
	宮崎	1	30	129,428	1	33	51,131	0	0	0	1	36	130,193	0	0	0	1	31	212,489	2	523,241	△ 78,418
	鹿児島	3	11	78,297	1	2	3,944	0	0	0	4	88	139,789	0	0	0	1	75	136,485	5	358,515	△ 989,385
計	32	239	760,553	9	88	126,376	0	0	0	45	968	3,953,186	6	68	61,908	11	204	753,555	52	5,655,578	△ 2,251,810	
沖縄	沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 34,726
合計		207	1,906	6,008,815	81	577	951,878	9	52	284,704	274	5,182	29,502,262	38	250	661,453	136	2,246	12,596,464	409	49,720,872	△ 7,331,733

日本バス協会調べ:平成30年3月10日現在

(注) 旧80条関係は非集計

※対前年増減は、平成29年度申請予定(見込)額の回答があった事業者と平成28年度調査回答事業者との差。

※本データは国庫協調分を含む。

4. 乗合バスの運賃について

(1) ICカードの導入および営業政策的な割引について

① ICカードシステムの導入状況

ICチップが内蔵されたICカードは、定期入れに入れたままカードリーダーにかざすだけで運賃収受が可能のため、利用者、乗務員の負担が軽減される。さらに、主な公共交通機関が1枚のカードで利用できることから、利用者の減少が続いているバス事業者にとっては利用者の増加が期待されている。

平成29年4月現在、昨年と比べ4事業者増加し全国で234事業者（前年230者）が導入している。

カッコ内は前年数

平成29年4月1日現在

都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	サービス内容
北海道	道北バス	11.11.30	Do カード	定期券（1・3ヶ月）及び回数券機能新規発売額2,000円（デポジット込） 乗継割引 デポジット500円 入金に応じてプレミア有り
		26.11	Do カード	H11発売のDOカードを刷新 H27.2より旭川電気軌道 ASACA との相互利用を開始 乗継割引、相互乗継割引
	北海道北見バス	15.3.12	IC バスカード	乗継割引 入金額に応じてプレミア有り
	札幌市交通局、北海道中央バス、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつ	25.6.22	SAPICA	乗継割引 オートチャージ 障がい者割引 全国相互利用交通 IC カードも利用可
		26.2.20	SAPICA（定期券）	
	旭川電気軌道	24.11.1	Asaca（アサカ）	乗継割引 H27.2より道北バス Do カードとの相互利用を開始（SF 利用のみ）
	函館バス	29.3月中	Nimoka（ニモカ）	ポイント還元制 乗継割引
岩 手 宮 城	東日本旅客鉄道	25.8.3	Odeca（オデカ）	SF 利用のほか定期券にも対応
		27.3.14	Suica（スイカ）	全国相互利用系 IC カードも利用可（SF 利用のみ）
宮 城	宮城交通、ミヤコーバス、仙台市交通局	27.12.6	icsca（イクスカ）	ポイント制 障がい者割引 デポジット500円
福 島	福島交通	22.10.30	NORUCA（ノルカ）回数券	1,000円～20,000円 入金額に応じてプレミア額有り （一般、学生別） 乗継割引 障がい者割引 デポジット500円
		23.10.1	NORUCA（ノルカ）定期券	SF 機能付可能
茨 城	日立電鉄交通サービス	19.10.1	でんてつハイカード	乗継割引（1時間以内乗継の場合、2回目乗車運賃より一律30円〔小児20円〕割引）
茨 城	ジェイアールバス関東	19.3.18	スイカカード	普通運賃より10～20円の割引（定額の場合は、適用せず区間乗車状況割引額を設定）
栃 木 群 馬 千 葉		27.8.1		佐野市店古河営業所管内の古河線に導入
		27.8.1		長野原支店管内の滋賀草津高原線に導入
		27.9.1		東関東支店管内の多古本線、栗源線に導入
埼 玉 東 京	西武バス	27.4.1	全額式 IC 定期券	設置運賃区間 180円～230円 設定金額230円は全線フリー（一部区間を除く） 大人特殊・大人介護は設定運賃180円で全線フリー（一部路線を除く）
		28.4.1	学トク IC 定期券 小学生定期券	全線フリー（一部路線を除く）

東 京 神 奈 川 千 葉 埼 玉 その他	東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、関東バス、西武バス、京成バス、国際興業、相鉄バス、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス、伊豆箱根バス、箱根登山バス、川崎鶴見臨港バス、小田急箱根高速バスなど	19.3.18	PASMO (パスモ)	バス利用特典サービス (ポイント制)
	横浜交通開発	19.12.9		
	朝日自動車、茨城急行自動車	19.12.15		
	富士急行 (富士急山梨バス、フジエクスプレス他グループバス)	20.3.24		
	富士急シティバス、富士急静岡バス	20.3.29		
	川越観光自動車	20.9.13		
	国際十王交通	21.1.31		
	京成トランジットバス	21.3.17		
	東武バス日光	22.2.23		
	関東鉄道	25.3.31		
	東京空港交通	26.1.21		
	日東交通	27.3.21		
	山梨交通	27.12.7		
	成田空港交通	28.3.16		
鴨川日東バス	28.3.19			
山交タウンコーチ	28.12.5			
東 京	京王電鉄バス (京王電鉄バスグループ全5社)	23.2.1	モットクパス	設定運賃区間 180円～360円 ※ (360円は全線フリー定期券)
	西東京バス	25.3.25	IC 金額定期券	乗車区間が制限されない金額式 IC 定期券
東 京 千 葉 埼 玉	京成バス	27.3.1	IC カード金額式定期券	適用路線の設定運賃区間 (150～410円)で利用可能な定期券 〔適用区間〕 京成バス東京都内全線 京成タウンバス全線 (三郷線を除く) 県下一部路線 (南行線、環七シャトル、四ツ木線戸ヶ崎線)
	京成タウンバス			
東 京 静 岡	小田急箱根高速バス	19.3.18	PASMO (パスモ)	片道運賃のみ
山 梨	山梨交通	27.12.7	IC カード金額式定期券	適用路線の設定運賃区間 (150～600円)で利用可能定期券【600円上限設定】
山 梨 静 岡	山交タウンコーチ	28.12.5	IC カード金額式定期券	適用路線の設定運賃区間 (上限600円)で利用可能定期券
		28.12.12		
新 潟	新潟交通 新潟交通観光バス	23.4.24	りゅーと	ポイント制 乗継割引
長 野	長電バス アルピコ交通	24.10.27	KURURU (クルル)	乗継割引 ポイント制
富 山	富山地方鉄道	23.3.5	ecomyca (エコマイカ)	SF 利用普通運賃10%割引
石 川	北陸鉄道、ほくてつバス、北鉄金沢バス、加賀白山バス	16.12.1	ICa (アイカ)	グループで利用出来るハウスカード 事前入金方式 (1,000円単位) デポジット500円
岐 阜	岐阜乗合自動車 岐阜バスコミュニティ 日本タクシー	18.12.1	ayuca (アユカ) 乗車券	金額減算式 IC カード回数乗車券 ・事前入金方式 (1,000円単位) ・運賃の2%をポイントとして付与し、 該当月分の累計ポイントを翌月以降の 初回利用時に10円単位で還元 ・利用額に応じたポイント付与制度有 ・他社の交通系 IC カードとの共通利用 不可 ・その他、乗継 割引有
		18.10		
		19.3.16	ayuca 定期	SF 機能付可能
静 岡	遠州鉄道	14.3.1	ナイスパス (Nice Pass)	・鉄道、バス全線で利用可能 ・定期券機能、SF 機能の両方利用可能 ・SF 入金プレミアムあり
	しずてつジャストライン	18.3.1	LuLuCa (ルルカ)	ポイント制 定期券機能、SF 機能の両方利用可能 障がい者割引 全国相互利用交通系 IC カード利用可能 一部路線 (薬科線) 乗継割引開始
愛 知	名古屋市交通局 名鉄バス 豊栄交通	23.2.11	manaca (マナカ)	乗継割引 障がい者割引 ポイント制 デポジット500円
		28.4.1		

三重	三重交通 三交伊勢志摩交通 三重急行自動車 八風バス	28.4.1	emica (エミカ)	乗継割引 ポイント制 全国交通系 IC カードの片利用可能
滋賀	近江鉄道	15.4.1	バス IC カード	自社単独ハウスカード デポジット500円 入金額に応じてプレミア有り
京都 兵庫	京阪京都交通 神戸市交通局 神戸交通振興 (一部路線) 神鉄バス 京都市交通局 京都京阪バス 尼崎交通事業振興	20.3.1 20.9.1 20.10.1 26.12.14 27.3.1 28.3.20	ICOCA	
大阪 京都 兵庫 その他	大阪市交通局、高槻市交通部、京阪バス、阪急バス、大阪空港交通など 京阪京都交通 神戸市交通局 神戸交通振興 (一部路線) 神鉄バス 水間鉄道 江若交通 南海バス 京都市交通局 京都京阪バス 西日本 J R バス 近鉄バス 尼崎交通事業振興 計30社	18.2.1 20.3.1 20.9.1 20.10.1 21.6.1 23.11.1 26.4.1 26.12.24 27.3.1 27.3.14 27.4.1 28.3.20	PiTaPa (ピタパ)	ポイント制 ICOCA の利用も可能
大阪	南海バス、南海ウイングバス南部	28.10.1	なっち	デポジット (500円) 普通清算・・・1,000円チャージ毎に 120円のプレミア 時間帯・日時制限なし、乗継割引 昼割引精算・・・1,000円チャージ毎に 200円のプレミア (平日) 精算が10時～16時の間利用可能 (土日祝) 終日利用可能
兵庫	神姫バス 神姫ゾーンバス 神姫グリーンバス ウエスト神姫 山陽バス	18.1.20 18.4.1 21.7.1 22.10.1 24.3.17	NicoPa (ニコパ)	乗継割引 PiTaPa、ICOCA も使える (割引なし) グループカード (ポイントカード) サービス
	伊丹市交通局	20.4.1	itappy (イタッピー)	乗継割引 入金額に応じてプレミア有 デポジット (500円) (pitapa, ICOCA 使用可)
	阪神バス、阪急バス、阪急田園バス 尼崎交通事業振興	24.4.1 28.3.20	hanica (ハニカ)	10% プレミアムサービス (プリペイド式) hanica 通勤定期、hanica 通学定期、 hanica スクールバス (学期定期券) お客様指定の運賃額以下の阪急バス路線 であれば、自由に乗降が可能 ※定期券においてもプリペイド機能は使用可能
大阪 兵庫 京都	阪急バス	25.3.20	hanica (ハニカ) グランド パス65	65才以上の方を対象とした阪急バス全線 が利用可能な定期券 (一部路線除く) 阪急田園バスでの利用可能
		26.6.17	hanica 通勤定期券 hanica 通学定期券 hanica スクールバス (学期定期券)	hanica 通勤券、通学定期券 〔設定期間〕 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月 〔設定区間〕 150円区間から10円単位で設 定 〔有効区間〕 乗車区間が券面記載の普通 運賃額以下であれば、阪急 バスエリアのどこでも乗降 可能 hanica スクールバス 〔設定期間〕 1学期、2学期、2学期プラス、 3学期、学年 〔設定区間〕 150円区間、160円区間、 170円区間、210円区間、 310円区間、510円、フリー の7種類 〔有効区間〕 乗車区間が券面記載の普通 運賃額以下であれば、阪急 バスエリアのどこでも乗降 可能

		28.2.1	hanica 定期券の阪急バス・ 阪神バス相互利用サービス	各 hanica 定期券を阪急バス・阪神バスのどちらでも利用可能（阪急バスの各 hanica 定期券を阪神バスの路線で、阪神バスの各 hanica 定期券を阪急バスの路線で利用可能）
奈良	奈良交通、エヌシーバス	16.12.15	CI-CA（シーカ）	一部乗継割引 ICOCA、PiTaPa 等交通系カード利用可
鳥取	日本交通	25.4.1	鳥取市循環バス電子マネー カードシステム	鳥取市循環バス（くる梨）に限り電子マネー決済が可能 ID,Edy,QUCPay,WAON に対応
岡山	岡山電気軌道、両備ホールディングス、 下津井電鉄、 中鉄バス（一部路線） 宇野自動車	18.10.1	Hareca（ハレカ）	乗継割引 利用額積算割引 誕生日割引
		20.7.22		
		25.3.12		
広島 島根 山口	広島電鉄、広島バス、広島交通、芸陽バス、 鞆鉄道、中国バス、備北交通、中国ジェイアールバス、 広交観光など 石見交通（一部路線） 井笠バスカンパニー いわくにバス 19社	20.1.26	PASPY（パスピー）	PASPY 割引（乗車毎に運賃の最大10%を割引） 乗継割引 障害者割引
		21.8.2		
		25.10.1		
		28.9.27		
香川	ことでんバス 大川自動車	17.2.2	IruCa（イルカ）	回数割引 （フリー・シニア・スクール） 電車⇄バス乗継割引
		24.3.20		
		26.10.1	ゴールドイルカ	高松市在住70歳以上対象（運賃半額） 綾川町在住70歳以上対象（運賃半額）
29.10.1				
愛媛	伊予鉄道	17.8.23	IC い〜カード	伊予鉄道のパス・電車及び伊予鉄タクシー他加盟店で利用できる非接触式の前払い式乗車券
高知	とさでん交通 県交北部交通 高知東部交通 高知高陵交通 高知西南交通 高知駅前観光 JR 四国バス 四万十交通	21.1.25	IC カードですか	ポイント制 バス路面電車共通 障害者割引 オートワンデイサービス
		23.10.1	IC ですかカード定期券	
福岡 佐賀	西日本鉄道、西鉄バス北九州、西鉄バス宗像、 西鉄バス久留米、西鉄バス大牟田、 西鉄バス二日市、西鉄バス筑豊、 西鉄バス佐賀、西鉄高速バス 昭和自動車 JR 九州バス	20.5.18	nimoca（ニモカ）	乗継割引 ポイント制
		22.2.27		
		25.4.1		
福岡	北九州市交通局	13.9.20	ひまわりバスカード	乗継割引 プレミアム制
福岡	西鉄バス北九州	18.6.1	得バス	北九州都市圏路線バスが乗り放題になる定期券 市内飲食店、商業施設にて得バス提示で特典有り
長崎	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、 佐世保市交通局、島原鉄道、さいかい交通 長崎県央バス、させぼバス	14.1.21	長崎スマートカード	IC チップ運賃精算カード 県内10社共通 乗継割引（30分以内に同事業者バスへ乗降した場合に2度目の運賃が5%割引） 積増の際の1割プレミアム付き
		21.12.1		
		14.1.21	モバイル長崎スマートカード	
	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、 佐世保市交通局、さいかい交通 長崎県央バス、させぼバス	21.12.1		
熊本	熊本バス 九州産交バス 産交バス 熊本都市バス 熊本電鉄バス	27.4.1	くまもんの IC カード	乗継割引、障がい者割引 定期券（通勤、持参人、通学） デポジット500円 ポイント制 オートチャージ設定 Web 会員登録
		27.8.31	くまもんの IC カード （定期券）	
		28.3.1	くまもんの IC カード （高齢者用・障がい者用他）	SF 利用、チャージ、商業系（商品の購入）
	熊本バス	28.3.23	全国相互利用交通系 IC カード	SF 利用（車内のみ） チャージ（車内のみ）

大分 宮崎	日田バス 大分バス、大分交通 亀の井バス 宮崎交通	20.5.18 22.12.26 23.3.20 27.11.14	nimoca	乗継割引 ポイント制
鹿児島	いわさきコーポレーション (鹿児島交通、三州自動車、種子島屋 久島交通)	17.4.1	いわさき IC カード	デポジット500円 昼間時間帯(11~15時)降車割引 積み増し額に応じたプレミア
	南国交通、JR九州バス 鹿児島市交通局 南国交通	17.4.1	Rapica(ラピカ)	乗継割引 ポイント制 デポジット500円 10%プレミア

234者

② 最近の主な営業政策的特殊乗車券(平成25年4月1日~)

イ. 特殊定期(平成25年4月1日~)

平成29年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
埼玉	国際興業	25.3.16	6ヶ月定期券	6ヶ月間有効な定期券	3ヶ月定期券の2倍の1割引
			区間指定定期券 (大宮地区)	大宮駅から当社指定区間内(運賃 190円区間)の停留所を自由に乗降 することができる定期券	通勤の場合 1ヶ月 8,550円 3ヶ月 24,370円 6ヶ月 43,870円 通学の場合 1ヶ月 6,840円 3ヶ月 19,490円 6ヶ月 35,080円
山口	防長交通	26.9.1	学生周南フリー定期 券	中学生以上の学生を対象に、周南市 及び下松市中心部の全路線(コミュ ニティ高速除く)利用可能	1ヶ月 8,700円 1学期30,400円 3ヶ月 25,300円 2学期30,400円 4ヶ月 33,400円 3学期21,700円
			学生全線フリー定期 券	中学生以上の学生を対象に、防長交 通の全路線(コミュニティ高速除く) 利用可能	1ヶ月 20,500円 1学期71,700円 3ヶ月 59,600円 2学期71,700円 4ヶ月 78,700円 3学期51,200円

ロ. 高齢者定期券(平成25年4月1日~)

平成29年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
福島	会津乗合自動車	27.2.1	のらんしょバス	65歳以上の方を対象にした適用エリ ア内なら路線バスに乗り降り自由な 1ヶ月券	6,500円
山形	山交バス	27.4.1	山形市高齢者外出支 援事業 シルバー3か月定期 券	満70歳以上で山形市に住居登録して いる方を対象としたシルバー3ヶ月 定期券 高速バス及び市町村が運営する委託 バスを除く一般路線全線乗り放題 70歳以上~75歳未満は21,000円 75歳以上は24,000円 70歳以上(自動車運転免許証返納者 で返納後の最初の購入日から1年以 内4回まで)30,000円を山形市が扶 助する	3ヶ月30,000円
新潟	頸城自動車	25.4.1	おでかけフリー定期 券	70歳以上の方又は運転免許を返納さ れた方を対象に上越市内の全線乗り 放題定期券(高速バス除く)	1ヶ月 5,000円 6ヶ月 20,000円
富山	加越能バス	25.4.1	ゴールドバス	65歳以上の方対象に全路線利用可能 な定期券(高速バス、コミュニティ バス等除く)	1ヶ月 4,500円 3ヶ月 12,000円 6ヶ月 22,000円 1年 40,000円
岐阜	岐阜羽島バス・タ クシー	28.4.1	高齢者定期券	鳥羽市内巡回バス(コミュニティバ ス)の高齢者利用促進	1ヶ月 1,500円 3ヶ月 4,000円 6ヶ月 6,000円
静岡	しずてつジャスト ライン	25. 5.30	大御所バス(IC定期 券および2ヶ月定 期)	購入日に60歳以上の運転免許返納者 で運転経歴証明書提示または購入日 に65歳以上の方対象 一般路線全線乗り放題(高速バス、 空港線等を除く)またさらにお得な 夫婦割引定期も販売	通常個別販売 夫婦割(1人) 1ヶ月 4,800円 1ヶ月 4,560円 2ヶ月 9,200円 2ヶ月 8,740円 3ヶ月 13,800円 3ヶ月 13,110円 6ヶ月 24,000円 6ヶ月 22,800円

滋賀	近江鉄道 湖国バス		小判手形	定期購入者は1乗車100円にて乗車 65歳以上	1ヶ月2,000円 3ヶ月5,000円 6ヶ月9,000円
大阪 兵庫 京都	阪急バス	25.3.20	Hanica (ハニカ) グ ランドバス65	65才以上の方を対象とした阪急バス 全線が利用可能な定期券（一部路線 を除く） ※阪急田園バスでも利用可能	1ヶ月 5,500円 3ヶ月11,000円 6ヶ月21,000円 1年 40,000円
広島	井笠バスカンパニー	25.7.21	サマー定期券	対象：65歳以上 期間7月21日～8月31日 範囲：全線（但し、高速バス・まわ ろーズを除く）	2,000円
山口	サンデン交通		ロングライフバス		65～69才 3ヶ月 16,500円 70才以上 3ヶ月 14,400円
長崎	長崎県交通局	29.11.17 (予定)	プラチナバス65	満65才以上の方を対象に券種ごとに 指定されたバス路線の一般路線バス 全線を乗り放題とする。	(全線) 1ヶ月：6,000円 2ヶ月：14,800円 3ヶ月：26,800円 (エリア限定) 1ヶ月：5,000円 2ヶ月：12,800円 3ヶ月：22,800円
鹿児島	しまバス	28.5.15	ご長寿バス	70歳以上の人を対象とした地区およ び全線乗り放題券	奄美市 名瀬地区 3,000円 全線 5,000円 龍郷町町外全線 4,000円 大和村村外全線 4,000円 宇検村村外全線 4,000円 瀬戸内町町外全線 7,000円

ハ、営業政策乗車券（平成25年4月1日～）

平成29年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
北海道	十勝バス	27.12.10	通勤・通学ワイドフ リー定期券	【通勤】往復定期券で且つ、利用区 間のどちらかが帯広市内であれば、 土日祝と年末年始は帯広市内乗り放 題 【通学】往復定期券で且つ、利用区 間のどちらかが帯広市内であれば、 土日午前10時から帯広市内乗り放 題	
	くしろバス 阿寒バス	28.5.1	路線バス1日フリー 乗車券	利用できる曜日が毎週日曜日、祝祭 日に加え毎週土曜日についても拡 大。 旧釧路市及び釧路町の行政区域内を 運行する阿寒バスとくしろバスの路 線バスで利用できる。 都市間バス、定期観光バス、空港連 絡バスでは利用できない。 本券1枚につき同伴する小学生以下1 名まで無料。 利用する日付を削り出す「スクラッ チ方式」に変更し利用当日の路線バ ス車内だけでなく、各社窓口でも前 売り販売をしている。	大人600円
	沿岸バス	29.5.1	絶景領域・萌えっ子 フリーきっぷ第9 シーズン	北海道北部 留萌・宗谷管内の指定 路線バスが1日又は2日間乗り放題	2,370円～3,290円
	ジェイアール北海 道バス 十勝バス	26.7.19	「南十勝・えりも」 とんがりロード散策 きっぷ	帯広駅・とかち帯広空港～広尾（十 勝バス運行）と広尾～様似駅（ジェ イ・アール北海道バス運行）が、片 方向のみ乗降フリー（2日間有効） の乗車券 沿線施設での特典クーポン付き	大人3,900円 小人1,950円
	旭川電気軌道	28.4	1日乗車券	旭川市市内行政区域1日乗り放題 2日乗り放題 道北バスのバス利用可	1,200円 1,800円

	函館バス	28.7.23	バス冒険キング	夏休み期間中、エリア内（函館市内）全線可能	1乗車につき中学生100円、小学生50円
			ワイドフリー	函館バス暦日定期券で営業エリア全路線、土日祝日に限り無料乗車可能定期券使用者の同伴者は半額	
岩手	岩手県北自動車 岩手県交通	25.3.31	宮古らくとく空港 きっぷ	106急行（宮古～盛岡）と花巻空港線（盛岡駅～花巻空港）のセット	2,900円
岩手 宮城	JR 東日本	27.4.1	いわてホリデーバス 小さな旅ホリデー バス	BRT（バス高速輸送システム）の一部区間を含むフリー区間が1日乗降り自由	2,460円 2,670円
宮城	仙台市交通局	29.7.21～ 29.8.31	1ねんせい はじめ てきっぷ	市内小学校1年生を対象に、仙台圏内の仙台市バス、宮城交通バス、仙台市地下鉄が利用できる一日乗車券	無料
	仙台市交通局 宮城交通 ミヤコーバス	28.8.1～ 28.11.30	秋のジュニアバスプ ラス （平成15年度から実施）	小学生・中学生限定の、仙台圏内の仙台市バス、宮城交通バス、仙台市地下鉄が利用できる一日乗車券（乗車券の提示により、提携施設の使用料が無料または割引となる）	中学生 730円 小学生 520円
	東日本急行	26.4.1 22.10.15 22.10.15	回数券 通勤回数券 通学回数券	おとくな7回綴り（18%割引） 50回綴り（20%割引） 50回綴り（33%割引）	8,000 60,000 50,000
	東北急行バス		カレンダー割引	営業割引	3,100～6,000円
秋田	秋田中央交通	29.4.1	一日乗り放題乗車券	秋田中央交通の一般路線バス全線（一部除く）が利用できる一日乗車券	1,000円
山形	山交バス	26.4.1	オレンジバス	山形市特定区間内（運賃290円区間）の停留所を自由に乗降できる定期券（市町村が運営する委託バスを除く）	通勤の場合 通学の場合 1ヶ月12,180円 1ヶ月10,440円 3か月34,710円 3ヶ月29,750円 6ヶ月65,770円 6ヶ月56,380円
			平日限定往復通学定期	学生対象の特別割引定期券 通用期間は、1ヶ月と3か月の2種類で、祝日を除く月曜～金曜に利用可能	割引率は4割引 ※3ヶ月の場合は、1ヶ月定期運賃の3倍
茨城	日立電鉄交通サービス	25.12	小学生以下運賃現金50円	従前の夏休みに加え、春休み、冬休みを対象として一乗車現金50円	現金50円（一乗車）
栃木	関東自動車	26.7.18	大谷観光一日乗車券	大谷資料館の割引入場券、大谷寺の割引拝観券とバス1日乗車券をセットにした企画乗車券	大人 1,680円 中学生1,140円 小学生 540円
		26.10.10	ぎょうざ食べ歩き きっぷ（きぶな一日乗車券）	協同組合宇都宮餃子会加盟店舗の食事券とバス1日乗車券をセットにした企画乗車券	大人 500円 大人 300円（乗車券のみ） 小学生150円（乗車券のみ）
		27.5.30	ろまんちっく村満喫 きっぷ	道の駅ろまんちっく村の施設利用券とバス1日乗車券をセットにした企画乗車券	大人 1,500円 小学生1,000円
	東武バス日光	27.7.18	霧降の滝フリーバス	日光駅～霧降の滝区間を1日間有効で乗降できるフリー乗車券	600円
	東野交通	26.7.20	サマー定期	小・中・高校生を対象に一般路線を7月20日～8月31日間有効で乗降できるフリー定期券	小2,000円 中4,000円 高6,000円
			夏得ワイドバス	専門学生・大学生を対象に一般線路線を7月20日～9月30日間有効で乗降できるフリー定期券	専・大7,000円
		28.4.1 一部変更	宇都宮⇄益子フリー きっぷ	宇都宮市内の一部と益子町内の一部をフリー乗降できる往復割引乗車券で宇都宮市と益子町の協力による特典等を付加	大人2,600円 小人1,300円
	ジェイアールバス 関東	28.9.1	塩原温泉郷周遊き っぷ	上三依塩原温泉口駅～塩原温泉バスターミナル～千本松牧場の区間で1日乗り放題	大人1,700円 小人 850円
			塩原溪谷フリーき っぷ	那須温泉～塩原温泉間を2日間有効で乗降できるフリー乗車券	大人2,050円 小人1,500円
				西那須野～塩原温泉間を2日間有効で乗降できるフリー乗車券	大人1,650円 小人 830円
	関越交通	26.11.1	訪日外国人観光客限 定3日間フリー乗車 券	訪日外国人観光客に限りみなかみ温泉（みなかみ町内）の全路線が3日間乗り放題	大人2,000円 小人1,000円

群馬 長野	西武観光バス	29.1.28	軽井沢鬼押し出し園乗り放題きっぷ	軽井沢駅～鬼押し出し園間が2日間乗り降り自由	1,980円
群馬 埼玉	矢島タクシー	27.10.1	特殊通年定期券（学生応援定期）	4月1日～9月30日（半年定期） 10月1日～3月31日（半年定期） 4月1日～3月31日（1年定期）	32,000円 32,000円 60,000円
	国際十王交通 朝日自動車	29.4.1	共通学生フリーパス	朝日グループ5社（朝日自動車、茨城急行自動車、川越観光自動車、阪東自動車、国際十王交通）の路線バスが一部路線を除き乗り放題	60,000円（1年間） 32,000円（半年）
埼玉	西武観光バス	29.6.16	秩父バス一日乗車券	西武観光バス秩父営業所の三峯神社線を除く全路線が一日乗り放題	1,000円
千葉	東京空港交通 千葉交通 東京ベイシティ交通	26.4.1	成田→東京ディズニーリゾート®エリア行時間帯割引	成田空港発東京ディズニーリゾート®エリア行第三ターミナル11:00/11:30/12:00/12:30/13:00/13:30発の便に適用	大人1,600円 小人 800円
			成田→東京ディズニーリゾート®・新浦安回数券	4枚綴りの回数券を大人2枚、小人1枚で片道乗車が可能	3,600円
	日東交通	26.7.23	GOGO チケット	アクシー号（東京-鴨川線）の往復乗車券と鴨川シーワールド入園券をセットにした企画乗車券	大人5,500円 中人4,600円 小人2,750円
	京成バス	25.12.17	イオンモールバス	海浜幕張駅～イオンモール幕張新都心各バス停～新習志野駅間で自由に乗降可能な定期券	1ヶ月 5,000円 3ヶ月14,500円 6ヶ月28,000円
千葉 東京	京成バス 成田空港交通 京成バスシステム リムジン・パッセンジャーサービス	26.7.31	東京シャトル&サブウェイバス	東京シャトル乗車券と東京メトロ全線及び都営地下鉄全線乗車可能な「Tokyo Subway Ticket」のセット	片道 24時間券1,700円 48時間券2,100円 72時間券2,400円 往復 24時間券2,600円 48時間券3,000円 72時間券3,300円
	京成バス 日東交通	27.7.25	かぶらチケット	東京駅～君津・木更津線の往復乗車券に地方情報誌「かぶら」協賛施設の特典が受けられるチケットのセット	大人 2,500円 小人12,500円
	京成バス 日東交通 鴨川日東バス	28.8.01	サンキューチケット	木更津金田バスターミナルから鴨川シーワールド間の往復乗車券と鴨川シーワールド入園券のセット	大人 3,900円 中学生3,000円 小学生2,000円
	東京空港交通	26.4.25	Return Voucher	都心～成田空港間を往路乗車日を含め14日以内に往復利用する訪日外国人旅客に適用	大人4,500円 小人2,250円
		27.1.1	東京駅・TCATスーパー往復割引	TCAT・東京駅八重洲南口～成田空港間を往路乗車日を含め14日以内に往復利用する場合に適用	大人4,600円 小人2,300円
			TCAT 夜得1000	TCAT 発成田空港行19時以降発の便に適用	1,000円
			TCAT Special	TCAT～成田空港間を利用する訪日外国人旅客に適用	大人1,900円 小人 950円
		27.4.1	ユース割引 シニア割引	新宿駅西口・新宿高速バスターミナル・TCAT・東京駅八重洲口～成田空港間を利用する12～25歳および65歳以上の旅客に適用	新宿駅西口、新宿高速バスターミナル～成田空港 2,000円 TCAT・東京駅八重洲口～成田空港 1,900円
	トワイライト便割引		池袋駅西口1:00発・新宿高速バスターミナル1:30発成田空港行に適用	大人2,500円 小人1,250円	
	27.10.1	特定区間運賃	TCAT・東京駅八重洲口～成田空港間を利用する旅客に適用	大人2,800円 小人1,400円	
W楽得回数券		4枚綴りの回数券1枚でTCAT・東京駅八重洲口～成田空港に乗車可能	7,200円		
東京空港交通 (佐川急便)	28.11.21	プレミアムハンズフリーパッケージ	都心発成田空港行片道乗車券と佐川急便空港受取サービスの手ぶら観光セット	3,600円	

	東京空港交通 東京メトロ 東京都交通局	26.7.31	リムジン&サブウェイバス	都心～成田空港・羽田空港間乗車券と東京メトロ・都営地下鉄の共通24hour/48hour/72hour チケットのセット	(羽田空港路線) 片道券1枚 +24hour Ticket1枚 大人1,800円 片道券2枚 +48hour Ticket1枚 大人3,200円 片道券2枚 +72hour Ticket1枚 大人3,500円 (成田空港路線) 片道券1枚 +24hour Ticket1枚 大人3,400円 片道券2枚 +48hour Ticket1枚 大人5,700円 片道券2枚 +72hour Ticket1枚 大人60,000円
千葉県 神奈川	東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	26.4.1	YCAT～成田往復割引	成田空港～YCAT を、往路乗車日を含め14日間以内に往復利用する場合に適用	大人6,000円 小人3,000円
		27.4.1	ユース2000 シニア2000	成田空港～YCAT を利用する12～25歳および65歳以上の旅客に適用	2,000円
	東京空港交通 小田急電鉄	27.6.24	リムジン & 箱根フリーバス	成田空港～都内間乗車券(片道・往復)と小田急電鉄箱根フリーバス2日券のセット	<往復+2日券> 大人9,640円 小人3,750円 <片道+2日券> 大人7,740円 小人2,800円
千葉県 山梨	東京空港交通 富士急山梨バス 富士急行観光	28.4.27	リムジン & 富士山	成田空港～都心間乗車券と富士急バス、東京駅～富士山方面間乗車券のセット	<往復> 大人7,500円 小人3,750円 <片道> 大人4,100円 小人2,050円
	東京空港交通 西武バス 西武観光バス	29.3.30	リムジン & 軽井沢	都心～成田空港間片道乗車券と西武高速バス、池袋地区・紀尾井町～軽井沢方面間片道乗車券のセット	大人4,900円 小人2,500円
東京都	東武バスセントラル	27.5.11	スカイツリーシャトル 東京駅線1日フリーバス	東京駅～東京スカイツリータウン区間を1日間有効で乗降りできるフリー乗車券(紙製)	大人900円 小人450円
東京都 千葉県 長野 岐阜 山梨	東京空港交通 京王電鉄バス 京王バス東 濃飛乗合自動車 アルピコ交通 アルピコ交通東京	29.1.24	飛騨高山・白馬～成田空港きっぷ	リムジンバス「成田空港～新宿線」片道乗車券と中央高速バス「新宿～飛騨高山・白馬線」片道乗車券のセット	<成田空港～丹生川・高山濃飛バスセンター> 大人8,700円、小人4,350円 <成田空港～平湯温泉> 大人7,900円、小人3,950円 <成田空港～白馬地区> 大人7,000円、小人3,500円
			飛騨高山・白馬～羽田空港きっぷ	リムジンバス「羽田空港～新宿線」片道乗車券と中央高速バス「新宿～飛騨高山・白馬線」片道乗車券のセット	<羽田空港～丹生川・高山濃飛バスセンター> 大人7,100円、小人3,550円 <羽田空港～平湯温泉> 大人6,300円、小人3,150円 <羽田空港～白馬地区> 大人5,400円、小人2,700円
東京都 千葉県 九州各県	東京空港交通 SUNQバス運営委員会	29.3.25	リムジンバス & SUNQバス	都心～成田空港・羽田空港間片道乗車券と SUNQバスのセット	<成田空港路線+全九州4日間> 16,500円～16,000円 <成田空港路線+全九州3日間> 12,500円～12,000円 <成田空港路線+北部九州3日間> 10,500円～10,000円 <羽田空港路線+全九州4日間> 15,000円～14,700円 <羽田空港路線+全九州3日間> 11,000円～10,700円 <羽田空港路線+北部九州3日間> 9,000円～8,700円
東京都 長野	京王電鉄バス 立川バス 伊那バス	26.7.1	駒ヶ岳千畳敷カール きっぷ(立川線プラン)	高速バス・立川～飯田線の往復乗車券、路線バス駒ヶ岳ロープウェイ線の往復乗車券と駒ヶ岳ロープウェイの往復乗車券、特典券のセット	大人：9,500円 小人：4,750円
東京都 静岡	小田急箱根高速バス	27.10.1	往復割引	新宿～東名御殿場間 片道1,580円を往復乗車券を購入	1,580×2=3,160円を3,100円に割引
神奈川県	川崎鶴見臨港バス	26.7.21	夏休みちびっこフリーバス	夏休み期間中に小学生を対象とした定期券	1,000円

山 梨	富士急山梨バス	27.10.2	富士五湖ぐるり乗車券	発地から大月駅間の往復乗車券と富士急行線と富士山・富士五湖エリアの3種の周遊バス、一般路線バス及び芝桜ライナー（期間中のみ）が2日間乗り放題のセット商品	大人4,100～4,820円 小人2,050～2,410円 料金は発地により異なる H26.10.2世界遺産・富士山フリー乗車券より名称及び一部内容変更
	富士急山梨バス 西武観光バス	25.4～	軽井沢1日2日券	しなの鉄道・草軽交通・西武観光バス町内循環バスが1日 or 2日乗り放題	1日 ¥2,500 2日 ¥3,600
長 野	信南交通	25.4.1	休日ファミリー割引	土・日・祝日に限り大人に同伴する小学生以下3名まで対象	無料
	長電バス	27.12.19	スノーエリアコネク トバス	外国人観光客をターゲットとした北陸新幹線飯山駅を中心にスノーモンキーパーク等の観光地を結ぶフリー乗車券	1日券2,500円 2日券4,500円
新 潟	新潟交通佐渡	25.4	1day,2day,3day フ リーバス	佐渡市内路線バスが1日～3日間乗り放題となる各種フリーバス 2day,3day パスには各施設で使える利用回数券を付与 提示割引もあり	1day 大人1,500円 小人 750円 2day 大人2,500円 小人1,250円 3day 大人3,500円 小人1,750円
	頸城自動車	27.3.14	1日フリー乗車券	上越市内全線乗り放題の乗車券 (高速バス除く)	大人1,000円 小人 500円
	越後交通	29.7.15	休日乗り放題バス	土日祝日及び長期休暇期間中に越後交通の路線バスが乗り放題（高速バス、臨時バス、コミュニティバス等を除く）	大人1,000円 小人 500円
石 川	北鉄奥能登バス	27.7.20	奥能登まるごとフ リーきっぷ	のと鉄道・北鉄奥能登バス全線 2日間乗り降り自由	大人3,000円 小人1,500円
岐 阜	岐阜羽鳥バス・タ クシー	28.4.1	一日乗車券	羽鳥市コミュニティバスの系統の見直しにより、乗換回数が増加するため1日乗り放題の乗車券を使用	250円/日
岐 阜	名阪近鉄バス	29.7.22	養鉄樽鉄谷汲山ミニ 周遊券	養老鉄道（大垣駅～揖斐駅間）、樽見鉄道（大垣駅～谷汲口駅間）の往復乗車券＋谷汲山自由周遊区間内の揖斐川町コミュニティバス乗り放題乗車券	大人1,000円 小児 700円
	北恵那交通	29.7.22	学生ホリデーきっぷ	小学生から高校性対象 全線1日乗降自由 土日祝日及び春夏秋冬休みの指定する期日	500円
静 岡	伊豆箱根バス		Izuhakone-Line	伊豆箱根鉄道駿豆線全線と伊豆箱根バス指定区間が2日間乗り放題（インバウンド旅客専用）	1,200円
	しずてつジャスト ライン	27.4.13	スイスイ♪清水港ま ぐろきっぷ 「並盛きっぷ」「大盛 りきっぷ」「特盛き っぷ」	並盛の清水港水上バス乗り放題＋路線バス一部区間乗り放題＋提携店でのお食事1,000円＋選べる観光施設利用券＋観光施設割引券に大盛は静鉄電車全区間1日乗り放題が特盛は大盛の内容がさらにバスの乗車区間が拡大して利用可能	（並盛） 大人2,280円 小人1,980円 （大盛） 大人2,680円 小人2,180円 （特盛） 大人3,180円 小人2,480円 ※大人中学生以上小人3歳以上
	伊豆東海バス	26.4.1	湯～遊～バスフリー きっぷ（1日乗車券）	湯～遊～バスと熱海市内の一部路線バスが1日乗り放題となる乗車券	大人700円 小人350円
	東海バスオレンジ シャトル	27.6.27	みしまるきっぷ	箱根峠～三島市内の路線バスが1日乗り放題となる乗車券	大人900円 小人450円
	南伊豆東海バス	28.7.2	石廊崎・中木フリー きっぷ	下田駅～日野は往復乗車券、日野～休暇村（弓ヶ浜）～中木～下賀茂が2日間乗り放題となる乗車券（夏季限定）	大人1,890円 小人 950円
	遠州鉄道	27.7.1	HAMANAKO RAIL PASS	空港直行バス e-wing「中部国際空港線」の片道券と遠鉄バス・電車、天竜浜名湖鉄道、浜名湖遊覧船が3日間乗り放題のフリーきっぷ 周辺の観光施設優待券も添付	大人4,800円 小人2,400円

	伊豆東海バス 南伊豆東海バス 西伊豆東海バス 新東海バス 東海バスオレンジ シャトル	28.4.27	東海バス全線フリー きっぷ (2日券) 東海バス全線フリー きっぷ (3日券)	路線バス全線 (一部路線除く) が2 日間乗り放題となる乗車券 路線バス全線 (一部路線除く) が3 日間乗り放題となる乗車券	大人3,900円 小人1,950円 大人4,600円 小人2,300円
静岡 千葉	遠州鉄道 東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	28.8.10	らくらく成田きっぷ	遠州鉄道 浜松方面～YCAT間乗 車券と YCAT～成田空港間乗車券 のセット	<往復> 大人11,400円 小人5,700円 <片道> 大人6,600 小人3,300円
静岡 山梨	富士急行 富士急山梨バス 富士急シティバス 他グループバス	25.7.12 ※27.4.6 一部プラ ン廃止	富士山・世界遺産め ぐりきっぷ	富士山・富士五湖エリアの「世界遺 産めぐりルート」上の富士急バスが 2日間乗り放題 他、富士山・富士五湖へのアプロ ーチに応じて、三島駅と新富士駅を 発着とする幹線バスを組み込んだ プラン	(通常) 大人3,000円 小人1,500円 (三島・新富士発着セット) 大人5,000円 小人2,500円
	富士急行 富士急シティバス 富士急静岡バス 富士急山梨バス	29.7.1	富士山フリーパス (Mt. Fuji Pass)	訪日旅行者向け商品。 富士山エリアの2次交通、富士登 山バス3が適用期間中の乗り放 題。 遊園地や観光施設など富士山エ リアの8施設の利用券付。 また12の施設の割引優待付。	1日券 5,500円 2日券 8,000円 3日券10,000円
三重	三重交通 三交伊勢志摩交通	28.4.1	みちくさきっぷワ イド	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊 勢町のバスが2日間乗り放題(一 部コミュニティバス除く)	大人2,600円 小児1,300円
	三重交通	28.3.3	連絡きっぷ	津なぎさまち～伊勢神宮内宮間 のバス乗車券と中部国際空港～ 津なぎさまち間の高速乗船券を セット販売	大人3,200円 小児1,600円
		27.7.1	乗り継ぎ連絡乗車 券	四日市中部国際空港と四日市京 都高速線の連絡乗車券	大人3,000円 小児1,500円
大阪	大阪空港交通	24.8.1	羽田京急きっぷ (大阪)(京都)(神戸)	空港バス乗車券2枚と京浜急行 電鉄乗車券2枚のセット販売	大阪:大人1,700円小児 850円 京都:大人2,900円小児1,450円 神戸:大人2,400円小児1,210円
	南海バス 南海ウイングバス	27.3.1 27.4.1	堺おもてなしチケ ット 犬鳴山1day Free Pass	堺市内指定区間一日乗り放 題 犬鳴線を1日乗り放題+周辺 施設の割引	大人500円 小人250円 700円
大阪 長野	阪急観光バス 信南交通 伊那バス	26.6.24	駒ヶ岳千畳敷カ ール 満喫きっぷ	高速バス・大阪―伊那箕輪線 の往復乗車券、路線バス駒ヶ 岳ロープウェイ線の往復乗車 券と駒ヶ岳ロープウェイの往 復乗車券、特典券のセット	大人:11,500円 (小人なし)
兵庫	全但バス	25.7.10	Zentan Green Pass (ゼンタングリーン バス)	外国人観光客(留学生・在住者 を除く)は全但バスの豊岡市内 の全路線が1日乗り放題とな る乗車券(特急バス・豊岡市 営バス・コバスを除く)	大人500円 小人250円
		25.4.27	天空バス1日フ リー 乗車券	朝来市のJR竹田駅～竹田城跡 を結ぶ路線バス「天空バス」 が1日乗り放題となる乗車 券	大人500円 小人250円
兵庫 京都	全但バス 京都交通 丹後海陸交通 全但バス 京都丹後鉄道	27.9.18	幸福バス	北近畿の交通事業者(バス+鉄 道計4社)が指定する区域にお いて連続する3日間に限り路 線バス+鉄道が乗り放題とな る乗車券 (舞鶴市・福知山市・宮津市・ 京丹後市・与謝野市・伊根町・ 豊岡市)	大人5,800円 小人2,900円
京都	京都市交通局	28.4.29	バス&エイデン 鞍馬・貴船日帰 りき っぷ	市バス・叡山電車・京阪電車 (出町柳駅～東福寺駅)・京都 バス(京都均一区间、岩倉・大 原・貴船地区(比叡山線、季 節運航路線除く)が一日乗 り放題	大人1,800円
		29.4.1	市バス・京都バ ス・嵐電・一日乗車 カ ード	市バス・京都バスの均一区间 及び嵐電(京福電車9が一日 乗り放題)	大人1,000円
	西日本JRバス	29.4.7	周山フリー乗車 券	北の～周山間がフリー乗降 できる	1,850円
和歌山	明光バス	25.3.16	白浜らくとくき っぷ	「和歌山―白浜」までの往復 乗車券と白浜町内一般路線バ スフリー乗車券のセット券(特 典付き)	1day (¥3,700) 2day (¥4,000) 3day (¥4,200)

鳥 取	日ノ丸自動車 日本交通	29.4.1	湯～湯2デーパス	倉吉駅～赤瓦・白壁土蔵、三朝温泉、三徳山駐車場間ハワイゆ～たん前、松崎駅間を運行する路線バス全線で利用できる2日間乗り放題乗車券	2日間1,300円
	日本交通	27.4.1	環境大学 CAMPUS 定期券	県東部にある公立大学生及び教職員を対象に発行される路線バス定期券 土曜、日曜、祝祭日及び学校休日を除く平日は、鳥取駅～鳥取環境大学前、若桜車庫～鳥取大学前を運行する当社路線で利用可能 土曜、日曜、祝日及び学校休日は、県東部の当社路線全てで利用可能 学生証又は乗車証（教職員）の提示により適用	1年間10,800円
鳥 根	松江市交通局	26.10.1	共通二日乗車券（松江乗手形）	全線及び、ぐるっと松江レイクラインが連続する二日間乗り放題	大人1,000円 小人 500円
	一畑バス 松江市交通局 日ノ丸自動車 松江市コミュニ ティバス	26.10.1	お試し定期券	バス乗り方教室に参加された方のうち希望者に、一畑バス、松江市交通局、日ノ丸自動車、松江市コミュニティバスが1ヶ月乗り放題となる定期券 松江市関係外湯施設等の入館料が半額割引となる特典付き中学生以上の方が対象 ※1人1回の購入に限る	2,000円
	一畑バス 広島電鉄	28.4.1～ 30.3.31	訪日外国人観光客割引きっぷ	訪日外国人観光客の方で、松江広島間の高速バス乗車券をご購入の際に外国籍のパスポートをご提示いただくことで格安な運賃で乗車ができる割引乗車制度 乗車日の前日、又は当日のみの発売	片道500円
	一畑バス 広島電鉄	26.7.19	WEB 特便割引	松江発、広島発の最終便にご乗車で、インターネットで予約・購入される場合に適用 設定数に限りあり 運賃設定は大人のみ	片道2,500円
広 島 鳥 根 鳥 取	広島電鉄 一畑バス 日ノ丸自動車 日本交通	29.4.1～ 30.3.31	訪日外国人	広島～松江線、広島～米子線を利用する訪日外国人観光客を対象 乗車券購入時に外国籍のパスポートを提示	片道 広島～松江線 500円 広島～米子線1,950円
広 島	広島電鉄 広島バス 広島交通 芸陽バス 中国ジェイアール バス エイチ・ディー西 広島	27.7.28	広島ピースパス	広島市内中心部（デルタ地帯）の路線バス、広電電車全線が1日乗り放題の周遊乗車券	大人700円 小児350円
	中国ジェイアール バス	25.5.13	めいぶる～ぶ1日乗 車券	広島市内循環線「めいぶる～ぶ」全線利用可能な1日乗り放題のスクラッチ式乗車券 券面に記載の通用期間中で乗車日当日に限り有効	大人400円 小児200円
	広島電鉄 広島バス 広島交通 広交観光 芸陽バス 中国ジェイアール バス エイチ・ディー西 広島 備北交通 鞆鉄道 中国バス 本四バス開発 因島運輸	28.4.1	Visit Hiroshima Tourist Pass	訪日外国人旅行者向けの周遊乗車券 広島市内中心部の路線バス・広電電車全線・宮島航路3日間乗り放題 Wide は広島県内の路線バス・一部の高速バスにも対象が拡大される リムジンバスは広島空港発着のリムジンバスに対象が拡大、5日間有効。	Wide 3,000円（3日間） Small 1,000円（3日間） Wide Airport Limmousine 6,000円（5日間） Small Airport Limmousine 4,000円（5日間）
	中国バス 鞆鉄道 井笠バスカンパニー	25.10.1	まわローズ 1日乗車券	福山市中心部循環路線「まわローズ」が1日乗り放題。更に沿線6施設の入場料が1割引	大人400円 子供200円

	井笠バスカンパニー	25.7.21	サマーキッズ定期	対象：小学生・中学校 期間：7月21日～8月31日 範囲：全線（但し、高速バス・まわ ローズを除く）	小学校1,000円 中学校2,000円
	備北交通	27.8.14	アートワインバス パック	広島～三次のバス往復乗車券と奥田 元宋小由女美術館入館料割引券、三 次ファイナリー内で利用可能の割引券 がセット	大人3,650円（美術館企画画 展中） 大人3,450円（企画展なし、 夏の企画展） 大人（身障）・小児1,500円
	本四バス開発株式 会社	28.9.16	おのみち散策きっぷ	広島～尾道の高速バス往復と千光寺 ロープウェイとおのみちバス1日乗 車券	3,100円
山 口	サンデン交通	25.8.26	学生フリー定期	高速を通るバス（特急バス）を除く 全路線 中学生以上の学生が対象	1ヶ月12,300円 3か月35,000円
		27.2.1	休日おでかけ1day バス	土日祝限定で高速を通るバス（特急 バス）を除く全路線が1日乗り放題	大人1,000円 小人 500円 使用済み券（1ヶ月以内）持 参で1割引で購入可
	防長交通 サンデン交通 船木鉄道 宇部市交通局 ブルーライン交通 いわくにバス 中国ジェイアール バス 広交観光	27.2.16	Yamaguchi Bus Pass	外国人観光客等を対象とした山口県 内バス路線を乗り放題とする乗車券 （一部路線を除く）	1day 2,000円 2day 3,000円 3day 4,000円
	中国ジェイアール バス	27.4.1	ノリ★ノリ PASS	山口～福岡線において使用できる有 効期間3ヶ月の間の乗り放題乗車券	通常価格38,000円、割引価格 30,000円（小児の設定なし）
愛 媛	伊予鉄道	27.4.1	ALL IYOTETSU 1day Pass ALL IYOTETSU 2day Pass	伊予鉄道のバス・電車全線を利用で きる乗車券	1日 :1,500円 2日 :2,000円
高 知	とさでん交通	29.3.4	バス・路面電車一日 乗車券	路面バス（一部区間除く）と路面電 車（市内均一区間）が一日乗り放題 ※施設割引特典有り）	大人2,000円 小児1,000円
徳 島	四国交通	28.9.13	琴平・大歩危祖谷祖 谷フリーきっぷ	琴平・大歩危祖谷自由周遊区間有効 期間2日間 JR線 土讃線多度津～阿波池田～ 大危間及び徳島線穴吹～佃間 四国交通線 全線（高速バス及び定 期観光バスを除く）	大人5,500円 小児2,750円
福 岡	西日本鉄道 西鉄バス久留米 西鉄バス筑豊 西鉄バス二日市 西鉄バス宗像 西鉄バス佐賀 西鉄バス大牟田 日田バス	28.6.1	福岡市内1日フリー	福岡市内の一般路線バス全線が1日 限り乗り放題になる乗車券	大人 :900円 小人 :450円
	西日本鉄道	25.10.1～ 29.3.31	福岡都心ダブルバス	福岡市内の同じエリア内にあるバス の福岡都心フリー定期券と鉄道（西 鉄大牟田線・福岡天神駅～高宮駅間） の定期がセットになった定期券	通勤 1ヶ月：12,340円 3か月：35,150円 6ヶ月：69,900円
佐 賀	昭和自動車	28.4.1	呼子2day フリー乗 車券	福岡～唐津間の往復高速バス代+唐 津地区の一般路線バス2日間乗り放 題	5,500円
福 岡		28.10.1 28.11.1	〃（食事付） 呼子地区2day フ リー乗車券 糸島2day フリー乗 車券	〃 +呼子イカ料理店お食事代 呼子地区の一般路線バス2日間乗り 放題 福岡～糸島間の往復高速バス代+糸 島地区の一般路線バス2日間乗り放 題+カキ小屋でのお食事代（1回分） （※例年11/1～3/31までの実施）	2,500円 500円 3,500円
	長 崎	五島自動車	25.4.1	高齢者割引回数券 1日フリー乗車券	現行回数券（1枚プラス）に4枚プ ラスして15枚にて販売 しまとく通貨の販売に併せ、当該観 光客向けに販売

	佐世保市交通局 させぼバス	28.4.1	大学生定期	6ヶ月と1年間の定期販売で乗車時に100円をお支払いいただく	6ヶ月定期6,000円、1年間定期10,000円+1乗車100円
	長崎県交通局	29.7.21 (予定)	夏休みこども定期券	小学生限定で、夏休み期間のみ、券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする	1,000円
長崎 佐賀	西肥自動車	26.7.1	夏休みキッズバス	小学生以下のお子様限定で、夏休み期間中のみ西肥バスの一般路線全線が乗り放題の定期券	2,000円
大分	大分バス	25.8.1	のるっちサマーていきけん	大分バスの大分市内一般路線バスが、8月の1か月間、小中学生で乗り放題となるICカード定期券	小学生 980円 中学生1,980円
		27.5.1	4枚つづり学トク回数乗車券	大分市から佐伯市、臼杵市、竹田市を結ぶ路線バスに中学生限定で最大50%引きとなる4枚つづり解す乗車券	大分～佐伯3,400円 大分～臼杵2,400円 大分～竹田3,400円 (4枚つづり料金)
	大分交通 大分バス	27.6.13	大分きゃんばす1日券	大分きゃんばすが1日乗り降り自由の他、対象施設で特典が受けられる	大人 200円 子供 100円 身障者100円
沖縄	那覇バス		市内線一日乗車券	那覇バスの市内区間の1日乗車券	690円

二. 乗り継ぎ乗車券 (平成25年4月1日～)

平成29年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
千葉	東京ベイシティ交通	27.10.1	一般路線バス 乗継割引運賃制度	ICカード(PASMOまたはSuicaに限る)を利用して路線バス(コミュニティバスを含む)を乗り継ぐお客様で、1乗車目の運賃精算時から60分以内に、2乗車目の運賃精算をした場合に、2乗車目の運賃を割り引く	大人50円引き 小児20円引き
兵庫	神戸市交通局 神戸交通振興 (一部路線)	26.4.1	市バス乗継割引	ICカード(Pitapa,ICOCA,敬老バス)を利用して市バスから市バスへ乗り継いだ場合で、1乗車日の降車時から2乗車日の降車時までが60分以内の場合2乗車日の料金が割引となる	上限210円割引 (小児・敬老は上限110円)

ホ. 運転免許証返納者割引 (平成25年4月1日～)

平成29年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
青森	下北交通	26.4.1	高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用促進を目的に「運転免許証自主返納の支援事業」	公共交通(バスのみ)の切符又は定期券の購入費用を助成	上限5,000円
	青森市企業局交通部 (青森市営バス)	27.4.1	運転免許証自主返納支援事業	運転免許を自主返納した方にバスカード5,000円分を進呈	バスカード5,000円分
山形	山交バス	26.4.1	運転免許証返納者定期券	運転免許証を自主返納した事を証明できる方を対象とした、1ヶ月定期券(高速バス及び市町村が運営する委託バスは除く)	1ヶ月10,000円
栃木	東野交通	27.10.1	大田原市高齢者免許証自主返納推進事業	大田原市在住で65歳以上の高齢者であり免許証を返納した方が対象で大田原市内を運行する東野交通と市営バスが対象路線。(当事者申請日より1年間有効)	対象者は、期間中は市民証を提示して無料回数券で利用。(お客様は無料)後日、無料回数券の利用枚数につき、100円を大田原市に請求。(原則、大田原市内については、65歳以上の方が利用される場合市民証提示で半額の100円で利用できる。)
		29.10.1	同上	基本的な内容は変わらず期間を5年間有効とした。	同上

		29.7.18	那須塩原市免許証自主返納者支援事業	那須塩原市在住で65歳以上の高齢者であり免許証を返納した方が対象で那須塩原市内を発着する路線バス及びタクシー、ゆーバス、予約ワゴンバスにおいて利用できる共通乗車券（当事業申請日より1年間有効）	実際の利用運賃より200円引きで利用できる。（割引後）後日、割引券枚数につき200円を那須塩原市に請求。
群馬	群馬中央バス 群馬バス 関越交通 日本中央バス 永井運輸 上信電鉄	26.10.1	運転免許証自主返納支援バスカード（ころとんバスカ）	前橋市在住の運転免許証返納者が運転経歴証明書を提示すると購入することができるカード回数券	3,750円 利用可能額5,800円
千葉	あすか交通 平和交通	26.4.1	ノーカーアシスト優待バス	乗車運賃の半額（現金のみ） 70歳以上の本人のみ有効、発行より2年間有効 高速バス、深夜急行バスを除く	交付手数料520円
	千葉交タクシー	28.2.1	運転免許証返納者割引	公安委員会から交付される「運転経歴書」を提示した65歳以上の旅客に対し、割引運賃を適用する。但し、支払いは現金に限るものとする。	乗車運賃を半額とする。 ※10円未満の端数は、10円単位に四捨五入する。
埼玉	国際興業	26.4.1	日高市運転免許証自主返納者支援事業	日高市内に在住し運転免許証を自主返納した方に対し、1回に限り国際興業の回数券を支給する制度	5,000円（利用金額5,500円）
	細井自動車	29.3.13	高齢者運転免許証自主返納支援事業	杉戸町住民東麓者満65歳以上運転免許証自主返納者	5,000円の回数券
長野	長電バス アルピコ交通	25.4.1	運転免許自主返納高齢者支援制度	70歳以上の高齢者で運転免許を自主返納した長野交通安全協会の会員を対象に運転免許返納後の交通手段を支援するため、バス共通ICカード「KURURUカード」の1,000ポイント交換券を交付し、高齢者の交通事故防止及び公共交通機関の利用促進を図る	
	信南交通	26.4.1	運転免許証返納割引	65歳以上の運転免許証自主返納者へ飯田市が支援し、1,300円分の回数券を交付	
	関電アメニックス	25.12	運転免許自主返納支援事業	大町市民の65才以上で免許返納した方に大町市民「ふれあい号」の回数券48枚を交付（大町市事業）	2,000円の回数券4冊8,000円相当
	伊那バス	28.6.1 29.4.1	運転免許返納者割引	伊那市内の路線バスで運転経歴証明書を提示した者に適用する。 南箕輪村巡回バスで運転経歴証明書を提示した者に適用する。	普通旅客運賃の5割引
新潟	頸城自動車	25.4.1	おでかけフリー定期券	上越市内全線乗り放題の定期券（高速バス除く）	1ヶ月 5,000円 6ヶ月20,000円
静岡	東海バスオレンジシャトル	27.6.1	沼津市高齢者運転免許証自主返納支援事業バス・タクシー券	回数券（100円券）	5,000円
愛知	豊鉄ミディ	29.4.1	運転免許証自主返納者無料乗車券	田原市内に住居登録されている70歳以上の方で、平成29年4月1日以降に運転免許証を警察へ自主返納した方	免許返納者は無料 田原市から乗車実績分の支援あり
岐阜	岐阜乗合自動車 濃飛乗合自動車	29.4.6	運転免許証返納者割引	高速バス高山～岐阜線にも適用を開始	片道運賃を半額に割引に加え、割引対象者と同伴する1名も同じく割引扱いする。
	名阪近鉄バス	29.10.1	運転免許証返納者割引	運転経歴証明書提示により本人及び同伴者1名の運賃を半額に割引（年齢制限なし）	普通運賃の半額（他の割引との併用不可）
	白鳥交通	25.4.1	運転免許証返納者	運転経歴証明書提示により運賃半額	割引率は50%
	岐阜羽鳥バス・タクシー	29.4.1	免許返納制度利用者乗車券	運転免許証の返納された高齢者の方に1ヶ月の無料乗車券（定期券）を発行（鳥羽市が助成を行うもの）	1ヶ月1,500円

三重	三岐鉄道	29.3.1	運転免許返納者割引 定期券(セーフティ ファーストパス	三岐バスの一般乗合線全線利用可能	1ヶ月：5,000円 3か月：13,000円 6ヶ月：25,000円 1年間：48,000円
			運転免許返納割引	運転経歴証明書又はセーフティ パス提示により所持者本人と同伴 者1名を運賃半額	
滋賀	近江鉄道 帝産湖南交通 江若交通 京阪バス 滋賀バス	25.1.1	高齢者運転免許証自 主返納割引	65歳以上高齢者が運転免許証を自 主返納され、警察署から「運転経 歴証明書」と「運転経歴証明書補 助カード(50枚)」の交付を受け、 これらを呈示する旅客に適用	普通運賃の半額 (現金に限る)
	京阪バス 近江鉄道 帝産湖南交通 江若交通 滋賀バス	29.1.1～ 29.12.31	滋賀県、運転免許証 自主返納高齢者支援 制度	大津市所管内(一部区間除く)で、 運転免許証を自主的に返納した際 に交付される運転経歴証明書を提 示いただき、滋賀県警発行の補助 カードを運賃箱に投入された滋賀 県在住の65歳以上の方の運賃を現 金に限り100円割引するもの ※補助カードは20枚	
京都	京阪京都交通	27.5.1	亀岡市高齢者運転免 許証自主返納支援事 業	「京阪京都交通バスカード」もし くは「京都タクシー利用カード」 を5,000円分交付 70歳以上の方を対象 一人一回のみの交付	5,000円
兵庫	みなと観光バス	25.8.1	運転免許証返納者割 引	65歳以上で運転免許証を自主返納 された県内居住者が、運転経歴証 明書を提示された場合に運賃を半 額に割引	普通旅客運賃の半額(現金 に限る)
	尼崎交通事業振興	28.3.20	高齢者運転免許証返 納割引	65歳以上で運転経歴証明書に記 載されている住所が兵庫県の方が 乗車時に提示されると、運賃を半 額に割引。	普通旅客運賃の半額(現金 に限る)
	日本交通	29.4.1	運転免許証返納者割 引	65歳以上の高齢者で警察署に運転 免許証を返納し運転経歴証明書 を取得し、提示した場合に限り適用	普通旅客運賃の50%割引(高 速バスを除く)
鳥取	日ノ丸自動車	28.6.1	運転免許証自主返納 支援制度	運転免許証返納証明書に記載の返 納日から1年間、定期券の購入額を 割引き。	定期券購入額の1割引。
鳥根	一畑バス 一畑電車 (タクシー事業者)	28.4.1	高齢者運転免許証自 主返納支援制度	満70歳以上の運転免許を自主返納 者へ出雲市が支援し、路線バス、 一畑電車、タクシーなどの回数券 5,000円分を受け取れる	
岡山	井笠バスカンパニー 加茂観光バス	25.4.1	おかやま愛カード	車内でカードを提示する。	片道運賃の半額
		27.4.1			
山口	宇部市交通局	26.4.7	運転免許自主返納支 援事業	65歳以上の運転免許自主返納者へ 1,100円分の回数券を交付	1,100円
徳島	四国交通	29.1.1	免許返納者割引	65歳以上の方で、運転免許セン ター、各警察署に申請し取得した 運転経歴証明書を掲示することで、 現金及び回数券の支払いによる運 賃を半額とする。	現金及び回数券の支払いに よる運賃を半額とする。
	徳島市交通局 徳島バス 徳島市地域交通課 四国交通 南部バス 阿南バス	29.1.1	運転免許自主返納者 支援制度	運転免許の自主返納高齢者に対す る、路線バスの運賃の割引。 免許返納時に「運転経歴証明書」 を発行してもらい、降車時に提示 する。	現金又は回数券利用者に対 し「通常運賃の半額」を適用。
高知	黒岩観光	25.4.1	高齢者運転免許証返 納者割引制度	65歳以上で自主返納された方を対 象に「運転経歴証明書」を運転士 に提示していただければバス運賃 が半額になる。	普通運賃の半額
	四万十交通	29.7.1	免許返納割引	60才以上の運転免許返納者につい て割引を行う	普通運賃の半額 (現金支払者のみ)
愛媛	瀬戸内運輸	29.4.1	免許返納者割引制度	運転経歴証明書の掲示により バス運賃5割引 (高速バス、特急バス除く)	

	せとうち周桑バス	29.4.1	運転免許返納者割引制度	警察庁が発行する「運転経歴証明書」を掲示することで、運賃を半額とする。(年齢制限なし)	運賃を半額とする
福岡	西日本鉄道 西鉄バス北九州 西鉄バス久留米 西鉄バス二日市 西鉄バス筑豊 西鉄バス佐賀 西鉄バス宗像 西鉄バス大牟田	26.4.1	高齢者用フリー定期券「グランドバス65」	65歳以上で運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」を掲示された方に対し、高齢者用フリー定期券を割引に販売するもの	(販売額) 1ヶ月：5,000円 3ヶ月：12,000円 6ヶ月：22,000円 1年：41,000円 (通常) 1ヶ月：6,000円 3ヶ月：13,000円 6ヶ月：23,000円 1年：42,000円
福岡	北九州市交通局	29.12.1	ふれあい定期	運転免許証の自主返納し、運転経歴証明書の交付を受け1年以内の方を対象に、75歳以上の方を対象にした高齢者定期券「ふれあい定期」を5割引(ただし割引期間は、通年1年まで)	3ヶ月：4,000円 6ヶ月：7,000円 1年：12,000円
佐賀	佐賀市交通局	26.10.1	高齢者ノリのりバス事業	満65歳以上で運転免許証を自主返納した方に、「高齢者ノリのりバス」を無料で発券 降車時に「高齢者ノリのりバス」を掲示すると半額で乗車できる	普通旅客運賃の半額 (支払いは現金に限り、下限100円)
長崎	長崎県交通局	29.6.1 (予定)	免許返納者バス	運転免許証を自主返納された方を対象に、券種ごとに指定されたバス路線の一般路線バス全線を乗り放題とする。	3,000円/1ヶ月 9,000円/3ヶ月
	西肥自動車	29.9.21	「リフレッシュバス65」運転免許証返納割引	65歳以上対象のフリー定期券「リフレッシュバス65」において、運転免許証を返納された方を対象に通常販売価格より1,000円割引。ただし、運転経歴証明書の提示が必要。 ※運転免許証返納から1年未満の方限定。	1年定期券 34,800円→33,800円 4ヶ月定期券 17,400円→16,400円
鹿児島	J R九州バス	25.4.1	免許返納割引	65歳以上で運転免許証を返納し公安委員会から運転経歴証明書所持者	大人片道運賃の半額
	南国交通	25.4.1	自動車運転免許証返納者割引	運転経歴証明書	大人片道運賃の半額
		26.7.1		運転免許自主返納カード所持者	
	鹿児島市交通局	25.4.1	自動車運転免許証返納者割引	自動車運転免許証を自主返納し、公安委員会の運転経歴証明書所持者に対する割引	大人普通運賃の半額

へ. その他 (平成25年4月1日～)

平成29年4月1日現在

都道府県	事業者名	導入年月日	名称	内容	金額
	八戸市交通部 南部バス	25.12.1	キャン☆バス・フォー	八戸市営バス及び南部バスの市営全路線が4回まで乗降可能となる大学生向けの4枚綴りの乗車券を期間限定で販売	4枚綴り600円
	八戸市交通部 南部バス 十和田観光電鉄	25.10.1	まちバス300	中心市街地を基点としたフリーエリア区内において、八戸市営バス及び南部バス並びに十鉄バスが乗り放題となる一日乗車券方式の乗車券	大人1枚300円 小人1枚150円
	八戸市交通部	26.11.19	八戸酒造酒蔵見学バスバック	20歳以上限定 指定区間のバス往復乗車と試飲券がセットで800円 区間は二十三日町から小中野まで または 小中野から十六日町まで 若しくは 南横町から十六日町まで	800円
		27.8.28	博物館・史跡根城の 広場バスバック	バス往復乗車券と博物館・史跡根城の広場観覧料割引券がセット まち発バック300円区間は中心街から根城 八戸駅発バック400円区間は八戸駅前から根城	まち発バック 300円 八戸駅発バック400円

(2) 地方自治体の補助による敬老乗車券

(表1) バス式敬老乗車券

県名	都市名	年齢	対象事業者	
北海道	稚内市	70歳以上	宗谷バス	
	礼文町	〃	〃	
	利尻町	〃	〃	
	利尻別荘	〃	〃	
	猿払町	〃	〃	
	中頓別町	75歳以上	〃	
	枝幸町	70歳以上	〃	
	旭川市	〃	北海道拓殖バス、十勝バス 毎日交通 北海道中央バス、道北バス 旭川電気軌道、空知中央バス	
	滝川市	75歳以上	北海道中央バス、空知中央バス	
	恵内市	65歳以上	北海道中央バス	
岩見沢市	70歳以上	〃		
青森	小牧市	〃	道南バス	
	江部川市	65歳以上	函館バス	
	乙部町	70歳以上	〃	
	函館市	〃	道南バス	
	壮瞥町	〃	〃	
	洞爺湖町	〃	〃	
	日高町	65歳以上	〃	
	士別市	74歳以上	士別軌道、道北バス	
	美和町	65歳以上	道北バス	
	厚沢野町	70歳以上	〃	
岩手	根室市	70歳以上	名士バス	
	北見市	〃	あつまバス、道南バス	
	夕張市	〃	道南バス	
	青森市	70歳以上	ジェイ・アール北海道バス	
	森町	〃	根室交通	
	別荘市	〃	北海道北見バス、網走バス	
	三戸市	〃	夕張鉄道	
	八戸市	〃	〃	
	盛岡市	70歳以上	岩手県交通、岩手県北自動車 ジェイアールバス東北	
	福島	75歳以上	福島交通、ジェイアールバス東北	
秋田	能代市	65歳以上	秋北バス、秋北タクシー	
	群馬市	70歳以上	秋北バス	
埼玉	鹿野町	77歳以上	桐生朝日自動車	
	玉野市	70歳以上	西武観光バス 川越観光自動車	
東京	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス	
	神奈川	横浜市	70歳以上	横浜市、小田急バス 神奈川中央交通、京浜急行バス 江ノ電バス横浜、東急バス 川崎鶴見臨港バス、相鉄バス 横浜京急バス、横浜神奈交バス 大新東、フジエクスプレス 横浜交通開発
		川崎市	70歳以上	川崎市、神奈川中央交通 小田急バス、川崎鶴見臨港バス 東急バス、羽田京急バス
	山梨	厚木市	〃	神奈川中央交通
		愛清市	〃	神奈川中央交通
	大月市	65歳以上	富士急山梨バス	
	新潟	糸魚川市	70歳以上	糸魚川バス
	長野	本野市	70歳以上	アルピコ交通
		長野市	〃	長電バス、アルピコ交通
	富山	富山市	65歳以上	富山地方鉄道

県名	都市名	年齢	対象事業者	
石川	小松市	65歳以上	小松バス	
福井	福井市	65歳以上	京福バス	
岐阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車	
	白川町	65歳以上	日本タクシー	
	下呂市	65歳以上	加越能鉄道 濃飛乗合自動車	
静岡	伊豆市	70歳以上	新東海バス、伊豆箱根バス	
	浜松市	〃	伊豆東海バス 遠州鉄道	
愛知	名古屋市	65歳以上	名古屋市 名古屋ガイドウェイバス	
京都	京都市	70歳以上	京都市、京都バス 京阪京都交通、京阪バス 京阪シテイバス、阪急バス 京阪宇治バス、近鉄バス 西日本ジェイアールバス ヤサカバス、京都京阪バス	
	大阪	大阪市	70歳以上 (ICカード)	大阪市
		高槻市	65歳以上	高槻市 南海バス、近鉄バス 阪堺電軌
兵庫	神戸市	70歳以上 (ICカード)	神戸市、神姫バス、阪急バス 山陽バス 神鉄バス、神姫ゾーンバス 神戸交通振興（山手線・ポーアイ キャンパス線） 阪神バス	
	伊丹市	伊丹市	70歳以上	伊丹市
		石井市	〃	山陽バス、神姫バス
	尼崎	尼崎市	75歳以上	尼崎市、尼崎振興、阪急バス 神姫バス、ウエスト神姫（ICカード）
		川西市	70歳以上	阪急バス
	奈良	生駒市	65歳以上	全但バス
		猪俣町	70歳以上	〃
		朝来市	65歳以上	阪急バス 神姫グリーンバス 阪神電気鉄道
	奈良	奈良市	70歳以上	奈良交通
	和歌山	和歌山市	70歳以上	和歌山バス、和歌山バス那賀
島根		松江市	65歳以上	松江市
広島	尾道市	73歳以上	おのみちバス	
	広島市	70歳以上 (ICカード)	中国ジェイアールバス	
	三原市	70歳以上	芸陽バス、中国バス、鞆鉄道 広島電鉄	
山口	岩国市	70歳以上	いわくにバス、防長交通	
	宇部市	〃	宇部市、船木鉄道	
	山口市	〃	防長交通、中国ジェイアールバス 宇部市 サンデン交通、ブルーライン交通	
徳島	下関市	65歳以上	防長交通	
	徳島市	70歳以上	徳島市 徳島バス	
福岡	福岡市	65歳以上	昭和自動車	
佐賀	糸島市	〃	〃	
	佐賀市	70歳以上	佐賀市、昭和自動車	
長崎	佐世保市	75歳以上 (ICカード)	佐世保市、西肥自動車 させほバス	
	熊本市	70歳以上	九州産交バス、産交バス 熊本電気鉄道、熊本バス 熊本都市バス	
熊本	荒尾市	〃	荒尾市	
	大分	大分市	65歳以上	大分バス、大分交通
宮崎	宮崎市	70歳以上	宮崎交通	
	都城市	〃	宮崎交通、三州自動車	
鹿児島	鹿児島市	70歳以上 (ICカード)	鹿児島市、いわさきネットワーク いわさきコーポレーション 南国交通、J R九州バス	
	鹿儿岛市	〃	鹿儿岛交通、三州自動車	
	薩摩川内市	70歳以上	南国交通	
	霧島市	75歳以上	南国交通	
鹿児島	徳之島市	70歳以上	徳之島総合陸運	
	沖永良部市	70歳以上	沖永良部バス企業団	

5. 貸切バス事業

(1) 貸切バス事業について

平成28年1月に軽井沢スキーバスの事故で多くの若い犠牲者を出す大変痛ましい事故が発生し、国交省において軽井沢スキーバス事故対策検討委員会で検討を重ね、同年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられた。その後、国土交通省より具体的に安全対策や規制の強化等が矢継ぎ早に示され、平成29年度に総合的な対策の85項目すべての対策が着手された。二度とこのような悲惨な事故を起こさないためにも、業界全体で示された安全対策を実行しているところである。

その中で平成28年4月1日より貸切バス事業の更新制が新たに実施され、国が4年ごとに貸切バス事業者をチェックし、次の更新まで免許を継続するかどうかを審査することになった。更新の際は申請資料だけではなく、更新事業者の代表取締役が法令試験を受けることとなった（更新申請時に日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を受けている事業者は除外）。日本バス協会は、国のチェックにより悪質事業者に業界から退出してもらい、実効あるものとなるよう国土交通省に要請している。

その他に、国の監査を補完するため、貸切バスの適正化機関が各地方運輸局のブロック毎と沖縄に設置され、平成28年9月にはすべての機関で巡回指導を始めている。この巡回指導により貸切バスの安全性がさらに高まるよう、具体的運用等については引き続き、国土交通省と必要な協議調整を行っていくこととしている。また、適正化機関から委託を受けて会員事業者に対し巡回指導を行う地方バス協会は、適正化機関との適切な役割分担の下で、業務を進めている。日本バス協会は自動車局からの要請の下、適正化機関にバス事業者の負担金が納付されるまでの間の運転資金を貸し付けることにした。

また、貸切バスの新たな運賃・料金制度発足後3年が経過し、軽井沢スキーバス事故対策としてもその遵守が進められてきた。平成28年11月からは運送引受書に決定した運賃の他に上限、下限額を記載することが義務付けられ、届け出運賃違反を防止するよう措置がとられている。貸切バス事業者は安全を確保するために安全コストを含むこの運賃・料金制度を遵守し、安全投資を進めていくことが重要である。

このように、貸切バス事業者を取り巻く環境は大変厳しいものであるが、軽井沢の事故で失った信頼を取り戻すため、法令を順守して安全安心なサービスを提供するよう努力していく。

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策(平成28年6月3日) 概要

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、総合的な対策をとりまとめ。

基本思想	<p>今回のような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は貸切バスの安全運行に関する遵守事項を強化し、その徹底を図ること。 ○ 国は貸切バス事業者のルール違反を早期に是正させるとともに、不適格者を排除すること。 ○ バス事業者、旅行業者は安全確保を最優先に据え、両業界等は協力・連携してルール遵守の環境整備を推進すること。 	
総合的な対策	(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 運転者の技量チェックの強化 ② 運行管理の強化 ③ 車両整備の強化 ④ 事業用設備の強化 ⑤ その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化
	(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等	<ul style="list-style-type: none"> ① 違反事項の早期是正と処分の厳格化等 ② 許可更新制の導入等による不適格者の排除 ③ 不適格者の安易な再参入の阻止
	(3) 監査等の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 国の監査・審査業務の見直し ② 事業者団体の自浄作用の強化 ③ 民間指定機関による適正化事業の活用
	(4) 旅行業者、利用者等との関係強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化 ② 利用者に対する安全情報の「見える化」 ③ ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討
	(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① ガイドラインの策定 ② 導入促進に向けた支援等

(注) 国土交通省資料による

(2) 平成28年度貸切バス事業の収支状況

① 調査対象事業者392社の経常収入は1,589億円、経常費用は1,431億円、経常損益は158億円の黒字、経常収支率は111.1%（前年度117.2%）と経常収支率は前年度から6.1%下回った。

調査対象事業者の392社のうち74社18.9%の事業者が赤字を計上している。

(Ⅰ) 平成28年度の実働日車当り営業収入は前年度と横ばいで、81,950円（27年度81,955円、26年度69,725円）となっている。一方、実働日車当たり経費は75,129円で前年より5.6%増となっており、収支率は悪化している。また、実働日車当たりの人件費は33,223円で前年より3.9%増、実働日車当たりの減価償却費は8,574円で前年より21.5%も増加しており、安全への投資が進んでいる。

(Ⅱ) 支出では、人件費の占める割合が44.2%となっており、車両規模別にみると10両までの事業者は41.0%、11両～30両までは43.5%、31両以上は45.0%と車両規模の大きい事業者の人件費率が高い。なお、人件費割合は26年度44.4%、27年度44.9%、28年度44.2%となっている。

また、軽油価格の下落により、燃料油脂費の原価に占める割合は、26年度10.9%、27年度7.7%、28年度6.7%と減少している。

(Ⅲ) 車両規模別の収支率については、10両までは108.1%、11両～30両までは108.6%、31両以上は112.7%となっており、前年度より収支が減少しているが、事業規模にかかわらず黒字を維持している。

② ブロック別の収支状況をみると、昨年度の収支率を上回ったところは沖縄の123.8%で、昨年度から1.5%収支率が上がった。しかし、全国的には昨年度より下回った。その中でも、大幅に下回ったのは北海道と近畿で、対前年を10%程度下回った。

(注) ① 調査対象事業者 貸切バス保有車両10両までは110社、11両～30両まで195社、31両以上の事業者87社、合計392社

② 調査対象事業者は前年度と入れ替えがある。輸送実績報告書より集計

(表1) 一般貸切バス事業の経常収支率

平成28年度

(単位: 億円)

	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
計	318 (343)	74 (42)	392 (385)	1,589 (1,647)	1,431 (1,405)	158 (241)	111.1 (117.2)	車両規模別に抽出 車両数 9,593両 (〃 9,266両)
10両まで	84 (88)	26 (20)	110 (108)	95 (97)	87 (87)	7 (10)	108.1 (111.9)	車両数 797両 (〃 767両)
11～30両まで	156 (150)	39 (48)	195 (198)	553 (505)	490 (477)	42 (28)	108.6 (105.9)	車両数 3,577両 (〃 3,624両)
31両以上	78 (78)	9 (5)	87 (83)	962 (991)	853 (833)	109 (157)	112.7 (108.9)	車両数 両 (〃 4,948両)

※1. () は前年度

2. 事業者は前年度と入れ替えがある。

3. 端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(参 考) 経常収支率の推移

(単位: 億円)

年度	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
28	318 (81%)	74 (19%)	392 (100%)	1,589	1,431	158	111.1	% 10両まで 110社 11～30両まで 195 31両以上 87
27	343 (89%)	42 (11%)	385 (100%)	1,647	1,405	241	117.2	% 10両まで 108社 11～30両まで 194 31両以上 83
26	308 (76%)	99 (24%)	407 (100%)	1,608	1,512	96	106.4	% 10両まで 113社 11～30両まで 198 31両以上 96

(表2) 平成28年度一般貸切バスブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック	事業者(社)			収入	支出	損益	収支率(27年度) %	
	黒字	赤字	計					
北海道	A	3	2	5	650	499	151	130.3 (152.3)
	B	14	3	17	4,845	4,311	534	112.4 (118.6)
	C	6	1	7	5,128	4,898	230	104.7 (119.6)
	計	23	6	29	10,623	9,708	915	109.4 (120.2)
東北	A	9	2	11	884	794	90	111.3 (106.1)
	B	22	4	26	6,450	5,888	562	109.5 (110.8)
	C	10	1	11	8,615	7,246	1,369	118.9 (124.2)
	計	41	7	48	15,949	13,928	2,021	114.5 (116.1)
関東	A	13	5	18	1,615	1,526	89	105.8 (106.8)
	B	29	5	34	8,927	8,338	589	107.1 (111.8)
	C	12	2	14	16,076	14,574	1,502	110.3 (116.6)
	計	54	12	66	26,618	24,438	2,179	108.9 (114.9)
北陸・信越	A	9	3	12	868	895	△27	97.0 (115.8)
	B	18	5	23	6,139	5,654	485	108.6 (116.0)
	C	7	1	8	6,250	5,568	682	112.2 (119.3)
	計	34	9	43	13,257	12,117	1,140	109.4 (117.4)
中部	A	12	2	14	1,329	1,222	106	108.7 (114.3)
	B	15	10	25	8,636	8,075	561	106.9 (111.8)
	C	7	1	8	17,946	15,671	2,275	114.5 (121.3)
	計	34	13	47	27,910	24,968	2,942	111.8 (117.9)
近畿	A	7	3	10	1,038	997	41	104.1 (107.5)
	B	18	6	24	7,698	7,264	434	106.0 (121.9)
	C	13	1	14	19,615	17,855	1,760	109.9 (118.1)
	計	38	10	48	28,352	26,117	2,235	108.6 (119.1)
中国	A	12	7	19	1,408	1,342	67	105.0 (108.9)
	B	19	1	20	4,088	3,560	528	114.8 (118.1)
	C	4	0	4	4,910	4,224	686	116.2 (117.1)
	計	35	8	43	10,406	9,125	1,281	114.0 (116.3)
四国	A	6	0	6	429	407	23	105.6 (101.6)
	B	6	0	6	1,636	1,513	123	108.1 (112.4)
	C	6	0	6	4,293	3,490	803	123.0 (122.2)
	計	18	0	18	6,358	5,409	949	117.5 (118.1)
九州	A	13	2	15	1,230	1,061	169	115.9 (120.1)
	B	15	5	20	4,855	4,433	422	109.5 (115.4)
	C	9	2	11	9,109	8,356	753	109.0 (116.4)
	計	37	9	46	15,195	13,850	1,344	109.7 (116.3)
沖縄	A							()
	B							()
	C	4	0	4	4,225	3,412	813	123.8 (122.3)
	計	4	0	4	4,225	3,412	813	123.8 (122.3)
合計	A	84	26	110	9,453	8,744	709	108.1 (111.9)
	B	156	39	195	53,273	49,035	4,238	108.6 (115.2)
	C	78	9	87	96,166	85,293	10,873	112.7 (118.9)
	計	318	74	392	158,892	143,072	15,820	111.1 (117.2)

(注) A…保有車両10両まで、 B…11～30両まで、 C…31両以上
端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(表3) 貸切バスの経常収支率の推移

(単位：億円)

年度	調査対象事業者別	事業者数			収入	支出	損益	収支率
		黒字	赤字	計				
23	保有車両10両まで	54	79	133	107	107	△1	99.3%
	11～30両まで	81	100	181	401	413	△13	96.9%
	31両以上	45	47	92	948	949	△2	99.8%
	計	180	226	406	1,455	1,470	△15	99.0%
24	保有車両10両まで	44	42	86	77	77	△0	99.9%
	11～30両まで	100	66	166	421	416	5	101.2%
	31両以上	68	49	117	1,336	1,316	20	101.5%
	計	212	157	369	1,834	1,809	25	101.4%
25	保有車両10両まで	72	58	130	102	102	△1	99.3%
	11～30両まで	109	77	186	467	466	1	100.3%
	31両以上	60	27	87	895	875	20	102.3%
	計	241	162	403	1,464	1,444	20	101.4%
26	保有車両10両まで	79	34	113	82	79	3	103.9%
	11～30両まで	150	48	198	505	477	28	105.9%
	31両以上	79	17	96	1,021	956	65	106.8%
	計	308	99	407	1,609	1,513	96	106.4%
27	保有車両10両まで	88	20	108	97	87	10	111.9%
	11～30両まで	177	17	194	559	486	74	115.2%
	31両以上	78	5	83	991	833	157	118.9%
	計	343	42	385	1,647	1,405	241	117.2%
28	保有車両10両まで	84	26	110	95	87	7	108.1%
	11～30両まで	156	39	195	533	490	42	108.6%
	31両以上	78	9	87	962	853	109	112.7%
	計	318	74	392	1,589	1,431	158	111.1%

(表4) 一般貸切バス実車走行キロ当たり収入・原価の推移

(単位：円銭)

収支別	23年度				24年度				25年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	370.26	341.11	355.50	352.43	386.63	348.22	376.76	370.20	374.03	395.08	384.50	387.05	
原価	372.90	351.97	356.12	356.11	386.91	344.07	371.12	365.16	376.58	393.99	375.95	381.63	
内訳	人件費	160.27	155.86	163.86	161.19	166.04	147.67	172.70	166.33	158.52	160.47	172.34	167.64
	諸経費	212.63	196.62	194.92	194.92	220.87	196.40	198.42	198.83	218.06	233.52	203.61	213.99

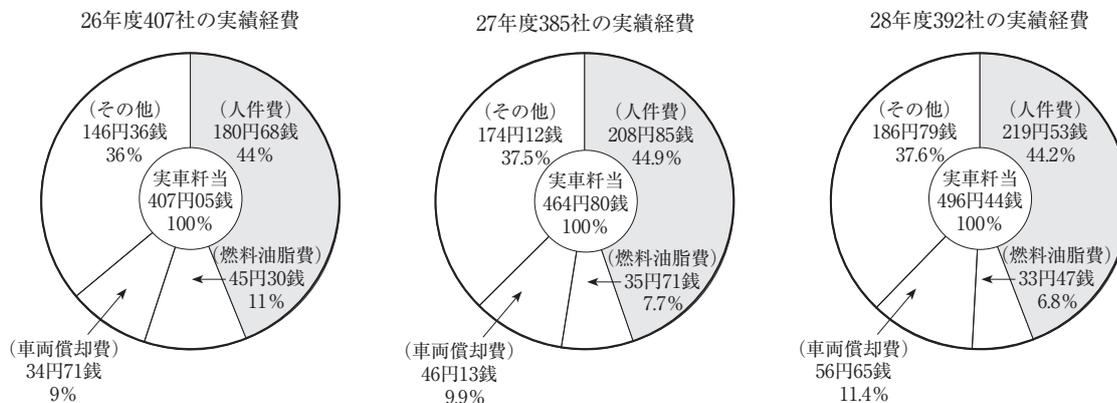
収支別	26年度				27年度				28年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	444.55	428.69	434.19	432.96	531.31	539.19	549.09	544.62	540.83	570.81	542.11	551.33	
原価	427.66	404.73	406.58	407.05	474.80	468.21	461.83	464.80	500.29	525.40	480.82	496.44	
内訳	人件費	179.42	173.46	184.40	180.68	205.87	200.46	213.97	208.85	205.29	228.62	216.15	219.53
	諸経費	248.24	231.26	222.18	226.36	268.93	267.76	247.86	255.95	295.00	296.78	264.67	276.91

(表5) 貸切バス実車走行キロ当り経費構成比率の推移

(単位：円銭)

年 度	事業者数	人件費	燃料油脂費	減価償却費	諸経費	合計	対前年度 (%)
16	453	180.12 (49.9%)	30.42 (8.4%)	- -	150.76 (41.7%)	361.29 (100.0%)	0.5%
17	421	176.12 (49.1%)	35.12 (9.8%)	- -	147.09 (41.0%)	358.42 (100.0%)	-0.8%
18	423	173.28 (47.4%)	39.39 (10.8%)	- -	152.62 (41.8%)	365.29 (100.0%)	1.9%
19	418	165.23 (45.9%)	40.21 (11.2%)	- -	155.14 (43.1%)	360.59 (100.2%)	-1.3%
20	404	160.89 (45.8%)	43.75 (12.5%)	- -	155.36 (44.3%)	360.00 (102.6%)	-0.2%
21	423	162.72 (46.4%)	33.02 (9.4%)	27.88 (7.9%)	127.37 (36.3%)	350.99 (100.0%)	-2.5%
22	408	164.04 (46.2%)	36.76 (10.4%)	27.57 (7.8%)	126.41 (35.6%)	354.78 (100.0%)	1.1%
23	406	161.19 (45.3%)	41.46 (11.6%)	27.97 (7.9%)	125.49 (35.2%)	356.11 (100.0%)	0.4%
24	369	166.33 (45.5%)	43.05 (11.8%)	26.32 (7.2%)	129.46 (35.5%)	365.16 (100.0%)	2.5%
25	403	167.64 (43.9%)	45.66 (12.0%)	29.28 (7.7%)	139.05 (36.4%)	381.63 (100.0%)	4.5%
26	407	180.68 (44.4%)	45.30 (11.1%)	34.71 (8.5%)	146.36 (36.0%)	407.05 (100.0%)	8.3%
27	385	208.85 (44.9%)	35.71 (7.7%)	46.13 (9.9%)	174.12 (37.5%)	464.80 (100.0%)	14.2%
28	392	219.53 (44.2%)	33.47 (6.8%)	56.65 (11.4%)	186.79 (37.6%)	496.44 (100.0%)	6.8%

(図1)



(表6) 平成28年度貸切バス原単位の比較

項 目	単位	北海道	東 北	関 東	北陸・信越	中 部	近 畿	中 国
実働日車キロ	キロ	138.7	119.5	146.1	156.5	164.9	160.3	157.5
実働日車当り 総走行キロ	キロ	189.1	171.0	194.2	201.9	207.2	202.0	198.7
実 働 率	%	54.4	48.8	52.5	47.9	60.1	55.2	44.0
実働日車当り 営業収入	円	77,140	76,613	82,176	83,561	76,536	89,668	84,455
実働日車当り 人件費※	円	32,279	29,463	34,808	32,395	32,064	35,702	33,036
実働日車当り 減価償却費	円	6,976	9,463	8,999	9,124	6,598	10,663	7,260
実働日車当り 経費(経常費用)	円	71,858	68,650	76,363	77,852	69,551	84,530	75,133
経費に占める 人件費の割合※	%	44.9	42.9	45.6	41.6	46.1	42.2	44.0
経費に占める 燃料費の割合	%	7.2	6.8	6.2	7.3	6.6	6.6	6.6
運行回数による 旅行者扱い比率	%	48.5	22.3	36.7	24.1	33.1	37.6	33.6

項 目	単位	四 国	九 州	沖 縄	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	212.0	148.6	99.5	151.3	140.7	139.4	159.7
実働日車当り 総走行キロ	キロ	246.6	199.0	135.1	196.6	182.0	183.2	206.3
実 働 率	%	44.6	46.0	49.0	51.7	39.6	48.5	55.8
実働日車当り 営業収入	円	95,510	82,144	77,237	81,950	74,090	77,977	85,223
実働日車当り 人件費※	円	34,356	34,027	32,557	33,223	28,889	31,870	34,522
実働日車当り 減価償却費	円	8,425	10,238	3,847	8,574	7,223	8,850	8,559
実働日車当り 経費(経常費用)	円	83,010	76,093	63,034	75,129	70,401	70,401	70,401
経費に占める 人件費の割合※	%	41.4	44.7	51.6	44.2	41.0	43.5	45.0
経費に占める 燃料費の割合	%	7.2	7.2	7.0	6.7	7.2	6.7	6.7
運行回数による 旅行者扱い比率	%	10.5	66.4	87.8	33.2	19.4	29.3	37.6

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費
 2) 輸送実績報告書より集計

(表7) 貸切バス原単位の推移

項 目	単 位	合 計	平成28年度			平成27年度			
			10両まで	30両まで	31両以上	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	151.3	140.7	139.4	159.7	153.0	141.4	148.5	157.0
実働日車当り 総走行キロ	キロ	196.6	182.0	183.2	206.3	199.2	183.1	194.1	204.2
実働率	%	51.7	39.6	48.5	55.8	53.1	42.8	50.9	56.1
実働日車当り 営業収入	円	81,950	74,090	77,977	85,223	81,955	73,317	78,509	85,022
実働日車当り 人件費※	円	33,223	28,889	31,870	34,522	31,948	29,100	29,773	33,591
実働日車当り 減価償却費	円	8,574	7,223	8,850	8,559	7,056	6,233	7,361	6,963
実働日車当り 経費(経常費用)	円	75,129	70,401	70,401	70,401	71,102	67,115	69,542	72,500
経費に占める 人件費の割合※	%	44.2	41.0	43.5	45.0	44.9	43.4	42.8	46.3
経費に占める 燃料費の割合	%	6.7	7.2	6.7	6.7	7.7	8.4	8.1	7.4
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	33.2	19.4	29.3	37.6	30.5	33.5	29.6	30.7

平成26年度

項 目	単 位	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	163.9	142.2	157.9	169.2
実働日車当り 総走行キロ	キロ	211.6	185.5	203.9	218.1
実働率	%	57.1	42.3	53.0	61.8
実働日車当り 営業収入	円	69,725	61,292	66,225	72,397
実働日車当り 人件費※	円	29,622	25,514	27,386	31,210
実働日車当り 減価償却費	円	5,690	5,312	5,479	5,839
実働日車当り 経費(経常費用)	円	66,733	60,814	63,897	68,814
経費に占める 人件費の割合※	%	44.4	42.0	42.9	45.4
経費に占める 燃料費の割合	%	10.9	11.9	11.0	10.8
運行回数による 旅行者者扱い比率	%	38.5	22.0	30.5	44.9

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費

2) 輸送実績報告書より集計

(3) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

平成23年度よりスタートした貸切バス事業者安全性評価認定制度とは、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している。

現在、全国1,393事業者（日本バス協会会員の53.2%）、27,531両（会員保有車両数の69.6%）（1月1日現在）の認定がされている。また、平成27年度より、貸切バス事業者安全性評価認定制度の最高位の評価である、3つ星の事業者が誕生し、運行している。

訪日外国人旅行者の臨時営業区域においても、認定事業者であることが条件となっており、認定事業者にインセンティブが与えられ、社会的なイメージアップも向上している。この制度を更に多くの貸切バス事業者が認定を受け、活用されるとともに、利用者・旅行会社が安全性の高い事業者を選択できるよう、今後も更なる安全性向上に努めるとともに、国からの支援をはじめ、バス業界として関係業界団体及び利用者等への周知徹底、PR等をより積極的に行っている。

平成30年1月1日

貸切バス事業者安全性評価認定制度 認定状況について

○貸切バス事業者安全性評価認定事業者

		事業者数（者）			車両数（両）		
		★	★★	★★★	★	★★	★★★
平成28年度認定事業者		548			11,227		
		329	103	116	5,217	2,955	3,055
平成29年度	(前期) 認定事業者	611			9,691		
		493	118		7,184	2,507	
	(後期) 認定事業者	222			5,970		
		8	0	214	128	0	5,842
	特別認定事業者	11			616		
		9	2		452	164	
再評価認定事業者	1			27			
	1			27			
認定事業者 合計		1,393			27,531		
		840	223	330	13,008	5,626	8,897
内 非会員事業者		145			1,786		
		130	15		1,566	220	
会員（非会員除く）に対する認定事業者の割合		53.2%			69.6%		
全事業者数（非会員含む）に対する認定事業者の割合		30.9%			54.9%		

○業界全体

	事業者数 者、%	車両数 両、%
貸切バス事業者	4,508 (100)	50,182 (100)
うち会員	2,345 (52.0)	37,006 (73.7)
うち非会員	2,163 (48.0)	13,176 (26.3)

※貸切バス事業者は平成28年3月現在（国土交通省調べ）
うち会員は平成29年8月現在（日本バス協会調べ）

Ⅲ. 安全輸送の取組み

1. 安全輸送体制の確立

(1) 運輸安全マネジメントの推進

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。また、「安全管理規程の作成及び届出」、「安全統括管理者の選任及び届出」が一定規模（バス事業にあっては保有台数200台以上）の事業者者に義務付けられ、その後平成25年10月からは、これに加え全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者に義務付け対象が拡大された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 全事業者に対するもの

ア. P（計画の作成）・D（計画の実施）・C（効果等の評価）・A（計画の改善）を導入し、さらに継続的に繰り返すことによって、輸送のレベルアップを図る。

イ. 安全確保の責務

ウ. 安全情報の公表

② 保有車両数200台以上のバス事業者及び全ての貸切バス事業者並びに貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）に対するもの

上記①の各項目に加え、次の項目を実施することが義務づけられた。

ア. 安全管理規程の作成、届出

安全に関する取組みの基本方針、組織体制、情報伝達の方法、内部監査の方法等を記載。

イ. 安全統括管理者の選任、届出

安全管理体制に必要な事項の経営トップへの報告及び事業者内部への徹底。

また、国土交通省によるマネジメント評価を受けることとなっている。

なお、マネジメント評価については、国土交通省による評価のほかに、当面の措置として、国が認定した第三者機関による評価も認められている。

日本バス協会は、会員事業者において円滑な取り組みができるよう、安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう（※1）」の作成・配付や国等が開催するシンポジウム等の周知に努めている。

（※1）日本バス協会では、平成25年10月から運輸安全マネジメント制度の義務付け対象が拡大されたことを踏まえ、平成26年度事業として、平成22年に作成・配付した運輸安全マネジメント推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」の改訂版（第2版）を作成・配付した。



(2) バス事業の総合安全プラン2020

交通安全対策について、国は、「第9次交通安全基本計画（平成23年～27年）」に基づき、平成27年までに交通事故死者数を3,000人以下とする目標を掲げ、官民一体となった取り組みを行ってきたところだが、交通事故死者数については、平成27年には4,117人となり、目標を達成することができなかった。平成28年度からは、「第10次交通安全基本計画（平成28年～32年）」により、今後なお一層の交通事故の抑止を図るために取り組みが進められることとなっている。

バスの安全対策については、平成21年3月に国土交通省の「自動車運送事業に係る総合的安全対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が提言した今後10年間を見据えた「事業用自動車総合安全プラン2009」（以下「プラン2009」という。）を踏まえ、「バス事業における総合安全プラン2009」を策定し、業界を挙げて取り組んだ結果、人身事故件数については、前倒しで削減目標を達成するなど一定の成果を挙げた。

しかし、検討委員会は、「プラン2009」で定めた「10年間で死者数を半減する（平成30年に250人）」という目標の達成が厳しい状況にあること、軽井沢スキーバス事故等、安全管理が不十分な事業者において社会的影響の大きい重大事故の発生と事故を踏まえた新たな安全対策が講じられていること、自動車の先進安全技術の活用による安全対策の向上の可能性の広がり等の状況の変化・新たな課題も出てきていること等から、新たな対策理念と対策指標、施策群を早急に設定する必要があるとして、平成29年6月、「プラン2009」に代わる、平成32年までの4年間を計画年とする「事業用自動車総合安全プラン2020」（以下「プラン2020」という。）を提言した。

【バス事業の総合安全プラン2020】 バス事業に係る事故等削減目標

1. 平成32年までに交通事故死者数をゼロとする。
2. 平成32年までに人身事故件数を1,100件以下とする。
3. 飲酒運転をゼロとする。

(3) 運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策

（北陸自動車道小矢部川サービスエリアにおける高速乗合バスの事故を受けての安全対策）

平成26年3月3日に発生した北陸自動車道における高速乗合バス事故の原因については、衝突前にバス運転者が意識を失っていた可能性もあるとみられており、平成26年4月、国土交通省の「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策について」の通達を受け、この内容を各バス事業者に周知し、経営トップが危機意識をもって最大限の経営努力を行うとともに、以下のソフト・ハード両面の安全対策に取り組むこととした。

また、平成26年3月25日、4月11日、5月8日に「安全輸送委員会安全確保対策WG」を開催し、高速道路を運行するバスの安全対策について検討を行い、検討結果について会員事業者に取り組みを要請した。

○ ソフト面の安全対策

1. 各都道府県バス協会に対し、脳疾患、心臓疾患、SASなどバスの運転に支障を及ぼすおそれのある主要疾病に対する各バス事業者による検査の実施を促進するため、検査費用の助成拡充を要請
2. 国土交通省作成の健康管理マニュアルの分かり易い要約版を作成し、各バス事業者に対し活用を要請
3. 衝突被害軽減ブレーキ装置付き車両である旨をバスの車体に表示するなど、バス利用者に対する安全情報の発信を進めるよう、各バス事業者に要請
4. 高速道路等の走行に関し、乗客に対するシートベルト着用案内を再徹底するよう、各バス事業者に要請するとともに、国土交通省と、運転者の体調急変時などの対応方策を引き続き検討
5. 貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査において、積極的な健康管理を行っている事業者に対し加点を検討

○ ハード面の安全対策

1. 衝突被害軽減ブレーキ装着車両への代替を促すため、当該装着車両を運輸事業振興助成交付金の補助対象に加えるとともに、そのための予算を増額補正
2. 既存車に後付ができる衝突被害の軽減に資するための装置の開発を、国及び一般社団法人日本自動車工業会に引き続き要請

2. 大規模災害への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、バス事業者にも津波による車両の流出や社屋等の損壊、道路の崩壊等による運行の停止など深刻な被害をもたらした。

日本バス協会では、この教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、平成24年5月に安全輸送委員会安全確保対策WGに「大規模災害対策特別小委員会」を設置し、検討を重ね、平成25年5月に「大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）」及び「大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）」（以下、「マニュアル等」という。）を取りまとめた。

このマニュアル等は、大規模災害発生時に、バス事業者が乗客や従業員の安全を確保するとともに、バス事業の社会的使命を果たすために必要な初動対応の基本事項及びそのために必要な事前の備えを定め、各事業者が災害対応マニュアルを作成する際の指針とするものである。

《構成》

- (1) 大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）
 - ① マニュアルの目的
 - ② 災害の基礎知識
 - ③ 初動対応の基本方針
 - ④ 事前の備え
 - ⑤ 災害への対応
- (2) 大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）
 - ① はじめに
 - ② 平時の備え
 - ③ 災害時の対応
 - ④ その他

3. 飲酒運転防止対策

(1) 飲酒運転防止対策の推進

平成14年7月、中央自動車道においてバス運転者が飲酒運転し接触事故を起こしたのに続き、同年8月には神戸市で路線バス運転者が酒気帯び運転をし、停留所付近で斜横断中の歩行者と接触して死亡させるという事故を引き起こした。

いずれも、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事故であり、同年9月の国土交通省通達を受け、ただちに日本バス協会に「飲酒運転防止対策会議」と、作業部会の「飲酒運転防止対策WG」を設置し、平成14年10月、「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定し、同年11月には「飲酒運転防止対策事例集」を編纂して全会員事業者に配付、平成15年2月には、「マニュアル」で定めた厳正な点呼に活用するため、アルコール検知器を全国の会員へ緊急配付した。

平成18年1月には、飲酒運転防止対策をより効果的なものにするため、これまでのマニュアル等を整理・統合して新たに「飲酒運転防止対策マニュアル」として改定し、全国の会員事業者に周知徹底を行った。

さらに、平成22年4月に国土交通省令等が改正されたことによる、平成23年5月から点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等に対応するため、平成23年4月に「飲酒運転防止対策マニュアル」を再度改定した。

また、飲酒運転防止対策については、現在は「安全輸送委員会」及び「安全輸送委員会安全確保対策WG」により進められ、全国の会員事業者において万全の対策がとられるよう、毎年、秋の全国交通安全運動に併せて「飲酒運転防止週間」を設定するなど、業界をあげて取り組んでいる。

(2) アルコール検知器の使用義務化

国土交通省は、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の乗務員の飲酒運転を根絶するため、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等の省令改正を行い、平成23年5月に施行した。

日本バス協会では、これに先立ち、平成15年からアルコール検知器の導入・活用を図っている。

省令改正の概要は、次のとおりである。

① 公布（平成22年4月28日）と同時に施行の事項

ア. 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない。（明確化）

イ. 運行管理者の補助者となることができる要件として、「運行管理者資格証の交付を受けている者」を追加。（従来の通達から省令へ）

ウ. 上記イの補助者が、運行管理者の指示を受けずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、その業務に該当する運行管理者資格証の返納が命ぜられる。

② 平成23年5月1日から施行の事項

ア. 営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持すること。このため、アルコール検知器の故障の有無を日常的に確認すること。

イ. 点呼時には、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、必ずアルコール検知器を用いて確認すること。

また、遠隔地等のため電話点呼を行う場合であっても、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させること。

ウ. 点呼簿に、アルコール検知器使用の有無及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存すること。

なお、電話点呼を行った場合においては、具体的な検知結果の確認方法についても記録すること。

4. 車内事故防止対策

バス事故件数の約3割を車内事故が占めており、さらに車内事故による負傷者の約半数は65歳以上の女性であること等から、車内事故の減少に努めるため、平成29年度においても「バス車内事故防止キャンペーン」を7月に設定し、バス利用者に対する啓発活動等に努めている。以下は、本運動の概要である。

(1) 実施期間 平成29年7月1日～7月31日（1ヶ月間）

(2) 重点項目

① 一般乗合バス（高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。）

ア. ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発。

イ. ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。車間距離を確保する。）の励行。停留所発進時における安全基本動作を徹底。

② 貸切、高速、空港連絡バス等（以下「貸切、高速バス等」という。）

ア. 乗客へのシートベルト着用の徹底。

(3) 実施事項

① 利用者への啓発活動

ア. 車内における実施事項

a. ポスターを掲示する。（※2）

b. 車内アナウンス、映像による案内を活用する。

イ. その他の実施事項

a. バスが乗り入れている病院等、高齢者のバス利用が多い施設等にポスターの掲示を依頼する。

b. 日本バス協会及び各都道府県バス協会、一般乗合バス会員事業者のホームページに車内事故防止キャンペーン中である旨を掲載する。

c. 各都道府県バス協会は、地方自治体、都道府県の旅行業界等に対して協力を依頼する。

- ② 一般ドライバー等への協力要請
一般ドライバー団体・トラック業界・タクシー業界等の広報誌等へ車内事故防止の協力方掲載を依頼する。
- ③ その他会員事業者・運転者の実施事項
 - ア. 一般乗合バス事業者について
 - a. 車内事故防止削減目標を定める。
 - b. 勉強会等を開催する等、本キャンペーンの趣旨を周知徹底する。
 - c. 乗客が席に着くまでは絶対に発車しない「ゆとり運転」を励行する。
 - d. 運行ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保する。
 - イ. 貸切、高速バス等事業者について
 - a. シートベルト着用について、乗客にはどのような案内が効果的か等の勉強会を開催する。

(※2) 車内掲出用ポスター



5. 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用対策

平成28年11月、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生した。

運転中の携帯電話・スマートフォンの使用は道路交通法で禁止されている極めて危険な行為のため、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事案である。

そのため、日本バス協会では、同月の国土交通省通達を受け、安全輸送委員会安全確保対策WGを開催し、平成29年1月「乗務中における携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規程策定のガイドライン」を策定した。また、「乗務中における携帯電話・スマートフォン使用の危険性等について」の啓発資料や「運転中の携帯電話・スマートフォンの使用等を禁じたシール及び営業所等に掲示するポスターを会員事業者に配布をするなど、同種事案の再発防止対策を講じた。

6. バスジャック・テロ対策等

(1) バスジャック対策の推進

平成12年5月、佐賀駅発西鉄天神バスセンター行き西日本鉄道(株)の高速バスが、九州自動車道を走行中、刃物を持った少年に乗っ取られ、乗客21名のうち1名が死亡、3名が重傷を負うという過去に例を見ない悲惨なバスジャック事件が発生した。

日本バス協会は、本事件を機に、ただちに同種事件発生時の適切な対応を検討するため、運輸省（現：国土交通省）の参画も得てバスジャック対策検討会議を設置した。また、本検討会の下に、作業部会として「統一マニュアル策定ワーキンググループ」及び「緊急連絡手段整備ワーキンググループ」を設置し、集中的に検討を行って、「バスジャック統一対応マニュアル」を策定した。

平成20年7月に東名高速道路を運行中の高速バスがバスジャックされるという事件が発生したことから、緊急に、安全輸送委員会に「バスジャック・テロ対策ワーキンググループ会議」を設置し、「マニュアル」の点検をはじめ、対策について検討を行った結果、平成20年12月2日に「バスジャック統一対応マニュアル」等を改定した。

なお、国土交通省からの通達「バスジャック対策の推進について」を受け、下記事項について会員事業者へ周知徹底を図っている。

- ア. バスジャック対策マニュアルを策定していないバス事業者にあつては、早急にこれを作成し、これを作成しているバス事業者にあつても、今回の「バスジャック統一対応マニュアル」の改定を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
- イ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的にバスジャック訓練を実施すること。
- ウ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関との夜間・休日を含む緊急連絡体制を整備すること。
- エ. バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めること。
- オ. その他、早期に実施する事項
 - (ア) 緊急連絡手段（非常用防犯灯スイッチ）に係る点検
 - (イ) 一般国民への協力依頼
 - 自社が装備している緊急連絡手段（警察への通報等を求めるための非常用防犯灯等）について、ホームページに掲載するとともにバスターミナルや主要乗降所等に掲示するなど、広く国民に協力を求めるための周知を行う。

(2) テロ対策の徹底

日本バス協会では、「バスジャック統一対応マニュアル」を策定し、これを基に、ゴールデンウィークや夏季休暇等の人出が多数予想される時期を前にテロ対策の徹底を図っている。

(3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応

近年、北朝鮮からミサイルが発射され、ミサイルが我が国の領土・領海に着弾または上空を通過する場合に発信されるJアラートを受信するケースが発生した。

日本バス協会では、バス事業者における基本的な対応要領として、平成29年11月に安全輸送委員会にて、「全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応要領」を策定した。

全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイルが発射されたとの情報が発信された場合の対応は、原則として、次のとおりとするが、各事業者の業務内容も踏まえて適切に対応すること。

- ア. 運転者は、Jアラート等でミサイルが発射されたとの情報が発信され、かつ、現在地が対象地域内であることを知ったときは、原則として、バスを安全な場所に停車させる。
- イ. 乗客に対し、Jアラートの発報により警戒を要する状況である旨をアナウンスし、頭を低くした安全

姿勢を採ってもらう。

ウ. 上記対応について会社に連絡し、会社からの指示を受ける。

エ. 安全な状況であることが確認できた場合は、運行を継続する。

[参考]

国民の皆様へのお願い

(ホームページやバスターミナル・主要乗降所等での掲載・掲示例)

走行中のバスに「SOS」や「緊急事態発生」等が表示されていたり、あるいは見慣れない青いランプ（防犯灯）が点滅していたら、そのバスの車内ではバスジャックのような異常事態が発生しているかもしれません。

そのようなバスを見かけましたら、110番への通報をお願いします。

《非常用防犯灯の一例》

◎ 文字による表示の例
(側面・前面も表示するものもある。)



◎ 防犯灯点滅による表示の例



なお、平成26年度には、バスに搭載の非常用防犯灯（車両後面に装備する青色灯火）等について、何を示す灯火かが不明瞭な場合には、表示（※3）を行うよう取り組むこととした。

(※3) 表示例



7. 平成27・28年の交通事故

(1) 全国の交通事故の現状

現代社会において、自動車は必要不可欠なものになっており、平成27年12月末のわが国の自動車保有車両数は、約8,100万台、運転免許証保有者数は約8,200万人となっている。

このような自動車保有台数、運転免許保有者数の増加や高速道路の整備に伴う高速化により、交通事故や環境への影響が大きな社会問題となっている。

平成28年中の交通事故による死者数は3,904人で、昭和24年以来の3千人台となった。一方、次代を担う子供が被害に遭う大変痛ましい交通事故が相次いで発生するなど、いまだ多数の尊い命が交通事故の犠牲になっている。

また、高齢運転者による交通事故が多発するとともに、飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故も後を絶たないなど、交通情勢は依然として厳しい状況にある。(図1参照)

平成28年中の死亡事故に関する概要は次のとおりである。

① 高齢者が占める割合過去最高

交通事故死者数を年齢別にみると、高齢者(65歳以上)が2,247人(構成率54.6%)と最も多く、次いで50歳代が431人(同10.5%)、40歳代が363人(同8.8%)の順に多い。

また、過去10年間の推移をみると、若者(平成17年の0.34倍)及び25～29歳(同0.46倍)などに比較して、高齢者(同0.76倍)は、減少率が少ないことから、全体に占める高齢者の割合は年々増加しており、他の年齢層と比べて厳しい情勢にある。

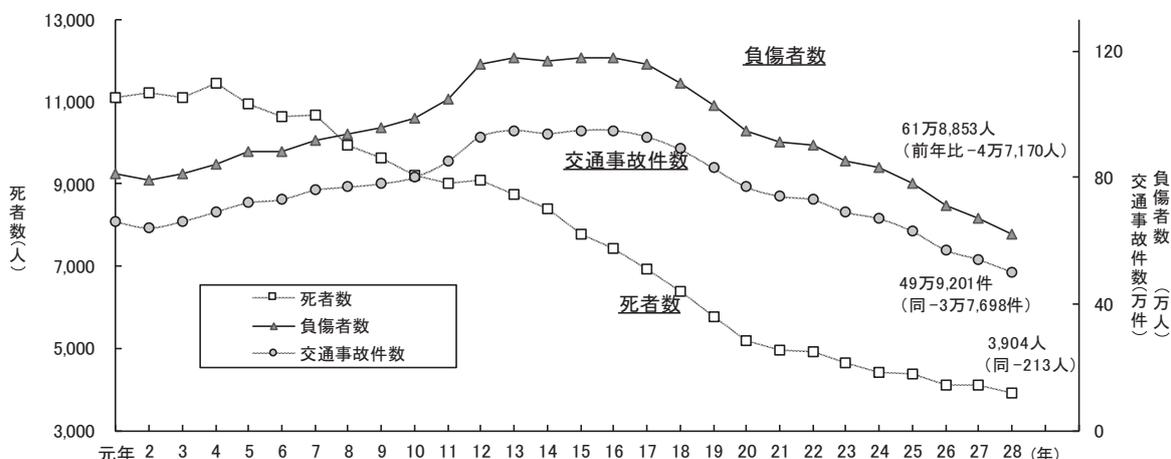
② 歩行中死者が8年連続最多

交通事故死者数を状態別にみると、歩行中(1,534人 構成率37.3%)が最も多く、次いで自動車乗車中(1,322人 同32.1%)となっており、両者で全体の3分の2以上を占めている。

③ シートベルト非着用死者が特に減少

自動車乗車中の致死率(死傷者に占める死者の割合)をシートベルト(チャイルドシートを含む)着用有無別にみると、平成27年の着用者の致死率は非着用者の約14分の1であり、このことからシートベルトの着用が交通事故の被害軽減に寄与していることが認められる。

(図1) 交通事故の推移



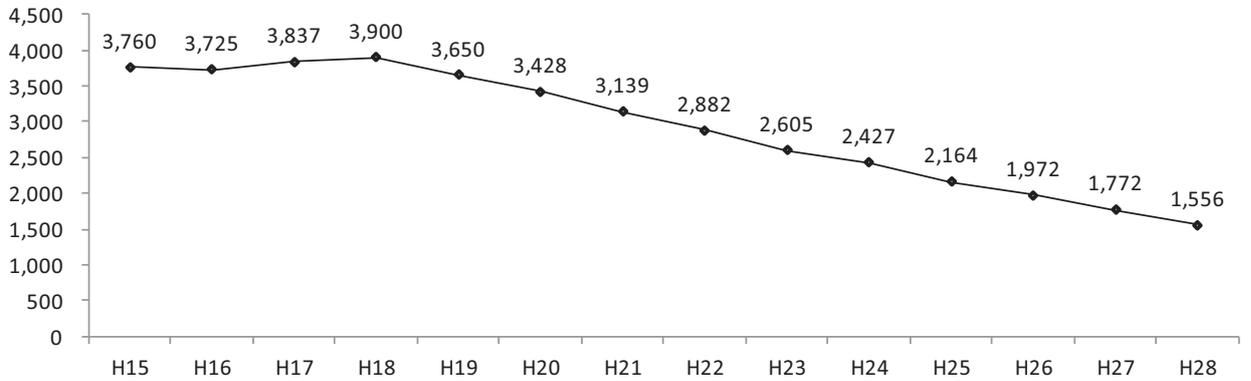
(注) 交通事故件数及び死傷者数は警察庁資料により作成。ただし人身事故のみ。

(2) バス（事業用）に係る交通事故情報

① バスの事故件数・死亡事故件数の推移

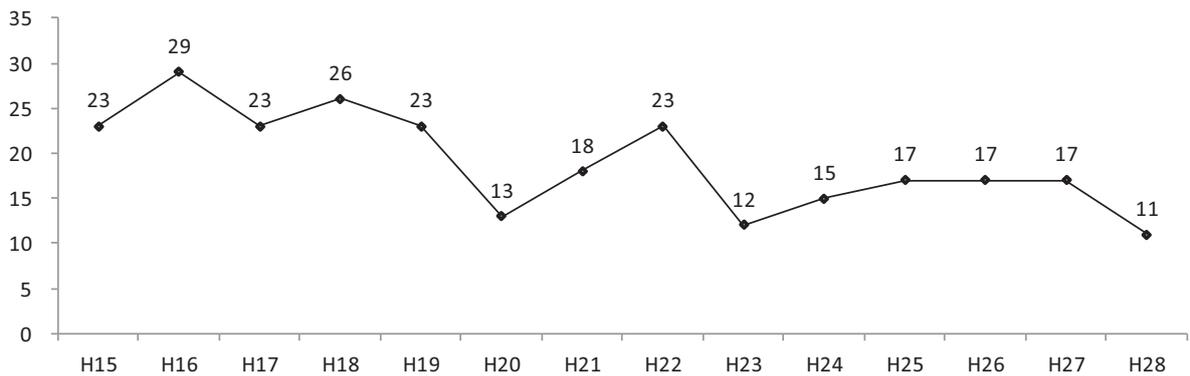
平成28年のバスの事故件数は

(図1) バスの事故件数の推移



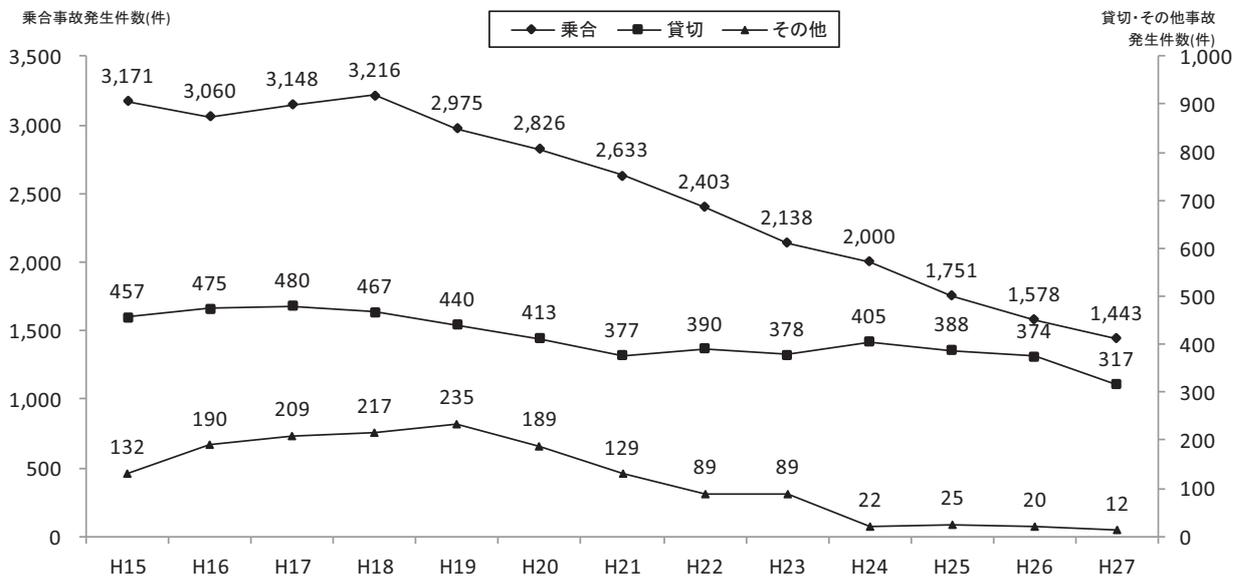
出典：警察庁「交通統計」

(図2) バスの死亡事故件数の推移



出典：警察庁「交通統計」

(図3) バス業種別事故件数の推移

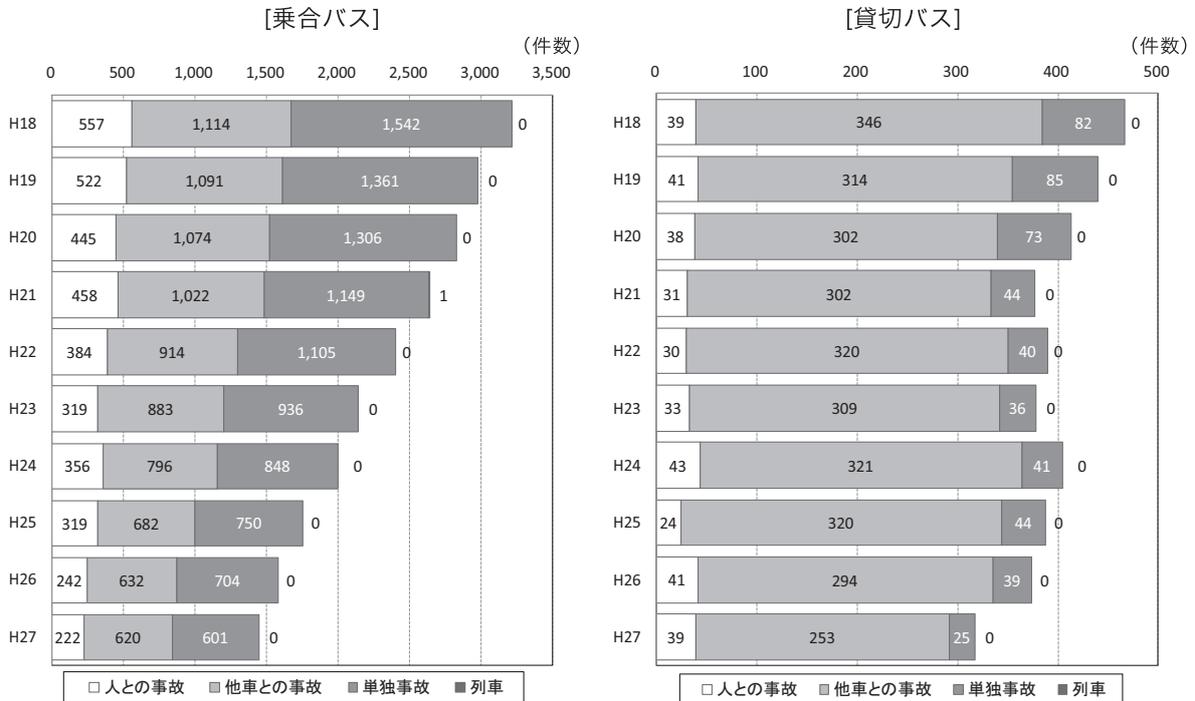


出典：(財)交通事故総合分析センター

② バスの事故類型別事故件数

乗合バス、貸切バスともに他車との事故が最も多く、特に貸切バスではその割合が高い。(図4参照)

(図4) バス事故の類型別事故件数

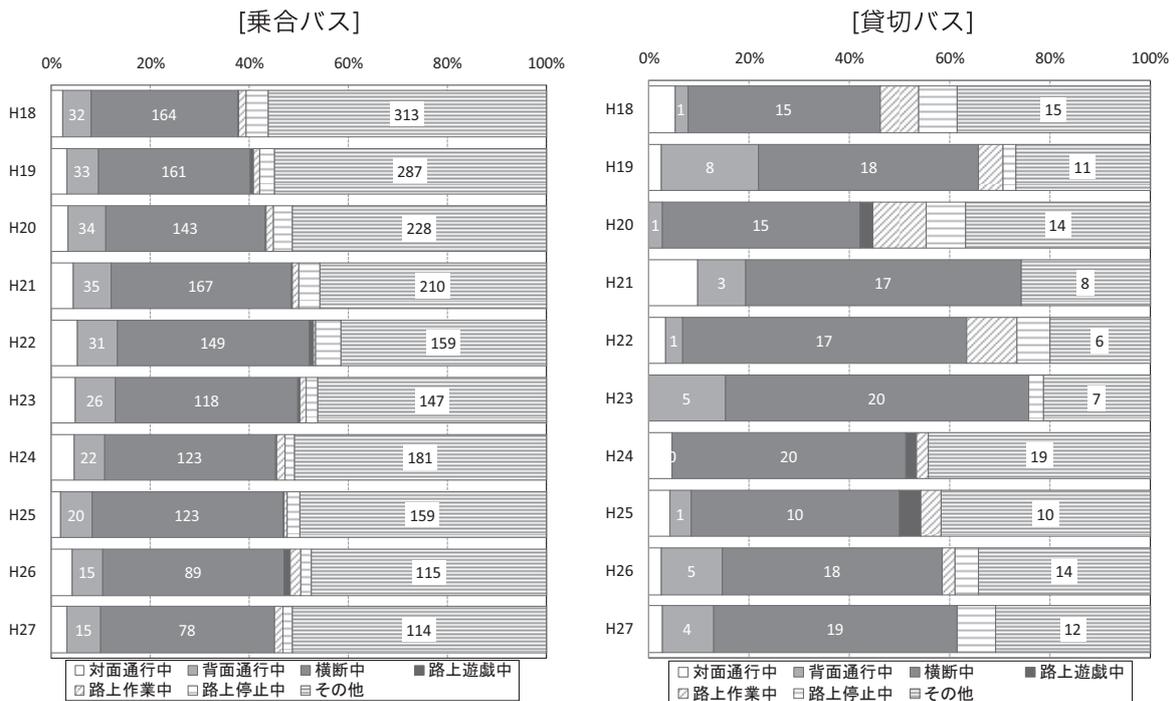


出典：(財)交通事故総合分析センター

③ バスの事故類型別事故件数の内訳 (人との事故)

人との事故は、乗合バス・貸切バスともに歩行者横断中の件数が多い。(図5参照)

(図5) バス事故の類型別事故件数 (人との事故)

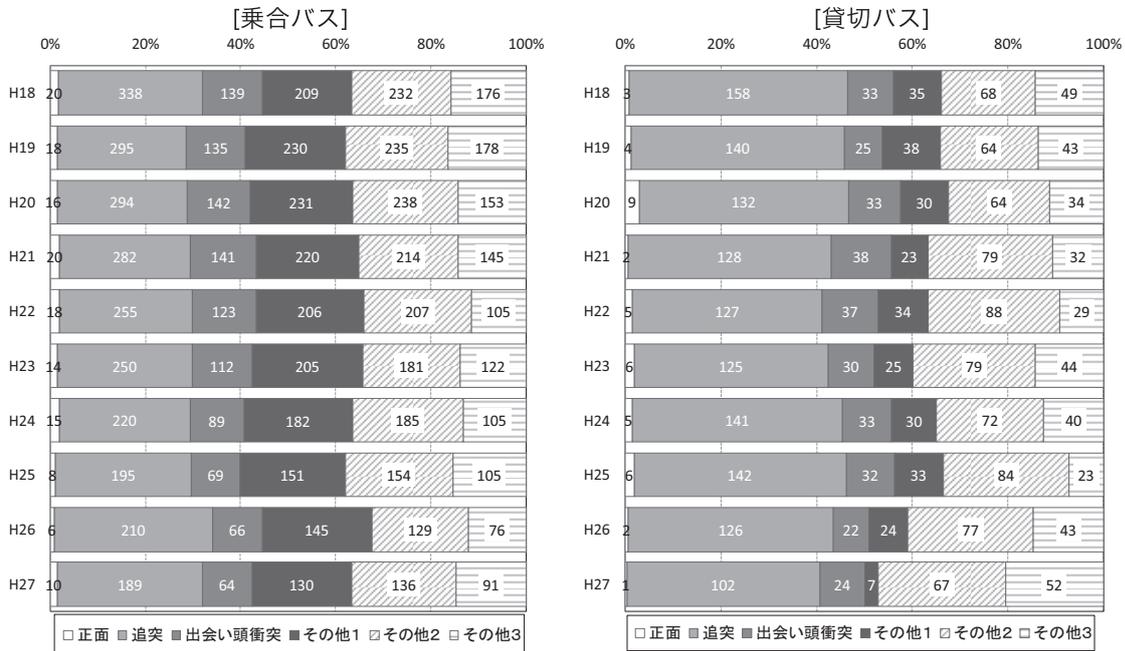


出典：(財)交通事故総合分析センター

④ バスの事故類型別事故件数の内訳（他車との事故）

他車との事故は、乗合バス・貸切バスともに追突が最も多く、特に貸切バスではその割合が高い。（図6参照）

（図6）バス事故の類型別事故件数の内訳（他車との事故）

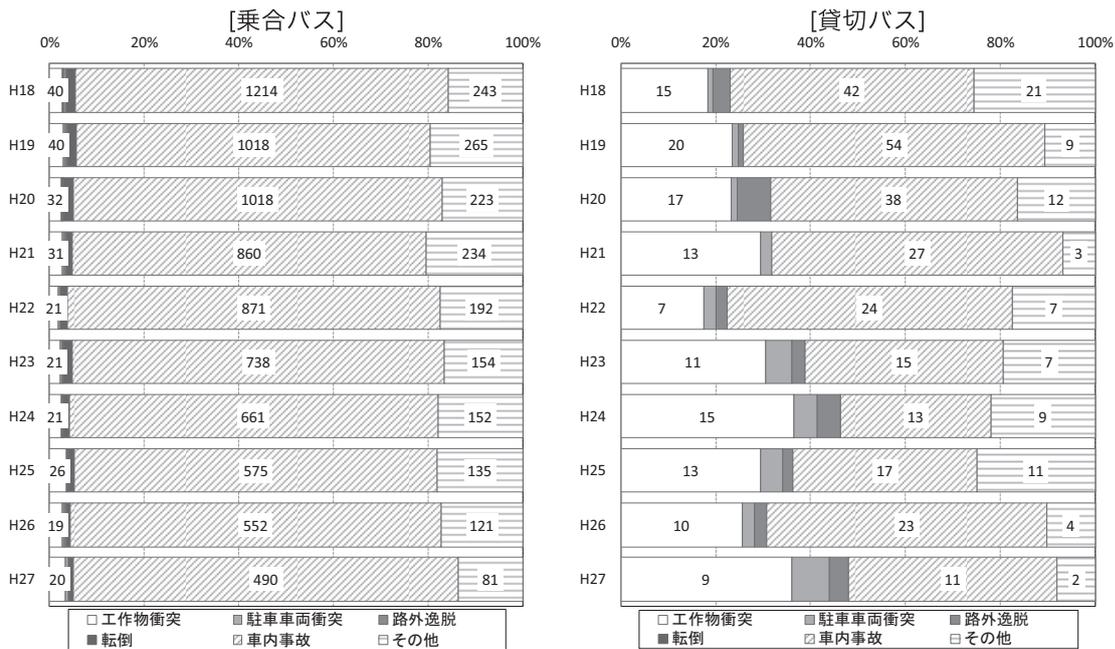


出典：（財）交通事故総合分析センター

⑤ バスの事故類型別事故件数の内訳（単独事故）

単独事故件数は、貸切バスに比べ乗合バスの件数が圧倒的に多い。また、近年減少傾向にあるものの、車内事故の占める割合が乗合バスで特に高い。（図7参照）

（図7）バス事故の類型別事故件数の内訳（単独事故）



出典：（財）交通事故総合分析センター

(3) 事業用自動車の事故

① 事業用自動車の事故発生状況

平成27年中に発生した事業用自動車による重大事故は、国土交通省の調査結果によると2,888件で、死傷者等は次のとおりである。

ア. 全	件数	2,888件	対前年比 - 85件
	(うち、乗務員に起因するもの)	1,869件	〃 - 90件
イ. 事故による	死者数	773人	〃 + 21人
	〃 重傷者数	1,482人	〃 - 112人
	〃 軽傷者数	1,875人	〃 - 145人

(注) 国土交通省資料により作成

② 業態別事故発生状況

事業用自動車による重大事故2,888件の内、バスは631件、ハイ・タク656、トラックは1,601件であった。

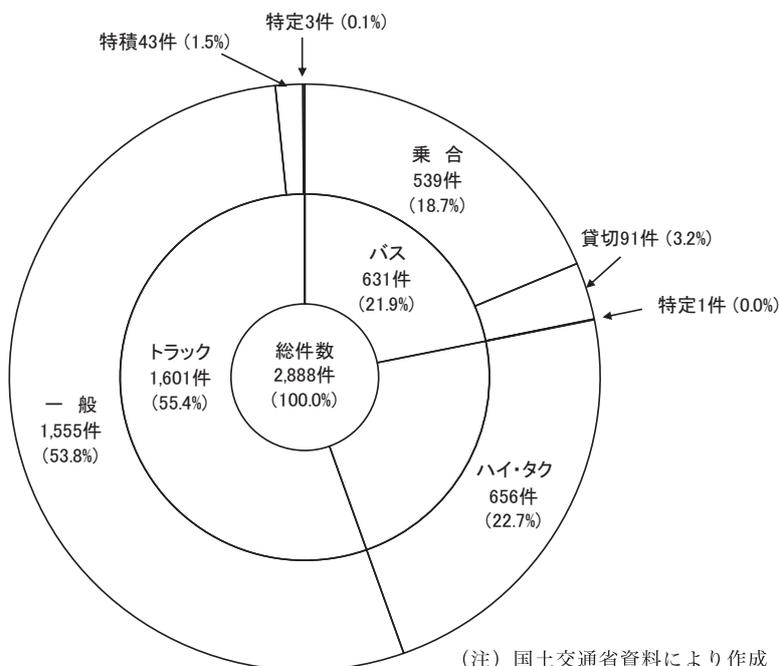
(表1、図8参照)

(表1) 業態別の重大事故発生状況 (平成27年)

項目		業態	バス	ハイ・タク	トラック	合計
重大事故件数 (件)			631	656	1,601	2,888
死傷状況	死者数 (人)		42	106	625	773
	重傷者数 (人)		294	469	719	1,482
	軽傷者数 (人)		803	237	835	1,875
	計 (人)		1,139	812	2,179	4,130
乗務員に起因する事故件数 (件)			441	461	967	1,869

(注) 国土交通省資料により作成

(図8) 業態別重大事故発生状況 (平成27年)



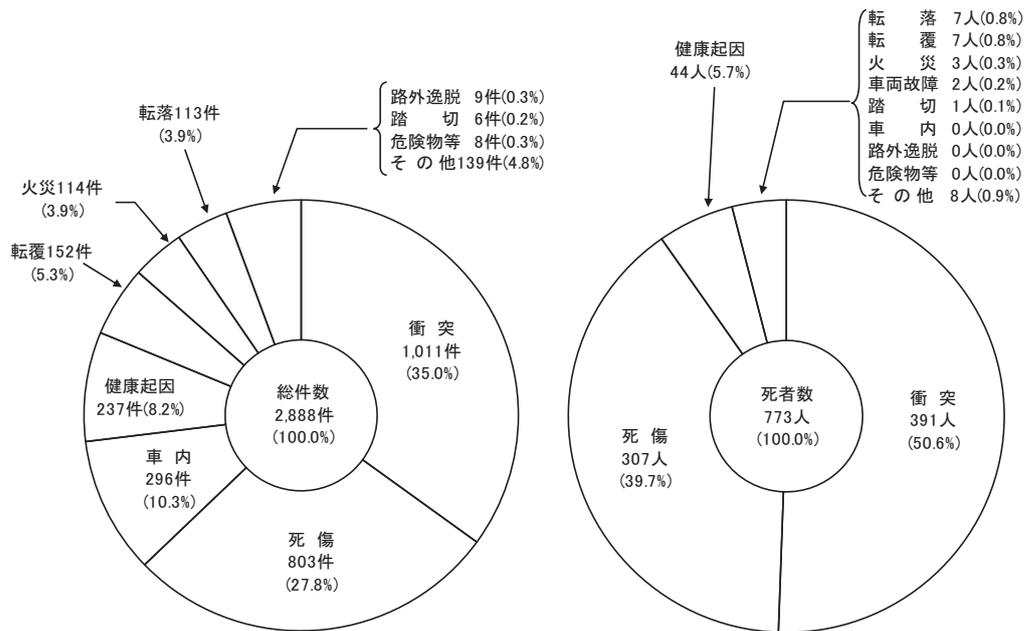
③ 事故発生件数及び死傷者数

重大事故の平成27年中の発生状況と、平成26年中との比較は次のとおりである。

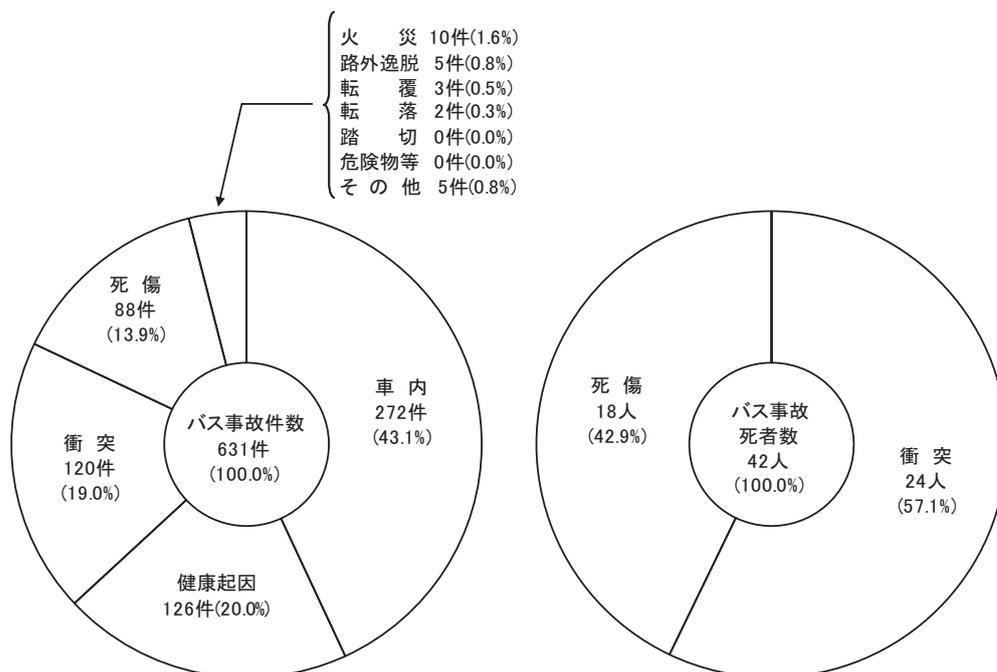
状況等	業態別	バス		ハイ・タク		トラック	
		H27	対前年比	H27	対前年比	H27	対前年比
重大事故発生件数	(件)	631	-75	656	+45	1,601	-55
〃 死者数	(人)	42	-4	106	+28	625	-3
〃 負傷者数	(人)	1,097	-234	706	+28	1,554	-51

(注) 国土交通省資料により作成

(図9) 事故種類別重大事故発生状況 (平成27年)



(図10) バスに係る事故種類別重大事故発生状況 (平成27年)



8. 安全に資する装置の導入状況

(1) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー

《調査対象：平成29年3月末現在事業者保有車両数》

項目	調査回答車両数					デジタルタコグラフ装着バス					ドライブレコーダー装着バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	2,961	597	2,245	21	5,824	1,970	476	975	10	3,431	1,864	401	1,466	11	3,742
青森	787	63	662	8	1,520	41	48	318	0	407	493	64	507	8	1,072
岩手	634	108	582	0	1,324	158	59	170	0	387	622	108	342	0	1,072
宮城	935	265	935	12	2,147	901	217	392	5	1,515	912	158	758	18	1,846
福島	748	202	1,020	22	1,992	721	202	552	8	1,483	727	202	687	15	1,631
秋田	489	66	301	9	865	12	45	114	0	171	381	67	223	8	679
山形	205	81	63	0	349	131	81	58	0	270	205	81	58	0	344
茨城	1,012	217	1,278	259	2,766	946	217	783	156	2,102	983	217	887	203	2,290
栃木	474	56	928	62	1,520	338	56	382	32	808	447	56	695	46	1,244
群馬	442	56	671	44	1,213	218	56	409	9	692	412	56	627	29	1,124
埼玉	2,025	148	1,129	503	3,805	835	113	649	37	1,634	1,996	142	840	158	3,136
千葉	2,042	603	1,520	229	4,394	1,528	530	680	106	2,844	1,831	571	751	153	3,306
東京	5,649	1,027	1,907	769	9,352	2,636	981	1,569	393	5,579	5,610	1,027	1,739	606	8,982
神奈川	5,046	303	1,196	274	6,819	2,250	272	1,008	135	3,665	5,043	303	1,136	265	6,747
山梨	272	78	378	18	746	25	67	160	0	252	261	78	319	0	658
新潟	922	112	556	0	1,590	484	135	412	0	1,031	692	147	472	0	1,311
長野	583	164	610	1	1,358	215	164	460	0	839	533	164	481	1	1,179
富山	298	45	371	14	728	243	45	200	13	501	193	43	241	14	491
石川	530	75	434	0	1,039	153	75	249	0	477	361	75	332	0	768
福井	267	27	536	0	830	178	27	298	0	503	55	18	360	0	433
岐阜	642	66	757	4	1,469	480	66	459	0	1,005	615	66	592	0	1,273
静岡	1,397	160	1,220	0	2,777	1,239	160	953	0	2,352	1,375	160	950	0	2,485
愛知	1,964	253	1,800	13	4,030	1,022	250	1,084	13	2,369	1,888	253	1,154	13	3,308
三重	593	162	454	0	1,209	579	162	239	0	980	579	162	245	0	986
滋賀	530	0	463	0	993	169	0	267	0	436	421	0	364	0	785
京都	1,493	116	718	39	2,366	589	101	552	20	1,262	1,468	110	611	32	2,221
大阪	1,993	783	2,091	289	5,156	867	669	1,417	149	3,102	1,881	761	1,656	210	4,508
兵庫	2,477	340	1,028	83	3,928	1,739	278	427	64	2,508	2,162	308	636	76	3,182
奈良	651	21	357	10	1,039	641	21	189	6	857	496	21	247	5	769
和歌山	309	20	373	12	714	160	6	228	1	395	222	6	259	5	492
鳥取	246	70	150	0	466	1	52	130	0	183	243	70	86	0	399
島根	283	93	173	0	549	4	80	77	0	161	255	80	130	0	465
岡山	582	129	744	54	1,509	331	108	464	38	941	504	111	555	40	1,210
広島	1,489	258	1,135	65	2,947	945	171	504	24	1,644	1,424	197	771	47	2,439
山口	655	64	405	36	1,160	403	33	227	16	679	611	60	321	21	1,013
徳島	224	105	171	0	500	174	77	124	0	375	195	92	123	0	410
香川	142	88	86	0	316	96	84	107	0	287	138	85	111	0	334
愛媛	408	95	370	0	873	55	46	197	0	298	306	92	251	0	649
高知	276	86	198	8	568	4	68	120	0	192	213	82	111	0	406
福岡	2,639	342	618	77	3,676	2,507	339	479	60	3,385	2,639	339	565	63	3,606
佐賀	338	4	275	30	647	335	0	146	28	509	338	0	204	29	571
長崎	1,387	169	525	0	2,081	1,136	168	304	0	1,608	1,218	169	356	0	1,743
熊本	870	126	570	0	1,566	855	126	298	0	1,279	864	126	413	0	1,403
大分	465	91	213	0	769	386	92	188	0	666	348	90	199	0	637
宮崎	48	71	358	4	481	113	52	111	0	276	55	58	212	0	325
鹿児島	1,176	115	862	121	2,274	272	44	351	3	670	345	128	344	11	828
沖縄	729	12	678	3	1,422	28	2	123	0	153	517	7	589	0	1,113
H 25.3末	50,898	7,167	29,873	1,562	89,500	23,719	4,802	9,949	289	38,759	30,132	4,834	7,573	488	43,027
H 26.3末	50,465	7,639	30,470	1,555	90,129	25,339	5,730	12,280	372	43,721	34,078	5,632	10,293	552	50,555
H 27.3末	49,865	7,704	30,122	2,108	89,799	25,461	5,888	13,792	643	45,784	38,023	6,324	13,748	824	58,919
H 28.3末	50,586	8,073	31,764	2,864	93,287	27,775	6,786	16,607	1,282	52,450	43,054	7,125	19,226	1,665	71,070
H 29.3末	50,327	8,132	34,114	3,093	95,666	29,113	7,121	19,603	1,326	57,163	44,941	7,611	24,976	2,087	79,615
対前年増減	-259	59	2,350	229	2,379	1,338	335	2,996	44	4,713	1,887	486	5,750	422	8,545

日本バス協会調べ

(2) 衝突被害軽減ブレーキ等

《調査対象：平成29年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	衝突被害軽減ブレーキ			車両安定制御装置 (横滑り防止装置)			ふらつき注意喚起装置 (後付装置を含む)			車線逸脱警報装置 (後付装置を含む)		
	高速 乗合 (全港 連絡便 含)	貸 切	計	高速 乗合 (全港 連絡便 含)	貸 切	計	高速 乗合 (全港 連絡便 含)	貸 切	計	高速 乗合 (全港 連絡便 含)	貸 切	計
北海道	202	529	731	126	394	520	154	434	588	155	461	616
青森	22	131	153	10	66	76	20	85	105	18	52	70
岩手	25	94	119	22	91	113	34	93	127	35	100	135
宮城	134	145	279	98	117	215	124	102	226	118	111	229
福島	51	238	289	27	193	220	48	221	269	47	213	260
秋田	24	40	40	19	32	51	25	40	65	20	69	89
山形	15	12	27	5	10	15	7	10	17	16	12	28
茨城	88	193	281	68	145	213	81	174	255	143	220	363
栃木	17	143	160	5	130	135	8	130	138	29	144	173
群馬	39	154	193	19	136	155	35	133	168	35	116	151
埼玉	66	278	344	48	225	273	79	248	327	82	266	348
千葉	228	173	401	168	155	323	223	171	394	223	147	370
東京	516	661	1,177	387	472	859	472	616	1,088	559	576	1,135
神奈川	149	310	459	101	189	290	171	290	461	170	305	475
山梨	23	94	117	15	101	116	17	92	109	17	83	100
新潟	37	111	148	24	81	105	38	14	52	33	110	143
長野	88	184	272	61	194	255	83	147	230	86	176	262
富山	23	70	93	19	57	76	19	60	79	19	53	72
石川	35	82	117	34	67	101	58	83	141	66	74	140
福井	6	73	79	4	53	57	5	50	55	5	54	59
岐阜	33	177	210	2	134	136	45	196	241	23	179	202
静岡	56	251	307	35	209	244	66	310	376	138	346	484
愛知	131	330	461	124	216	340	166	394	560	177	354	531
三重	38	85	123	19	61	80	23	133	156	17	136	153
滋賀	0	75	75	0	54	54	0	113	113	0	125	125
京都	69	244	313	53	183	236	78	217	295	69	222	291
大阪	371	741	1,112	295	569	864	408	755	1,163	471	766	1,237
兵庫	155	211	366	127	111	238	167	199	366	194	205	399
奈良	10	77	87	8	70	78	7	69	76	6	87	93
和歌山	4	80	84	1	65	66	3	70	73	3	69	72
鳥取	36	43	79	33	32	65	43	31	74	43	32	75
島根	26	43	69	22	30	52	21	28	49	40	29	69
岡山	27	118	145	16	66	82	12	69	81	51	112	163
広島	68	177	245	71	140	52	52	147	199	104	173	277
山口	10	82	92	6	67	73	7	87	94	21	92	113
徳島	55	12	67	42	11	53	44	7	51	65	14	79
香川	43	23	66	21	7	28	48	21	69	38	14	52
愛媛	38	57	95	29	55	84	47	89	136	55	86	141
高知	17	33	50	14	38	52	23	32	55	33	30	63
福岡	153	132	285	91	121	212	152	164	316	286	163	449
佐賀	0	36	36	0	36	36	0	50	50	0	48	48
長崎	50	75	125	50	54	104	30	64	94	59	72	131
熊本	26	71	97	24	73	97	33	106	139	19	125	144
大分	22	37	59	20	46	66	20	38	58	43	38	81
宮崎	8	29	37	12	12	24	12	13	25	21	18	39
鹿児島	6	70	76	6	58	64	24	111	135	5	61	66
沖縄	17	75	92	0	30	30	0	35	35	27	78	105
H 25. 3末												
H 26. 3末	1,124	2,073	3,197	664	1,467	2,131	1,182	1,355	2,537	1,412	1,113	2,525
H 27. 3末	1,735	3,024	4,759	977	2,245	3,222	1,865	2,251	4,116	2,158	2,172	4,330
H 28. 3末	2,418	4,780	7,198	1,828	3,758	5,586	2,382	3,885	6,267	3,193	4,050	7,243
H 29. 3末	3,257	7,099	10,332	2,381	5,456	7,678	3,232	6,741	9,973	3,884	7,016	10,900
対前年増減	839	2,319	3,134	553	1,698	2,092	850	2,856	3,706	691	2,966	3,657

日本バス協会調べ

Ⅳ. バスに係る技術面の向上

1. 中央技術委員会の活動

バス事業における技術の向上、安全や環境等の車両性能の向上、保守費の軽減、整備性の向上等を図るため、中央技術委員会の全国大会及びバス改善要望全国会議において、優良技術の発表・普及、各種技術情報の共有化、事業者間の意見交換等を行っている。

- ① 中央技術委員会全国大会においては、各事業者の日常の整備作業等における作業効率や安全性・経済性等に役立つアイデアを募集した発明考案作品について発明考案審査小委員会の審査に基づき、優秀な作品の表彰及び発表を行い、かつ、各事業者の業務に関する業務改善取り組み事例等の技術業務報告を行うとともに、バス関連用品・部品等の商品展示を行うなど、事業者相互間の情報交換等に努めている。
- ② 中央技術委員会バス改善要望全国会議においては、全国の事業者から寄せられた整備性等に関するバスメーカーへの改善要望について、整備分科会においてバスメーカー毎に検討を行い、この内容を基に特に重要と考えられる主要部位の材質改善や形状変更等の改善項目について発表及び審議を行っている。

2. バス車両の技術開発

- ① 車両の安全やバリアフリー、環境対策に係る新技術について、情報収集及び調査研究を行っている。
- ② 運転者の健康に起因する事故の防止を図るため、運転者が運転操作不能となった場合に安全に停車することのできる車両の開発について、国及び自動車メーカーに要請するとともに情報収集を行っている。

V. 環境対策と交通バリアフリー法への対応

1. 環境対策

(1) バス事業における低炭素社会実行計画

環境問題は、現代社会における最重要課題の一つであり、日本バス協会はこれに対応するため、平成10年6月に環境対策委員会において「バス事業におけるボランタリープラン」を制定し、その後、平成18年8月に「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」（以下、「自主行動計画」という。）を改定し、地球温暖化対策に努めた結果、「2010年度におけるCO2排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を設定した。

自主行動計画が終了した平成23年度以降も、自主行動計画に盛り込まれた各種の対策を推進してきたが、今後とも手綱を緩める事なく、温暖化防止に向けた主体的かつ積極的な取組みを一層強化していくため、平成25年8月に「バス事業における低炭素社会実行計画」（以下、「実行計画」という。）を策定し、CO2削減目標を「平成32年度（2020年度）における排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」こととしていたが、国土交通省から平成42年（2030年）までの目標値を策定するよう要請があったため、平成42年度（2030年度）の目標値は、平成27年度（2015年度）対比で6%改善することとした。また、目標達成のために取り組む事項は、エコドライブの全国的推進、低燃費バス等の導入促進等、環境対策の普及促進等であり、国土交通省や自動車工業会に低燃費・低公害のバス車両の開発を要請することとした。

なお、平成28年3月末での環境にやさしいバスの導入状況は、下表のとおりである。（都道府県別の導入状況は 頁）

環境にやさしいバスの種類	平成26.3末	平成27.3末	平成28.3末	平成29.3末
① アイドリングストップ装置付バス	28,915	30,125	32,230	37,131
② ハイブリッドバス	1,089	1,153	1,167	1,685
③ CNG（圧縮天然ガス）バス	638	602	524	405
合 計	30,642	31,880	33,921	39,221

また、毎年11月を「エコドライブ強化月間」とし、アイドリングストップ等の取組みを行っており、現在では、国の行う10月の自動車点検整備推進運動と連携して、10月・11月の2か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施している。

さらに、「我が社（我が営業所）におけるCO₂削減に向けた取組み」をテーマに、各社（各営業所）におけるエコドライブや燃費向上のための取組み事例を募集し、応募のあった事例を日本バス協会ホームページに公開する等、積極的な取組みを推進している。

(2) 平成28年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のとおり助成を行った。

環境にやさしいバス・安全なバスの種類	単 独	
	助成単価（千円）	助成台数（両）
ハイブリッドバス	259	10
CNGバス	259	0
衝突被害軽減ブレーキ装備車	86	1,309
衝突被害軽減ブレーキ（後付）	86	44
合 計		1,363

（日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、83頁参照）

(3) NOx・PM 対策

平成14年10月の自動車NOx・PM法の施行、平成15年10月の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）による環境確保条例の制定、また、平成16年10月から兵庫県環境条例でのディーゼル車運行規制の開始、さらに平成21年からは大阪府においても、同種条例により府内の対策地域においてディーゼル車の発着が規制される等、バス事業の経営に大きな影響を与える課題が次々と提起されている。（1都3県の環境条例と自動車NOx・PM法の比較については、本誌2007年版32頁参照）

なお、現時点までの環境対策に関する動きについては、次のとおり。

① 改正自動車NOx・PM法

改正自動車NOx・PM法（平成19年5月公布）が、平成20年1月1日から施行された。

ア. 同法で規定する対策地域内のなかでも、特に状況が厳しいとして指定された区域（交差点等）を年間300回以上運行する者（対策地域の周辺地域に30台以上保有する者が対象）に対する「車両使用計画の作成・報告」の届出が義務づけられた。

イ. 希望者に対し、車種規制に適合する旨のステッカーを公布。

② 2016年規制

自動車排出ガス規制については、これまでも累次にわたり強化が行われており、平成21年には「ポスト新長期規制」が施行されているが、バス等から排出される窒素酸化物（NO_x）の更なる低減を図るため、平成27年7月1日に「2016年規制」が施行された。

ア. 排出ガス基準値の強化

「ディーゼル重量車」のNO_xに対する規制が現行の「ポスト新長期規制」に比べて約4割低い水準に引き下げられる。

イ. 規制適用時期

車両総重量7.5tを越えるバスは平成28年10月1日、車両総重量3.5t以上7.5t以下のバスは平成30年10月1日以降に新車販売される車両について規制が適用となっている。

(4) グリーン経営の推進

グリーン経営とは、排出ガスによる大気汚染問題はもとより、コスト削減と安全確保を図ることを目的として、「バス事業のためのグリーン経営推進マニュアル」に基づき、環境保全活動を計画的に進めていくもので、認証基準に適合するバス事業者についてグリーン経営の認証をすることにより、さらに環境保全活動を積極的に進めていくものである。

平成14年8月から、国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団等と共にバス事業におけるグリーン経営推進検討委員会に参加して検討を重ねた結果、バス事業においてグリーン経営を進めるための「グリーン経営の認証制度」が、平成16年4月から開始された。

なお、平成28年3月末現在、バス事業では111社・323事業所がグリーン経営の認証を取得している。

2. 交通バリアフリー法への対応

(1) 交通バリアフリー法の概要

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るための「交通バリアフリー法」は、平成12年5月17日に公布、同年11月15日に施行された。

この法律により、乗合事業者が新車を導入する際には、

- * 乗降口のうち1以上は幅80cm以上であり、スロープ板等車いす利用者の乗降を容易にする乗降設備を備えること（ただし、リフト付バスはリフト乗降口が80cm以上であれば基準に適合）
- * 乗降口の床面の高さは地面から65cm以下とすること
- * 1以上の車いすスペースを確保すること
- * 手すりを設けること（少なくとも3列毎に床面に垂直な方向の握り棒を備えること）

等の、バリアフリー基準の適合車であることが義務づけられた。

(2) ノンステップバスの普及方策

ノンステップバス等の導入は、バス事業者の努力、国や地方公共団体による補助制度や、日本バス協会の交付金制度の充実等により、ここ数年の間に急速に進んでいる。

「人にやさしいバス」の導入状況は、下表及び図1のとおりである。(都道府県別の導入状況は81頁)

(単位：台)

人にやさしいバスの種類	25.3末	26.3末	27.3末	28.3末	29.3末
ワンステップバス	14,675	14,316	14,816	14,740	14,414
ノンステップバス	17,989	18,772	20,155	21,975	23,600
リフト付バス	2,015	1,908	1,929	1,991	2,118
以上の合計	34,800	34,996	36,900	38,706	40,132
全国会員乗合バス	58,026	57,995	59,469	58,663	59,200
全乗合バスに対するノンステップバスの比率	31.0%	32.4%	33.9%	37.5%	39.9%

(注)「全国会員乗合バス」の台数は、いずれもその前年8月末現在の台数。

交通バリアフリー法の施行に伴い、ノンステップバスの価格低下と普及を目指して、平成12年6月、日本バス協会に「ノンステップバス標準仕様策定検討会」が設置され、平成13年3月に「(既存)ノンステップバス標準仕様」が策定された。この検討会は、日本バス協会と(財)日本自動車研究所を共同事務局として平成13年6月に設置されたノンステップバス標準仕様策定検討会に引き継がれ、試作車を製作して各地で展示する等数多くの意見を採り入れ、平成15年3月に「次世代(普及型)ノンステップバス標準仕様」を策定し、同検討会は終了した。

国は、これを基に平成16年1月より、「標準仕様」を満たすノンステップバスについて「認定要領」及び「審査要領」制度を導入し、認定された標準仕様ノンステップバスに補助を重点化することによって、着実な普及促進を図った。

その後、「認定要領」及び「審査要領」について、平成18年3月には2005年以降標準仕様に改正が行われ、さらに、平成27年7月には2015年以降標準仕様に改正が行われた。

2015年以降標準仕様の主な改正点は、次のとおりである。

- ① 反転式スロープの採用により、車いす乗降用のスロープ設置の簡易化に対応。
- ② 車いす固定の簡易化のため、巻き取り式ベルトの採用。
- ③ 高齢者等の乗車性に配慮し、優先席を前向き配置。
- ④ フリースペース(ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペース)の設定。

(2015年以降標準仕様の詳細については、本誌78頁参照)

(3) 平成28年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のと通りの助成を行った。

人にやさしいバスの種類	単 独	
	助成単価(千円)	助成台数(両)
ノンステップバス	300	322
リフト付バス	300	31
低床スロープ付ワンステップバス	100	95
合 計		448

(日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、83頁参照)

2015年以降標準仕様ノンステップバス

○標準仕様

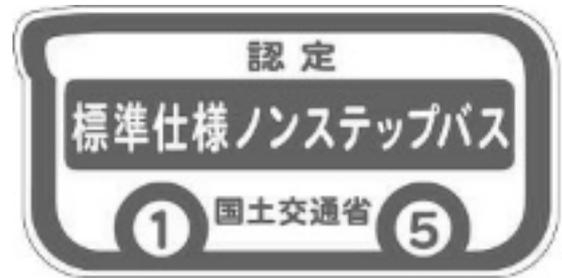
部位	標準仕様
乗降口	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口の端部は路面と明確に識別する。 ・乗降口にステップ照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。 ・車いすを乗降させる乗降口の有効幅は900mm 以上（小型は800mm 以上）とする。 ・大量乗降を想定する大型車両の場合には、少なくとも一つの乗降口の有効幅は1000mm 以上とする。 ・乗降時のステップ高さは270mm 以下とする。 ・傾斜は極力少なくする。 ・乗降口の両側（小型では片側）に握りやすかつ姿勢保持しやすい握り手を設置する。 ・乗降口に設置する握り手の太さは25mm 程度とする。 ・握り手の表面は滑りにくい素材や仕上げとする。
低床部通路	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。 ・車いすが移動する部分の通路幅は800mm 以上とする。 ・低床部の座席配列が左右それぞれ1列のもの（いわゆる都市型バス）にあっては前輪等による車内への干渉部から後方の低床部の全ての通路幅を800mm 以上とする。（ただし、都市型以外の座席配列のもの（いわゆる郊外型）及び全幅が2.3m 級以下のバスであって、構造上、基準を満たすことが困難なものについてはやむを得ない。）
床	<ul style="list-style-type: none"> ・床は滑りにくい材質又は仕上げとする。
後部段差	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の端部は周囲の床と明確に識別する。 ・低床部と高床部との間の通路に段差を設ける場合には、その高さは1段あたり200mm 以下とする。 ・低床部と高床部との間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は5度（約9%勾配）以下とする。 ・ただし、後部座席の床と通路の間に段差を設けない場合にあっては、低床部と高床部との間の通路に設ける段差の高さとスロープの角度の関係は、下図の範囲にあればよい。 <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">スロープの角度(度)</p> <p style="font-size: small;">段差高さ(mm)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープと階段の間には300mm 程度の水平部分を設ける。 ・段差部に手すり等をつける。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設置する。 ・車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように手すりなどを配置するとともに立席者用の天井握り棒や吊革などを設置する。 ・縦握り棒は低床部にあっては座席1列（横向き座席の場合は1席、車いすスペースに備える前向き跳ね上げ座席にあっては1席、3人掛け横向き跳ね上げ座席にあっては3席に1本）ごとに通路に面した左右両方に1本配置し、高床部にあっては座席1列ごとに通路に面した左右いずれかに1本配置する。（ただし、非常口付近の脱出の妨げとならないように、取り外し又は折りたたむことができる構造の座席についてはこの限りでない。） ・タイヤハウスには高さ800mm 程度の高さの位置に水平手すりを設置する。 ・手すりなどは、乗客が握りやすい形状とする。 ・手すりなどの太さは30mm 程度とする。
車内表記	<ul style="list-style-type: none"> ・車内表記は、わかりやすい表記とする。 ・車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。 ・認知度の低いピクトグラムについては、最小限の文字表記を併用する。

降車ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。 ・視覚障害者に配慮し、押しボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する押しボタンはこの限りではない。 ・縦握り棒に配置する押しボタンは床面より1400mm程度の高さとする。 ・座席付近の壁面に配置する押しボタンは、床面より1200mmの高さとする。
スロープ板	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は800mm以上とする。 ・地上高150mmのバスベイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は7度（約12%勾配）以下とし、長さは1050mm以下とする。 ・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。 ・スロープ板は、容易に使用できる場所に設置または格納する。
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・バスには2脚分以上（車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあっては1脚分）の車いすスペースを確保する。 ・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は1脚分でもやむを得ない。 ・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。 ・乗降口から3000mm以内に設置する。 ・車いすスペースは、車いすを取り回しできる広さとする。 ・車いすを固定する場合のスペースは1300（長さ）×750（幅）×1300（高さ）mm以上（2脚の車いすを前向きに縦列に設ける場合には2脚目の長さは1100mm以上）とする。 ・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。 ・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる巻き取り式等の構造とする。 ・前向きの場合には車いすを3点ベルトにより床または車体に固定する。 ・後向きの場合には背もたれ板を設置し、横ベルトで固定する。 ・前向きの場合には、車いす使用者用の人ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ・後向きの場合には、車いす用姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ・車いす使用者がバス乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 ・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。
フリースペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーを折りたたまず乗車できるスペースを設けることができる。この場合において車いすスペースと共用とすることができる。 ・フリースペースに備える座席は、常時跳ね上げ可能な座席とする。 ・フリースペースにはベビーカーを固定するベルトを用意する。 ・フリースペースにはベビーカーを折りたたまず使用できることを示すピクトグラムを貼付する。（ストラップの使用方法、車いす乗車の際の優先も記載する。）
車外表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすマーク、ベビーカーマークは、車外の乗客から容易に確認できるようにする。
車外放送装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。
優先席	<ul style="list-style-type: none"> ・優先席は乗降口に近い位置に3席以上（中型バスでは2席以上、小型バスでは1席以上）原則として前向きに設置する。 ・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ、立ち座りに配慮した構造とする。 ・乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め（400mm～430mm）の座面とする。 ・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。 ・乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車ボタンの配置は避ける。
室内色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。 ・高齢者および色覚障害者でも見えるよう、縦握り棒、押しボタンなど、明示させたい部分には朱色または黄赤を用いる。 ・天井、床、壁面など、これらの背景となる部分は座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。
車内安全確認設備	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者から車内の大部分が確認できるミラー、モニター等を設置する。 ・ミラー、モニター等は運転者席から容易に確認できる位置に設置する。

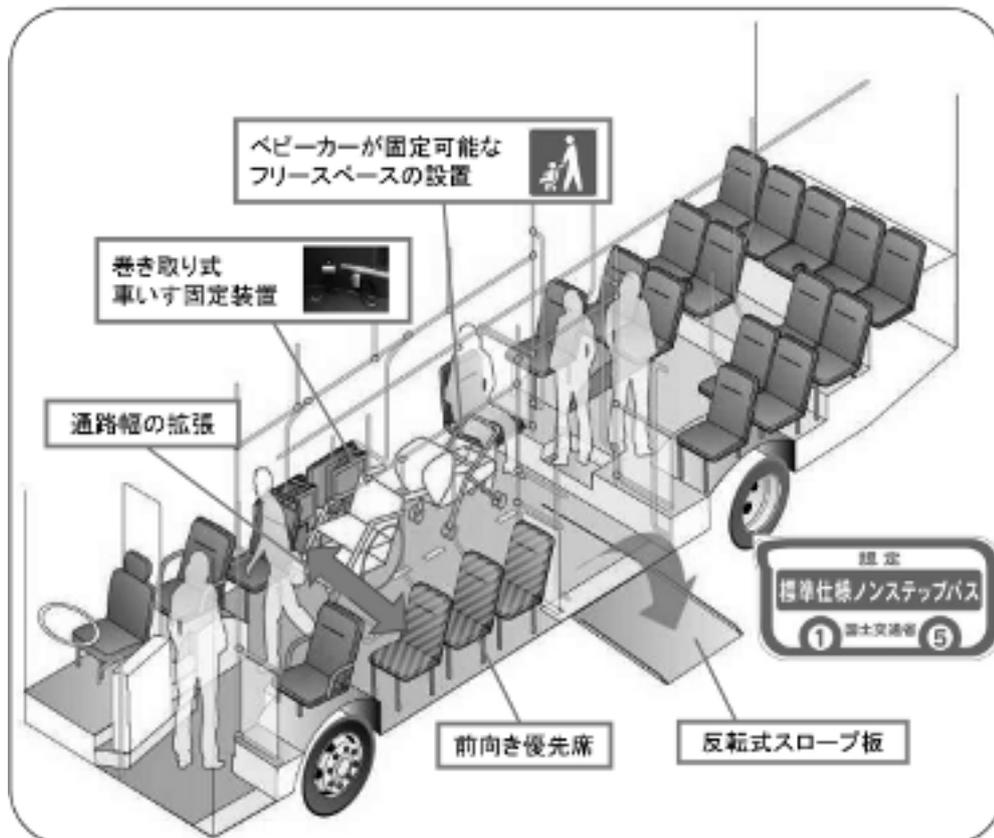
別添；ピクトグラム添付図



別紙様式



○主な変更概要



3. 人と環境にやさしいバスの導入状況

(1) 「人にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成29年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	調査回答車両数					リフト付きバス					低床バス					
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	ワンステップ			ノンステップ		
											一般乗合	特定	計	一般乗合	特定	計
北海道	2,961	597	2,245	21	5,824	6	0	21	0	27	1,167	0	1,167	793	1	794
青森	787	63	662	8	1,520	0	0	0	0	0	247	0	247	60	0	60
岩手	634	108	582	0	1,324	10	0	3	0	13	221	0	221	79	0	79
宮城	935	265	935	12	2,147	9	0	50	0	59	212	0	212	425	0	425
福島	748	202	1,020	22	1,992	13	1	2	0	16	4	0	4	0	0	0
秋田	489	66	301	9	865	8	0	1	0	9	142	0	0	46	0	63
山形	205	81	63	0	349	0	0	0	0	0	31	0	31	85	0	85
茨城	1,012	217	1,278	259	2,766	21	0	11	42	74	238	3	241	420	1	421
栃木	474	56	928	62	1,520	20	0	8	2	30	131	4	135	187	2	189
群馬	442	56	671	44	1,213	24	0	6	0	30	72	0	72	183	1	184
埼玉	2,025	148	1,129	503	3,805	138	0	32	110	280	627	9	636	1,254	4	1,258
千葉	2,042	603	1,520	229	4,394	48	1	13	2	64	722	7	729	1,197	13	1,210
東京	5,649	1,027	1,907	769	9,352	56	2	232	413	703	350	79	429	5,144	37	5,181
神奈川	5,046	303	1,196	274	6,819	44	0	44	74	162	2,064	38	2,102	2,903	12	2,915
山梨	272	78	378	18	746	16	0	3	0	19	68	0	68	88	0	88
新潟	922	112	556	0	1,590	11	0	4	0	15	216	0	216	278	0	278
長野	583	164	610	1	1,358	6	0	5	0	11	162	0	162	122	0	122
富山	298	45	371	14	728	7	0	2	0	9	32	0	32	155	4	159
石川	530	75	434	0	1,039	0	0	2	0	2	207	0	207	250	0	250
福井	267	27	536	0	830	20	0	0	8	28	31	0	31	132	0	132
岐阜	642	66	757	4	1,469	27	0	3	0	30	287	0	287	213	0	213
静岡	1,397	160	1,220	0	2,777	16	0	4	0	20	322	0	322	717	0	717
愛知	1,964	253	1,800	13	4,030	37	0	9	0	46	373	0	373	1,510	0	1,510
三重	593	162	454	0	1,209	18	0	5	0	23	213	0	213	188	0	188
滋賀	530	0	463	0	993	24	0	2	0	26	135	0	135	150	0	150
京都	1,493	116	718	39	2,366	13	0	11	0	24	288	15	303	1,087	3	1,090
大阪	1,993	783	2,091	289	5,156	64	0	20	4	88	980	34	1,014	940	7	947
兵庫	2,477	340	1,028	83	3,928	38	0	8	0	46	754	33	787	1,318	8	1,326
奈良	651	21	357	10	1,039	3	0	4	0	7	188	1	189	267	0	267
和歌山	309	20	373	12	714	3	0	2	0	5	37	0	37	110	0	110
鳥取	246	70	150	0	466	0	0	1	0	1	39	0	39	144	0	144
島根	283	93	173	0	549	0	0	1	0	1	74	0	74	115	0	115
岡山	582	129	744	54	1,509	9	0	13	8	30	214	0	214	94	0	94
広島	1,489	258	1,135	65	2,947	10	0	59	12	81	520	8	528	488	0	488
山口	655	64	405	36	1,160	3	0	5	3	11	69	0	69	322	0	322
徳島	224	105	171	0	500	0	0	2	0	2	11	0	11	33	0	33
香川	142	88	86	0	316	0	0	1	0	1	5	0	5	93	0	93
愛媛	408	95	370	0	873	1	0	5	0	6	88	0	88	144	0	144
高知	276	86	198	8	568	6	0	2	0	8	52	0	52	40	0	40
福岡	2,639	342	618	77	3,676	15	0	14	4	33	1,543	35	1,578	545	10	555
佐賀	338	4	275	30	647	3	0	2	0	5	91	7	98	80	0	80
長崎	1,387	169	525	0	2,081	12	0	2	0	14	348	0	348	276	0	276
熊本	870	126	570	0	1,566	4	0	3	0	7	215	0	215	253	1	254
大分	465	91	213	0	769	3	0	2	0	5	126	0	126	55	0	55
宮崎	48	71	358	4	481	0	0	0	0	0	64	0	64	79	0	79
鹿児島	1,176	115	862	121	2,274	10	0	7	23	40	174	4	178	163	0	163
沖縄	729	12	678	3	1,422	4	0	3	0	7	125	0	125	254	0	254
H 25. 3末	50,898	7,167	29,873	1,562	89,500	928	0	591	496	2,015	14,574	101	14,675	17,940	49	17,989
H 26. 3末	50,465	7,639	30,470	1,555	90,129	808	1	606	493	1,908	14,169	147	14,316	18,726	46	18,772
H 27. 3末	49,865	7,704	30,122	2,108	89,799	834	1	534	560	1,929	14,666	150	14,816	20,113	42	20,155
H 28. 3末	50,586	8,073	31,764	2,864	93,287	758	3	560	670	1,991	14,455	285	14,740	21,879	96	21,975
H 29. 3末	50,327	8,132	34,114	3,093	95,666	780	4	629	705	2,118	14,279	277	14,414	23,479	104	23,600
対前年増減	-259	59	2,350	229	2,379	22	1	69	35	127	-176	-8	-326	1,600	8	1,625

日本バス協会調べ

(2) 「環境にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成29年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	ハイブリッドバス					CNG (圧縮天然ガス) バス			アイドリングストップ装置付バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	70	15	2	0	87	2	0	2	1,391	1	0	0	1,392
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	256	0	2	0	258
岩手	12	0	1	0	13	1	0	1	297	0	0	0	297
宮城	27	0	0	0	27	14	0	14	677	0	26	0	703
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	271	9	5	0	3,321
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	156	0	0	0	156
山形	1	0	0	0	1	0	0	0	108	0	0	0	108
茨城	16	0	0	2	18	0	0	0	497	2	3	0	502
栃木	3	0	1	0	4	0	0	0	266	0	14	4	284
群馬	0	0	0	0	0	1	0	1	210	0	21	4	235
埼玉	15	1	1	2	19	33	22	55	1,796	5	40	4	1,845
千葉	56	1	14	0	71	2	1	3	1,715	23	154	101	1,993
東京	245	0	24	0	269	45	6	51	5,447	17	97	59	5,620
神奈川	188	0	1	0	189	39	0	39	4,930	0	54	41	5,025
山梨	21	9	6	0	36	34	0	34	63	10	6	0	79
新潟	3	0	19	0	22	3	0	3	576	0	0	0	576
長野	64	9	0	0	73	0	0	0	250	85	59	0	394
富山	28	0	0	0	28	0	0	0	182	0	2	3	187
石川	0	0	0	0	0	1	0	1	244	0	3	0	247
福井	21	0	0	0	21	0	0	0	118	0	6	0	124
岐阜	14	0	0	0	14	0	0	0	422	9	10	0	441
静岡	7	1	4	12	24	8	0	8	875	12	102	0	989
愛知	22	9	23	0	54	30	0	30	1,748	1	30	0	1,779
三重	7	0	0	0	7	8	0	8	482	0	1	0	483
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	254	0	2	0	256
京都	68	0	1	0	69	23	0	23	1,197	0	9	6	1,212
大阪	24	2	0	1	27	23	9	32	1,684	4	59	23	1,770
兵庫	57	0	5	1	63	26	0	26	1,784	0	4	12	1,800
奈良	6	0	0	0	6	4	0	4	449	0	0	1	450
和歌山	2	0	0	0	2	0	0	0	53	0	1	0	54
鳥取	0	4	0	0	4	0	0	0	112	4	0	0	116
島根	2	0	5	0	7	6	0	6	119	0	0	0	119
岡山	1	0	0	0	1	0	0	0	251	11	3	10	275
広島	22	2	3	0	27	50	0	50	901	5	16	7	929
山口	1	0	0	0	1	0	0	0	332	6	7	0	345
徳島	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	24	0	24
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0	0	0	63
愛媛	2	0	0	0	2	6	0	6	177	0	0	0	177
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	33
福岡	20	0	0	0	20	1	0	1	1,001	0	9	0	1,010
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	100
長崎	2	0	0	0	2	0	0	0	516	5	0	0	521
熊本	1	0	2	0	3	0	0	0	283	2	2	0	287
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0	0	0	99
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0	0	0	68
鹿児島	31	0	8	0	39	7	0	7	125	0	10	0	135
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0	80	0	250
H 25.3末	839	55	84	2	980	710	36	746	27,385	150	497	89	28,121
H 26.3末	882	67	139	1	1,089	619	19	638	27,961	118	751	85	28,915
H 27.3末	957	66	126	4	1,153	583	19	608	29,146	145	696	138	30,125
H 28.3末	987	55	121	4	1,167	494	30	524	31,017	188	714	311	32,230
H 29.3末	1,059	53	122	18	1,252	367	38	405	32,748	211	861	275	37,131
対前年増減	72	-2	1	14	85	-127	8	-119	1,731	23	147	-36	4,901

日本バス協会調べ

平成28年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業（中古車購入助成）」

実施状況（交付金事業）

（単位：両）

都道府県別	事業別等		人と環境にやさしいバス普及事業							計	地方路線バス助成事業	貸切バス助成事業
	ハイブリッドバス	CNGバス	CNGバス(改造)	衝突被害軽減ブレーキ装備車	衝突被害軽減ブレーキ(後付)	ノンステップバス	リフト付バス	低床スロープ付バス				
北海道	1			86		11	2	16	115	32	3	
東	青森	2		25		3			28			
	岩手	3		19					19	8	6	
	宮城	4		30	9				39		2	
	福島	5		56					56		2	
	秋田	6								15	8	
北	山形	7		17	2	2			21	1	1	
関	茨城	8		42					42	8		
	栃木	9		43					43			
	群馬	10		18					18		2	
	埼玉	11	2	32		18	2		54			
	千葉	12	3	36		30	1	25	95			
	東京	13		79	10	77	14		180			
	神奈川	14	1	21	4	44	2	5	77			
東	山梨	15		29		7		36				
北陸信越	新潟	16		28					28	6	1	
	長野	17		42					42			
	富山	18		20		1	2		23	2	1	
	石川	19		47		19			66	4	1	
中部	福井	20		8					8			
	岐阜	21		47		7		12	66			
	静岡	22		72	16	19		5	112			
	愛知	23		63		12			75			
	三重	24		35		7			42			
近畿	滋賀	25		4		1			5			
	京都	26	2	28		4	2		36			
	大阪	27		106		13	6		125			
	兵庫	28		32	3	11		21	67	2	1	
	奈良	29		6		10			16			
	和歌山	30		23					23	5	2	
中国	鳥取	31		2					2			
	島根	32		7					7	1		
	岡山	33		31		1		2	34	5	3	
	広島	34		32		8		5	45	3	1	
	山口	35		9					9			
四国	徳島	36		5					5			
	香川	37		31					31			
	愛媛	38		8					8			
	高知	39		2					2			
九州	福岡	40		42		8			50		4	
	佐賀	41		17					17			
	長崎	42	2	4		4		2	12			
	熊本	43										
	大分	44		16				2	18		3	
	宮崎	45		6					6		1	
鹿児島	46		3		5			8				
沖縄	縄	47										
合計		10	0	0	1,309	44	322	31	95	1,811	92	42

* 交付金事業では、平成10年度から地球温暖化対策、高齢社会への対応等、バス業界全体で取り組む事業を支援するため、中央出捐金を財源として、「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施している。平成23年度からは「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」、平成24年度からは「貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」を実施している。

Ⅵ. 労務関係

1. 平成28年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果

平成28年度の「バス事業賃金・労働時間等実態調査」（調査は、平成28年8月に車両数10両以上の事業者（公営を含む。）1,512社を対象として調査票を配布して実施）の結果は次のとおりである。

(1) 年間総労働時間の実態（回答数 乗合415、貸切656）

平成27年度の中小バス事業運転者の年間総労働時間は、乗合運転者2,323時間、貸切運転者2,131時間で、前年度に比べ、乗合運転者は前年同時間、貸切運転者は204時間減少している。

職種別年間総労働時間推移

（単位：日・時間）

職 種	乗 合 運 転 者				貸 切 運 転 者			
	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間
平成27年度	268.8	1,954	369	2,323	273.8	2,021	314	2,335
28年度	269.1	1,962	361	2,323	259.3	1,959	172	2,131

(2) 女性運転者雇用状況（回答数374）

女性運転者を雇用している事業者は374者で、1,538人（乗合1,309人、貸切229人）が雇用されており、平成19年以降1,000人を超えている。

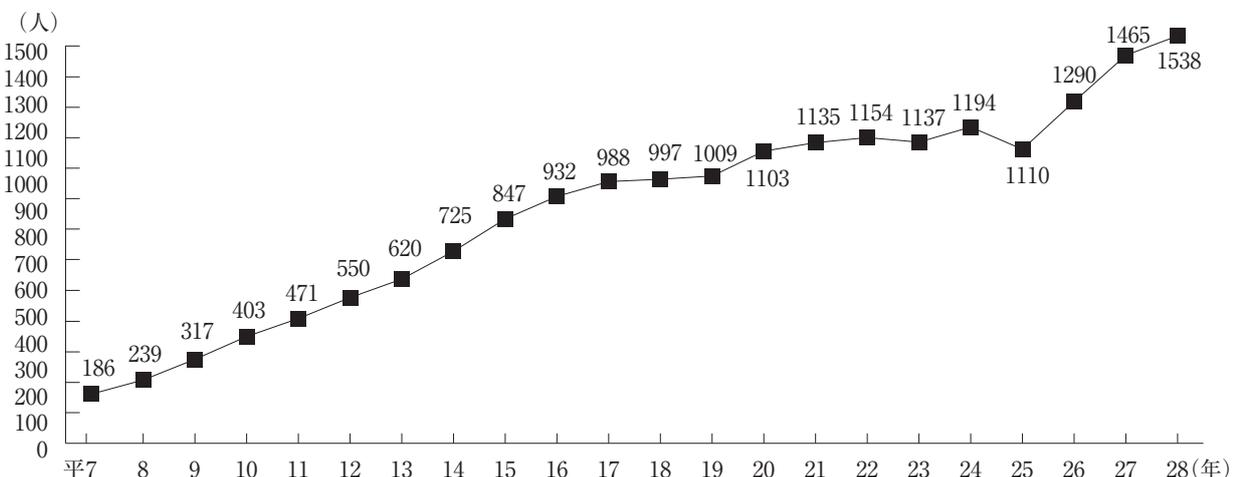
女性運転者雇用状況

（平成28年7月末日現在）

区分	乗合運転者		貸切運転者		合計	
	会社数	人員	会社数	人員	会社数	人員
民間・公営						
民間	221	1,211	138 (22)	229	359	1,440
公営	15	98	—	—	15	98
合計	236	1,309	138 (22)	229	374	1,538

（注）（ ）内は、乗合運転者の会社と同一会社で、外数。

【参考】女性運転者数の推移



(3) 高年齢運転者の雇用状況（回答数836）

満60歳以上の高年齢運転者を雇用している事業者は836者で、16,234（乗合11,524人、貸切4,710人）が雇用されている。全運転者中に占める割合は18.3%（前年17.3%）と増加している。

高年齢運転者雇用状況

（平成28年7月末日現在）

区分 民間・公営	調査回答会社		高年齢者雇用数			
	会社数	運転者数	乗合運転者	貸切運転者	計	構成率
	社	人	人	人	人	(%)
民間	817	80,740	10,672	4,702	15,374	19.0
公営	19	8,111	852	8	860	10.6
合計	836	88,851	11,524	4,710	16,234	18.3

- (注) ①「高年齢運転者」とは、満60歳以上の運転者。
 ②構成率＝運転者総数に占める高年齢運転者の割合。
 ③同一会社で、乗合・貸切運転者が雇用されている場合は、会社数は1社で計上。

(4) バスガイドの雇用状況（回答数286）

バスガイドを雇用している事業者は286者で、3,630人が雇用されている。

バスガイド雇用状況

（平成28年7月末日現在）

区分 民間・公営	28年度		27年度	
	回答会社数	人数	回答会社数	人数
	社	人	社	人
民間	283	3,601	254	3,500
公営	3	29	4	32
合計	286	3,630	258	3,532

(5) 障害者の雇用状況（回答数270）

障害者を雇用している事業者は270者で、989人が雇用されている。

障害者雇用状況

（平成28年7月末日現在）

区分 民間・公営	回答会社数		障害者雇用数	構成率
	会社数	従業員数		
	社	人	人	(%)
民間	254	90,114	797	0.9
公営	16	12,809	192	1.5
合計	270	102,923	989	1.0

- (注) ①構成率＝従業員総数に占める障害者雇用数の割合。

2. 平成29年度春季労使交渉

(1) 働き方改革実現会議と経団連の動き

働き方改革実現会議（第3回）で、総理大臣から、「今世紀に入って最も高い水準の賃上げを3年連続で実現してきておりますので、少なくとも今年並みの水準の賃上げを期待しています。特にベアを3年連続で実施してきていますので、4年連続の実施をお願いしたい旨の発言があった。

経団連会長は、「ベアを含めた年収ベースでの賃金引き上げを目指すことになるだろう。

また、ベアだけでなく、全体的に処遇を改善していくことこそ重要である。手当や賞与、労働条件など全体的に処遇改善を図り、消費喚起につなげていきたい」とした。

(2) 各労働組合の春闘に関する動向

① 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）の要求（概況）

ア. 2017春闘方針

私鉄総連は、平成29年2月2日に開催した第2回拡大中央委員会において、「17春闘方針」を決定した。

同方針では、今次春闘の要求方式は、昨年と同様、賃金水準維持のため「定昇相当分（賃金カーブ維持分）」プラス「賃金改善原資（ベア分）」の「一人平均ベア方式」であることとした。

具体的な内容は次のとおりである。

イ. 鉄軌・バス組合の統一要求概要

種別	平成29年方針
月例賃金	2.0%（定昇分）5,600円（賃金改善分）
一時金	協定月数の維持
非正規労働者	時間給60円以上の引き上げ
最低賃金	産業別最賃要求 現行協定額を最低水準とし、各都道府県の「地域別最低賃金（前年度）+10%

ウ. 2017春闘推進方針（戦術日程）

上記春闘方針決定後、私鉄総連は、2月27日に「第2回中央闘争委員会」を開催し、次のような回答日、ストライキに係る戦術日程を決定した。

○大手組合回答指定日 …………… 3月16日（木） 14時まで

○中小組合回答日 …………… 3月21日（火） 15時まで

これ以降の戦術日程については、春闘全体の解決状況を見ながら、総・地連で協議し、別途指令する。

② 全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）の春闘要求（概要）

交通労連は、平成29年1月に開催した第1回拡大中央委員会及び軌道・バス部会において、「2017年度春季生活闘争方針」を決定した。同部会の要求（概要）は次のとおりである。

種別	平成29年度方針
月例賃金	定昇相当分（1.75%）3,700円＋（2.0%）4,300円＝8,000円
一時金	目標5ヶ月以上、最低3ヶ月以上。 貸切は運転士年間100万円以上、ガイド80万円以上。

③ バス事業者の基本的スタンスの周知・徹底

春季労使交渉では、バス業界を取り巻く諸情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に対応していくことが肝要であることから、労働問題研究会において、春季労使交渉における基本的スタンスとなる決議「春季労使交渉に当たっての基本方針」（案）を検討した。

同案は第135回労務委員会において審議のうえ決議され、会員事業者に対して周知した。（別紙資料参照）。

(3) バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）

① 労使交渉妥結状況

4月10日までに春季労使交渉が妥結したとの報告があったバス事業者は129社(昨年同期143社)である。

主な特徴点

ア. 115事業者（全体の89.1%）が何らかの賃上げを行っている。

（前年同期賃上げを行ったのは、妥結したとの報告があった事業者の91.6%）

平成28年度バス事業春季労使交渉解決状況

（平成29年4月10日現在）

区分	平成29年 事業者数（者）	平成28年 事業者数（者）
1. 妥結事業者数	129	143
2. 賃上げの有無		
①賃上げ有り	115者（89.1%）	131者（91.6%）
②賃上げ無し	14（10.9%）	12（8.4%）
③賃下げ	0（0.0%）	0（0.0%）

イ. 妥結額の分布をみると、1,000円台が33社（25.6%）と最も多く、次いで、2,000円台23社（17.8%）、3,000円台17社（13.2%）と続いている。

なお、賃上げがあったが額の報告がなされない事業者が30社（23.3%）あった。

これを前年同期と比較すると、次のとおりである。

- ・ 5,000円台（1社0.8%←前年同期0.7%）
- ・ 4,000円台（2社1.5%←前年同期3.5%）
- ・ 3,000円台（17社13.2%←前年同期7.7%）
- ・ 2,000円台（23社17.8%←前年同期25.8%）
- ・ 1,000円台（33社25.6%←前年同期23.1%）
- ・ 1,000円未満（9社7.0%←前年同期7.0%）
- ・ 賃上げはあったが額の報告がなされない（30社23.3%←前年同期23.8%）
- ・ 賃上げ無し（14社10.8%←前年同期8.4%）

また、賃上げの額が報告された事業者の平均賃上げ額は2,494円、賃上げ率は1.17%で、前年同期（2,572円、1.18%）と比較すると、金額で78円、率で0.01ポイントの減少となっている（いずれも単純平均）。

年	額	賃上げ率
平成 29	2,494 円	1.17 %
平成 28	2,572 円	1.18 %

ウ. 年間臨時給については、前年同月（額）が95社（73.6%）で、前年より増月（額）が26社（本年20.2%←前年21.7%）、前年より減月（額）が2社（本年1.5%→前年0.0%）となっている。

平成29年度年間臨時給収結状況

(平成29年4月10日現在)

収結内容	平成29年度			平成28年度		
	事業者数(者)	構成比(%)	増減月数(者)	事業者数(者)	構成比(%)	増減月数(者)
前年同月(額)	95	73.6		104	72.7	
前年より増月(額)	26	20.2	1.0～1.5カ月未満 (0)	31	21.7	1.0～1.5カ月未満 (1)
			0.5～1.0カ月未満 (2)			0.5～1.0カ月未満 (4)
			0.1～0.5カ月未満 (16)			0.1～0.5カ月未満 (21)
			0.1カ月未満 (5)			0.1カ月未満 (2)
			金額増 (3)			金額増 (3)
前年より減月(額)	2	1.5	1.0～1.5カ月未満 (0)	0	0.0	1.0～1.5カ月未満 (0)
			0.5～1.0カ月未満 (0)			0.5～1.0カ月未満 (0)
			0.1～0.5カ月未満 (1)			0.1～0.5カ月未満 (0)
			0.1カ月未満 (1)			0.1カ月未満 (0)
			金額減 (0)			金額減 (0)
別途協議	6	4.7		8	5.6	
合計	129	100.0		143	100.0	

(注) 増減月数欄の括弧内は、該当事業者数。

② バス関係のストライキ実施状況

ストライキを実施した組合はなかった。

3. 平成29年度産業別最低賃金

平成29年2月8日、私鉄総連からバス事業最賃問題研究会に対して、「平成29年度の産業別最低賃金を①各都道府県の2016年度地域別最低賃金+10%とすること。②1ヶ月の法定労働時間を173.8時間で計算すること。③現行最低水準131,200円を引き上げること。④各都道府県の地域別最低賃金は、本社を基本とすること。⑤協定期間内に地域別最低賃金が変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠すること。」等の要求書が提出された。

これを受けて、2月28日、第1回団体交渉が行われ、私鉄総連から要求の趣旨及び根拠の説明がなされた。

これに対し、研究会側から、バス事業の厳しい経営環境について説明があり、今次労使交渉の結果を十分見極めた上で検討したい旨の回答がなされた。

その後、第2回団体交渉が5月26日に行われ、「平成29年度の産業別最低賃金を①基本賃金月額は、各都道府県の平成28年度地域別最低賃金を月額換算したものとすること。ただし、131,500円(税込み)を最低水準とする(前年より300円増)②月額換算に用いる1ヶ月の労働時間は173.8時間とする。③各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とすること。④協定期間内に地域別最低賃金が変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠させることとする。」内容で仮合意がなされた。

6月16日、第3回団体交渉が行われ、第2回団体交渉において仮合意された内容について再度合意に達し、平成29年度最低賃金協定について正式調印し、協定が締結された。

春季労使交渉に当たっての基本方針

世界経済は、2017年度以降は、穏やかに回復すると見込まれるものの、新興国経済の減速、英国のEU離脱問題の帰趨をはじめとしたEUの政治・金融動向、米国の新政権下での政策運営など、先行き不透明感を拭うことができない。日本経済も持ち直しの兆しがみられるが、成長軌道に乗るまでには至っていない。

政府は、これまで採ってきた経済政策、いわゆるアベノミクスが生み出した経済の好循環を力強く継続していくための鍵は今春の賃上げであるとして、経済界に昨年並みの賃上げを強く要請している。

バス事業については、乗合バス事業では、大都市部を中心に、企業業績の改善も見られるものの、地方部では、依然として厳しい経営状態が続いている。貸切バス事業では、新運賃・料金制度の効果等により、収支の大幅な改善が見られる。このような中で、運転者の確保育成が喫緊の課題となっており、また、政府においては、働き方改革として時間外労働の抑制等の検討が進められている。

今次春季労使交渉では、こうしたバス業界を取り巻く諸情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に、以下の事項を基本に取り組んでいくことが肝要である。

- 1 地方部を中心に厳しい経営状態が続いている中で、雇用の維持・確保は最重要課題である。これまでに引き続き、中長期的な視点に立った適切な総額人件費管理を徹底していく必要があり、個別企業レベルにおける賃金決定は、自社の支払い能力を基本として、個別労使で決定すること。
- 2 労使が地域の実情や自社の置かれた状況を的確に把握し、また、安全と利用者利便の確保を第一に、経営改善への具体的な取組み、人材の確保育成方策等について真摯に話し合い、賃金その他の労働条件を決定すること。
- 3 事業者は、質の高い安全な輸送サービスの提供を確立することの重要性に鑑み、労使の意思疎通と相互理解の増進を図り、良好な企業内労使関係を堅持することが肝要である。仮に労使紛争が発生した場合は、労使による精力的な交渉により解決に努めることはもとより、必要に応じ第三者機関の斡旋を求めるなどにより、早期解決に努めること。

平成29年2月28日

公益社団法人日本バス協会 第135回労務委員会

Ⅶ. 交付金制度及び事業について

1. 運輸事業振興助成交付金

(1) 制度の創設

昭和51年4月から2箇年間、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、営業用バス、トラックについては、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保を目的とする「運輸事業振興助成交付金制度」が設けられ、昭和51・52年度に税負担額の15/130の額が、各都道府県から地方自治法第232条の2の規定に基づく補助金として、関係公益法人（公営バスは別途）に交付されることになり、数次の改正（延長）を経て、平成23年度法制化された。

また、中央出捐金として都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）から中央団体に出捐されていたが、平成24年度からは出捐を中止した。

(2) 最近の交付金制度について

① 平成20年4月30日に「地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）」が公布され、5月1日より暫定税率が適用されることになった（10年間延長）ことに伴い、これに根拠を置く運輸事業振興助成交付金制度については、平成20年度においても、交付金措置が引き続き講ぜられることとなった。

② 平成20年12月12日取りまとめられた「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を、軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革まで延長する。この間については、都道府県に対し、交付金基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。

③ 平成22年4月1日、「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）」が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、「当分の間、その税率水準は維持される」こととなった。

また、運輸事業振興助成交付金については、「平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）」において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされ、平成22年度においても、交付金措置が引き続き講じられることとなった。

④ 「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされ、また、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等の措置を講じるとされた。

そして、第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。

- ⑤ 日本バス協会においては、平成10年度以降は、従来からの融資斡旋事業特別基金の造成に充てていた地方バス協会からの出捐金を、交付金中央事業の財源に充当してバス輸送改善推進事業の拡充を図ることとし、平成10年度には「人と環境にやさしいバス等普及事業」等に対する助成制度を新設するなどバス輸送改善推進事業の大幅な変更を行い、平成23年度まで実施した。

しかしながら、バス事業者の経営環境が大変厳しい折、東日本大震災の影響等も大きく受けて、地方バス協会の会員事業者から、地方事業の充実を通じたバス事業者に対する支援の強化を求める声が強くなり、これを受け、地方バス協会から日本バス協会に対して中央出捐を取り止め、出捐金相当額を地方事業の充実に活用したい旨の要望が多く寄せられた。

このため、日本バス協会の交付金運用特別委員会を中心として、運輸事業振興助成交付金事業の見直しについて検討を行い、平成24年度から中央出捐を中止することとし、理事会承認を経て、各地方バス協会においてそれぞれ地方事業の充実を図って行くこととした。

更に、交付金についての立法化を受けて、助成事業の円滑かつ適切な実施及びその透明性の確保を目的として、平成24年4月1日「運輸事業振興助成交付金審議評価委員会」を設置し、同委員会を7月及び11月に開催した。なお、平成25年度以降についても同様に年2回開催している。

(3) 交付金の額

制度創設以降、各都道府県から地方バス協会に交付された交付金の総額は、次のとおりである。

[交付金の推移]

(単位：千円)

年 度	民営バス	左 の 内 訳		公営バス	出捐率 (%)	
		地方事業分	中央出捐分			
昭和51	1,715,936	1,029,651	686,285	297,252	40	
52	2,111,551	1,267,110	844,441	450,889		
53	2,098,261	1,259,029	839,232	407,646		
54	2,911,341	1,921,592	989,749	554,209		
55	2,549,222	1,529,745	1,019,477	461,477		
56	2,431,011	1,458,621	972,390	433,447		
57	2,482,205	1,489,327	992,878	430,772		
58	2,203,499	1,542,465	661,034	376,375		30
59	2,201,931	1,541,370	660,561	371,859		
60	2,040,339	1,428,253	612,086	333,884		
61	1,843,777	1,290,662	553,115	291,628		
62	1,832,184	1,282,540	549,644	289,785		
63	1,872,073	1,310,464	561,609	284,485		
平成1	1,716,076	1,201,271	514,805	267,615	20	
2	1,664,860	1,165,412	499,448	230,238		
3	1,634,808	1,307,852	326,956	221,959		
4	1,550,021	1,240,031	309,990	207,878		
5	1,390,471	1,112,392	278,079	183,358		
6	1,598,940	1,279,169	319,771	215,402		
7	1,585,233	1,268,204	317,029	217,394		
8	1,446,539	1,157,248	289,291	199,876		
9	1,357,178	1,085,761	271,417	185,193		
10	1,301,982	1,041,602	260,380	177,116		
11	1,353,268	1,082,632	270,636	177,265		
12	1,342,562	1,074,068	268,494	170,894		
13	1,380,347	1,104,297	276,050	169,362		
14	1,410,420	1,128,351	282,069	164,231		
15	1,450,857	1,160,702	290,155	160,728		
16	1,441,840	1,153,433	288,407	147,705		
17	1,449,015	1,159,229	289,786	143,116		
18	1,391,677	1,113,356	278,321	134,993		
19	1,384,260	1,107,427	276,833	134,077		
20	1,380,977	1,104,798	276,179	123,697		
21	1,384,210	1,107,385	276,825	119,904		
22	1,334,234	1,068,096	266,138	99,607		
23	1,324,280	1,069,754	254,526	97,275		
24	1,367,950	1,367,950	-	92,390	0	
25	1,371,789	1,371,789	-	87,073		
26	1,394,845	1,394,845	-	88,304		
27	1,442,852	1,442,852	-	103,368		
28	1,464,626	1,464,626	-	102,010		
合 計	68,609,447	51,685,361	16,924,086	9,405,736		

- (注) 1. 表中の「公営バス」とは、地方バス協会に交付された交付金の額を示している。
 2. 52年度中央出捐分には、51年度の東京都分が含まれている。
 3. 53年度中央出捐分には、日本バス協会において整備した貸切駐車場の事業費22,000千円が含まれている。
 4. 54年度地方事業分には、地方緊急分としての交付金436,933千円が含まれている。
 5. 52年度、53年度、54年度中央出捐分には、東京都から57年度に54年度以前分として交付された補助金200,480千円について当該補助金の額の算定の基礎となった額に基づいて算出された次の額が含まれている。
 52年度 104,500千円 53年度 31,600千円 54年度 64,380千円
 6. 58年度から中央出捐分の出捐率が40%から30%に引き下げられた。
 7. 元年度、2年度の中央出捐分から、大規模事業助成事業分として、出捐金の30%に相当する額の基金が次のとおり取り崩されている。
 平成元年度 154,466千円 2年度 149,853千円 計 304,319千円
 8. 3年度から中央出捐分の出捐率が、30%から20%に引き下げられた。
 9. 10年度から、中央出捐金は基金に繰り入れず、中央事業の財源に充てられることとされた。
 10. 15年度において、ディーゼル微粒子除去装置導入事業分として、基金から925,000千円が取り崩された。
 11. 18年度において、基金から1,800,000千円が取崩され、環境・交通バリアフリー対策引当資産に繰入された。
 12. 22年度、23年度において、次のバス協会より拠出金があった。(次の額は、上記表の額には含まれていない。)
 22年度 大阪バス協会 691千円 (一般会計より出捐金相当分を支出)
 23年度 埼玉県バス協会 10,311千円 (基金より出捐金相当分を支出)、大阪バス協会 1,000千円 (一般会計より支出)
 13. 24年度からは、中央出捐は中止した。
 14. 24年度～27年度において、大阪バス協会の事業実績は次のとおりである。
 (上記表の交付金の年度合計については、事業実績を集計している。)
 24年度 事業実績 18,664千円 (補正予算計上額 42,105千円)
 25年度 事業実績 41,325千円 (予算計上額 52,732千円)
 26年度 事業実績 41,970千円 (予算計上額 50,092千円)
 27年度 事業実績 46,376千円 (予算計上額 50,034千円)

(4) 交付金事業

① 中央事業

地方バス協会から出捐された平成9年度までの出捐金（当初は交付金総額の40%、昭和58年度から30%、平成3年度から20%）により設置された特別基金をもとに、融資斡旋事業を実施し、同基金の利子収入及び平成10年度以降は出捐金に同基金の取崩し財源（平成15年度以降）をもとに、利子補給事業及びバス輸送改善推進事業を実施している。

ア. バス輸送改善推進事業

バス事業に係る輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図るため、融資斡旋事業特別基金の運用収益の一部を活用して、地方バス協会が実施する「研究事業」については昭和61年度から、「活性化事業」については平成5年度から助成金を交付している。

平成10年度からは、地球温暖化対策、高齢化社会への対応等バス業界全体で取り組む事業を支援するための財源として、中央出捐金、基金利子及び基金を取崩して「人と環境にやさしいバス等普及事業」を実施している。

平成11年度限りの事業として、「やすらぎバスステーション整備事業」を実施した。

平成15、16年度においては、1都3県のいわゆる環境確保条例に基づくディーゼル車の走行規制が実施され、PMの排出基準に適合しないバス・トラックは初度登録から7年間の猶予期間経過後は、指定されたDPF、酸化触媒を装着しなければ1都3県内を通行できないこととなり、緊急的に対策を講じる必要があったことから、「ディーゼル微粒子除去装置導入事業」を実施した。

平成17年度、平成18年度においては、平成17年10月1日より世界一厳しい自動車排気ガスの新長期規制が実施されたことに伴い、新長期規制適合バスの導入に際して、国の補助を受けられない会員事業者に対して、「人と環境にやさしいバス等普及事業」により助成を実施した。

平成18年度においては、地球温暖化及び大気汚染防止の観点から、エコドライブ管理システム（EMS）普及事業を実施し、車載機器（電子運行記録計）の車両取り付けに対して助成を行った。

平成19年度においては、新たに安全対策事業として、バスの車内事故を防止するための安全対策事業を実施した。

平成20年度においては、「人と環境にやさしいバス等普及事業」及び「エコドライブ管理システム（EMS）普及事業」、「バスの車内事故防止の安全対策」等のほか、新たに「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策事業」及び「ドライブレコーダー導入助成事業」等を実施し、バス輸送改善推進事業を積極的に実施した。更に、安全対策を促進するため、バスの車内事故防止及びシートベルトの着用等を目的としたポスター等を作成配布する等、安全対策事業を積極的な推進及びバスの利用促進を図るため、ポスター等を作成し「バスの日」を中心として関係機関に配布するとともに種々の広報事業を実施した。

平成21年度においては、従来の事業に加えて、新たに広く一般国民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求め、バスの一層の利用促進を図るため、日本バス協会及び地方バス協会が主体となり「広報及びイベント事業」を実施した。

平成22年度においては、従来の事業について、引き続き実施するとともに、「貸切バス事業者の安全性評価認定制度・設計委託事業」等を実施した。

平成23年度においては、新たな事業として、地方路線バスの充実を図るため、「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」を従来の事業に加えて実施した。

さらに、東日本大震災等に伴い地方バス協会又は会員事業者が行った「災害復旧事業（特に岩手、宮城及び福島各バス協会に重点的に配分）」、地方バス協会が行った中小事業者を対象とした「信用保証料助成事業（平成23年度限りの特例措置）」に対する助成及び風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とした運転資金に対する「融資斡旋・利子補給事業（平成23年度限りの特例措置）」を実施した。

平成24年度においては、中央出捐を中止することに伴い、従来は、実施していたEMS及びドライブレコーダー等普及事業については地方協会事業へ移管を計った上、利用者ニーズに対応した輸送環境の改善に資するための「バス利用者施設等整備事業」、環境対策を推進するとともに高齢者等のバス利用の利便及び安全性の向上を促進するため、「人と環境にやさしいバス普及事業」、地方路線バス

及び貸切バス事業の充実を図るため、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」及びバスの一層の利用促進を図るための「バス利用促進広報及びイベント事業等」を実施した。

平成25年度においては、従来の事業について引き続き実施した。

平成26年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として衝突被害軽減ブレーキ装備車を加えた。

平成27年度においては、「人と環境にやさしいバス普及事業」の助成対象として衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付け）を加えた。

平成28年度においては、バスの日等中央広報イベント事業を地方協会に役割を移し、新規に「運転者人材確保対策事業」を実施した。

（平成28年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業」の実施状況は、83頁参照）

バス輸送改善推進事業実施状況（総括表）

(1) 研究事業

(単位：円)

年 度	研 究 テ ー マ	助 成 金 ・ 支 出 金
昭和61年度	8テーマ	57,000,000
昭和62年度	10テーマ	57,500,000
昭和63年度	8テーマ	57,500,000
平成元年度	10テーマ	57,000,000
平成2年度	9テーマ	56,662,702
平成3年度	7テーマ	48,000,000
平成4年度	7テーマ	49,000,000
平成5年度	4テーマ	26,421,800
平成6年度	3テーマ	17,500,000
平成7年度	3テーマ	11,200,000
平成8年度	3テーマ	9,000,000
平成9年度	4テーマ	24,940,000
平成10年度	5テーマ	17,750,000
平成11年度	3テーマ	17,000,000
平成12年度	2テーマ	10,000,000
平成13年度	2テーマ	5,000,000
計	88テーマ	521,474,502

(2) 活性化事業

(単位：円)

年 度	活 性 化 事 業	助 成 金 ・ 支 出 金
平成5年度	4事業	28,000,000
平成6年度	5事業	39,000,000
平成7年度	8事業	48,235,000
平成8年度	8事業	58,404,881
平成9年度	11事業	73,438,868
平成10年度	16事業	317,681,143
平成11年度	16事業	495,964,295
平成12年度	15事業	310,356,209
平成13年度	13事業	470,641,216
平成14年度	18事業	540,708,485
平成15年度	18事業	1,331,672,698
平成16年度	16事業	770,046,973
平成17年度	17事業	710,590,198
平成18年度	16事業	799,052,729
平成19年度	21事業	612,175,869
平成20年度	22事業	677,325,583
平成21年度	22事業	579,743,421
平成22年度	26事業	665,965,229
平成23年度	23事業	646,514,359
平成24年度	14事業	294,388,977
平成25年度	15事業	284,288,308
平成26年度	13事業	306,011,275
平成27年度	11事業	293,694,433
平成28年度	13事業	354,602,000
計	361事業	10,708,502,149

(単位：円)

研 究 事 業 計（昭和61年度～平成13年度）	521,474,502
活 性 化 事 業 計（平成5年度～平成28年度）	10,708,502,149
合 計	11,229,976,651

【バス輸送改善推進事業】（平成28年度）

（単位：両、名、円）

実施主体 (バス協会名等)	事業内容	総事業費 (変更後)	①予算額		②決算額		差異 (① - ②)	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額
1. バス利用者施設等整備事業								
北海道	ICカードシステム導入事業	439,844,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
山梨県	甲府駅南口バスターミナル整備事業	43,707,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
岐阜県	バスロケーションシステム再構築事業	18,500,000	1	7,000,000	1	5,600,000	0	1,400,000
兵庫県	バスロケーションシステム整備事業	255,709,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
岡山県	岡山駅東口バスターミナル電気設備改修事業	7,600,000	1	5,810,000	1	5,320,000	0	490,000
沖縄県	高規格バス停留所整備事業	100,000,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
計		865,360,000	6件	40,810,000	6件	38,920,000	0件	1,890,000
2. 人と環境にやさしいバス普及事業								
(環境にやさしいバス・安全なバス)		(助成単価)						
事業者	ハイブリッドバス	259,000			10			
〃	CNGバス	259,000			0			
〃	CNGバス改造	86,000			0			
〃	衝突被害軽減ブレーキ装備車	86,000			1,309			
〃	衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)	86,000			44			
小計		(調整率0.8634)	1,146	120,450,000	1,363	118,948,000	△217	
(人にやさしいバス)		(助成単価)						
事業者	ノンステップバス	300,000			322			
〃	リフト付バス	300,000			31			
〃	低床スロープ付バス	100,000			95			
小計		(調整なし)	490	115,700,000	448	115,400,000	42	
計			1,636	236,150,000	1,811	234,348,000	△175	1,802,000
3. 地方路線バス及び貸切バス助成事業								
		(助成単価)						
事業者	地方路線バス助成事業(中古車購入費助成)	36,000			92			
〃	貸切バス助成事業(中古車購入費助成)	36,000			42			
計		(調整率0.7246)	100	5,000,000	134	4,824,000	△34	176,000
4. バス利用安全促進広報及びイベント事業等								
近畿バス 団体協議会	「スルッとKANSAIバスまつり」協賛事業			1,000,000		1,000,000		0
日バス協	安全対策広報事業			1,190,000		1,000,000		190,000
計				2,190,000		2,000,000		190,000
5. 運転者人材確保対策事業								
事業者	バス運転者の大型二種免許取得養成助成事業			13,850,000	277	13,850,000		0
都道府県 バス協会	運転者人材確保のための先進的取組事例に対する事業			2,000,000	3	2,000,000		0
計				15,850,000		15,850,000		0
6. 貸切バス適正化機関設立拠出金								
都道府県 バス協会	貸切バス適正化機関設立拠出金			64,660,000	10	58,660,000		6,000,000
計				64,660,000		58,660,000		6,000,000
合計				364,660,000		354,602,000		10,058,000

*貸切バス運行管理システム(総額12,492千円)については、ソフトウェア資産となるため、欄外注記とした。

イ. 融資斡旋・利子補給事業

バス事業者の経営基盤の安定確保を目的とする資金として、融資斡旋事業特別基金をもとにして行う一般融資、災害等特別融資（昭和57年度に創設）及びバス交通活性化特別融資（平成3年度～平成12年度まで）について融資斡旋・利子補給事業を行っているが、平成23年度限りの特例措置として、風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とする運転資金に対しても事業を行った。平成25年度については、融資斡旋・利子補給事業の見直しの一環として、1事業者当たりの融資の上限6億円を導入した。平成26年度からは公募制を導入し、1事業者当たりの融資の上限を1億円引き下げ5億円とした。平成27年度については、1事業者当たりの融資の上限をさらに1億円引き下げ4億円とし、利子補給の対象を借入金利が0.6%を超えるものとした。

平成28年度については、利子補給の対象を借入金利が0.8%を超えるものとした。

上記中央事業の実施には、融資斡旋事業特別基金の運用利息及び「バス輸送改善推進対策引当資産」の取崩し資金を充当した。この引当資産が26年度までで枯渇する見込みのため、この対応について交付金運用特別委員会で検討した結果、27年度予算において基金から20億円を引当資産に振替えることとなった。

融資斡旋事業総括表

(単位：千円)

融資斡旋区分		融資斡旋実績 (平成29年3月31日現在)	
		件数	斡旋額
一般融資分	27年度末	17,548	504,434,400
	28年度分	221	10,692,000
	28年度末累計	17,769	515,126,400
災害等特別融資分	27年度末	150	8,788,000
	28年度分	-	-
	28年度末累計	150	8,788,000
計	27年度末	17,698	513,222,400
	28年度分	221	10,692,000
	28年度末累計	17,919	523,914,400
合計（バス交通活性化特別融資分含む）		17,989	525,986,400

※上記のほかに、平成3年度～平成12年度まではバス交通活性化特別融資について融資斡旋事業（70件、2,072,000千円）を実施した。

ウ. その他

新宿駅南口のバスターミナル整備に関し、バス輸送改善推進対策引当資産を活用して平成26年度に新宿高速バスターミナル株式会社に1,000万円出資した。さらに平成27年度には3億円を貸し付けた。なお、このために必要な「日本バス協会財産管理規程」の改正を平成26年度行った。

平成28年度には、貸切バス適正化機関設立拠出金として5,866万円の拠出を地方バス協会に行った。

利子補給事業

利子補給状況（昭和52年度～平成28年度）

（単位：円）

年 度	利子補給額	件 数	利子補給率（％）
昭和52年度	12,420,540	191	2.0
昭和53年度	37,356,257	555	1.6（53年7月期以降）
昭和54年度	57,612,617	984	↓
昭和55年度	80,453,107	1,283	2.0（55年1月期以降）
昭和56年度	122,853,878	1,552	↓
昭和57年度	162,812,597	1,888	↓
昭和58年度	211,528,350	2,185	↓
昭和59年度	256,969,252	2,303	↓
昭和60年度	268,751,885	2,428	↓
昭和61年度	311,142,760	2,607	↓
昭和62年度	300,567,627	2,470	1.5（62年7月期以降）
昭和63年度	298,055,011	2,791	↓
平成元年度	287,494,046	2,750	↓
平成2年度	272,051,071	2,654	↓
平成3年度	304,766,860	2,859	2.0（3年7月期以降）
平成4年度	357,595,695	2,782	↓
平成5年度	395,519,313	2,988	1.8 バス車両購入資金（5年7月期以降） 1.5 その他の資金
平成6年度	355,410,397	2,953	0.9 バス車両購入資金（6年8月1日以降） 0.7 その他の資金
平成7年度	256,343,669	2,939	↓
平成8年度	214,604,228	3,094	0.6 バス車両購入資金（8年8月1日以降） 0.5 その他の資金
平成9年度	150,152,605	2,858	↓
平成10年度	141,730,660	2,982	↓
平成11年度	133,729,609	2,644	↓
平成12年度	111,571,126	2,172	1.0 災害等特別融資（H12.10.31以降）
平成13年度	110,751,546	2,043	↓
平成14年度	104,911,352	1,854	↓
平成15年度	96,383,564	1,701	↓
平成16年度	99,911,006	1,560	↓
平成17年度	103,904,872	1,579	↓
平成18年度	103,777,008	1,478	↓
平成19年度	94,065,187	1,378	↓
平成20年度	84,497,121	1,224	↓
平成21年度	81,572,480	1,126	↓
平成22年度	73,897,729	1,061	↓
平成23年度	75,818,926	1,006	東日本大震災特例（H23年度限り） ↓ 1.0（対象：岩手、宮城、福島） 0.5（対象：上記3県以外）
平成24年度	69,069,328	862	↓
平成25年度	72,589,223	920	↓
平成26年度	71,415,872	835	0.4 運転資金（26年4月1日以降）
平成27年度	61,927,571	744	↓
平成28年度	58,890,055	485	↓
合 計	6,464,876,000	74,768	

② 地方事業

地方バス協会においては、地方事業として、バス停上屋、停留所標識、案内板等施設整備及び種々の安全対策等を実施しており、乗客のサービス改善、安全運行の確保等に大きく寄与している。

地方バス協会が実施している地方事業の実施状況は、次のとおりである。

運輸事業振興助成交付金地方事業実施状況

(単位：千円)

政 令		年 度		
		27年度①	28年度②	増減額②－①
1	輸送の安全の確保に関する事業	494,035	506,425	12,390
2	サービスの改善及び向上に関する事業	766,074	775,232	9,158
3	公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業	61,984	72,366	10,382
4	適正化に関する事業	28,821	26,922	-1,899
5	共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業	86,647	75,590	-11,057
6	震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業	2,948	302	-2,646
7	経営の安定に寄与する事業	2,343	7,789	5,446
8	当該事業に要する資金を出捐する事業	0	0	0
9	国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるもの	0	0	0
合 計		1,442,852	1,464,626	21,774

(注) 事務費等については、各事業に按分した。

Ⅷ. 税制改正

1. 平成30年度税制改正要望

平成30年度税制改正要望の概要については、平成29年6月23日の総会決議、税制対策委員会における決議、同年11月16日の全国バス事業者大会において決議した内容に基づき、政府・与党の税制改正の動きに合わせ、主に次の内容を要望した。

平成30年度税制改正の主な内容

- ① バリアフリー特例措置の延長（自動車重量税）
- ② 衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置に係る減税措置の延長・拡充
- ③ 営自格差の堅持
- ④ 軽油取引税の負担がバス事業者の経営を圧迫していることから、軽油引取り税の当分の間の税率（旧暫定税率）を廃止
- ⑤ 中小企業への適用拡大には反対（外形標準課税）
- ⑥ 車体課税の見直し

これらの内容について、日本バス協会の会長・役員を中心として国土交通省など関係省庁に要望を行った。自民党・公明党・立憲民主党の税制ヒアリングにおいて、バス業界の現状と税制等の要望を説明した。そして、平成29年12月1日には、自由民主党バス議員連盟総会において要望および説明を行い、バス業界の要望実現に向けて、バス議連の先生方にご支援をお願いした。

平成30年度の税制改正大綱は、平成29年12月14日に公表された。我々の要望事項については次の通りとなった。① H33.3.31まで延長。②衝突被害軽減ブレーキ等に係る減税措置は適用対象となる装置の拡充（車線逸脱警報装置を追加）を行った上で、自動車重量税の特例措置を3年間延長（H33.4まで）（自動車取得税は1年間拡充（H31.3まで））及び延長。③営自格差は引き続き維持。④当分の間の税（旧暫定税率分）の撤廃は実現せず。⑤外形標準課税は従来通り資本金1億円超の普通法人が対象。⑥車体課税の見直しは議論されず次年度になった。

日本バス協会 平成30年度税制改正 要望結果

No.	要望事項	結果	備考
◎重点要望事項（バス車両に係る特例措置の延長・拡充）			
1	<p>バリアフリー特例措置の延長（自動車重量税）</p> <p>○要望内容（現行制度の延長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置：初回分を免税 ・対象車両：ノンステップバス、リフト付きバス等 	○	H33.3.31まで延長
2	<p>衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置に係る減税措置の延長・拡充</p> <p>①12t超のバス車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長：車線逸脱警報装置を装備した車両は初回分自動車重量税を25%軽減 <p>②12t以下のバス車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長：衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置の両方を装備した車両は初回分自動車重量税を75%軽減（どちらか一方のみの場合は50%軽減） ・拡充：車線逸脱警報装置を装備した車両について軽減措置の対象とする。（初回分自動車重量税を25%軽減。自動車取得税については所得価額から175万円を控除） 	○	適用対象となる装置の拡充（車線逸脱警報装置を追加）を行った上で、自動車重量税の特例措置を3年間延長（H33.4まで）（自動車取得税は1年間拡充（H31.3まで））
◎其他要望事項			
3	<p>営自格差の堅持（自動車税、自動車重量税、自動車取得税）</p>	○	営自格差は維持
4	<p>軽油引取税の負担がバス事業者の経営を圧迫していることから、軽油引取税の当分の間の税率（旧暫定税率）を廃止</p>	×	当分の間の税（旧暫定税率分）の撤廃は実現せず
5	<p>中小企業への適用拡大には反対。（外形標準課税）</p>	○	外形標準課税は、従来どおり資本金1億円超の普通法人が対象
6	<p>車体課税の見直し</p>	-	議論はされず、次年度になった

資 料

1. 自動車関係諸税一覧表	104
2. 地域別旅行業者数	106
3. 日本のバス事業略年表 (19. 4. 1~).....	107
4. 都道府県バス協会名簿	111

1. 自動車関係諸税一覧表

(1) 国税

税目	税額又は税率
揮発油税 (揮発油税法 昭32.4.6法律55号)	揮発油1キロリットルにつき……………48,600円(本則24,300円)
地方揮発油税 (地方道路税法 昭30.7.30法律104号)	揮発油1キロリットルにつき……………5,200円(本則4,400円)
石油ガス税 (石油ガス税法 昭40.12.29法律156号)	石油ガス1キログラムにつき……………17円50銭
登録免許税 (登録免許税法 昭42.6.12法律35号)	<p>A. 動産の抵当権に関する登記又は登録</p> <p>1. 自動車の抵当権に関する登録</p> <p>イ. 抵当権の設定の登録……………債権金額又は極度金額の3/1000</p> <p>ロ. 抵当権の移転の登録……………債権金額又は極度金額の1.5/1000</p> <p>ハ. 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録……………一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額の1.5/1000</p> <p>ニ. 抵当権の信託の登録……………債権金額又は極度金額1.5/1000</p> <p>ホ. 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録……………1両につき1,000円</p> <p>ヘ. 登録の抹消……………1両につき1,000円</p> <p>B. 自動車道事業の免許 免許1件につき……………150,000円</p> <p>C. 自動車ターミナル事業の許可 許可1件につき……………90,000円</p> <p>D. 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録</p> <p>1. 優良自動車整備事業者の認定</p> <p>イ. 一種整備工場 認定1件につき……………90,000円</p> <p>ロ. 二種整備工場 〃……………60,000円</p> <p>ハ. 特殊整備工場 〃……………30,000円</p> <p>2. 自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録 登録1件につき……………90,000円</p> <p>3. 自動車の登録に係る登録情報提供機関の登録 登録1件につき……………90,000円</p> <p>E. 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>1. 一般旅客自動車運送事業の許可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 許可1件につき……………90,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃……………90,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃……………30,000円</p> <p>ただし、個人タクシーについては 〃……………15,000円</p> <p>2. 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 認可1件につき……………15,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃……………15,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃……………5,000円</p> <p>3. 特定旅客自動車運送事業の許可 許可1件につき……………30,000円</p> <p>4. 一般貨物自動車運送事業の許可 〃……………120,000円</p> <p>5. 特定貨物自動車運送事業の許可 〃……………60,000円</p> <p>F. タクシー業務適正化特別措置法に係る登録実施機関の登録 登録1件につき……………90,000円</p> <p>G. 自家用有償旅客運送者の登録</p> <p>1. 自家用有償旅客運送者の登録 登録1件につき……………15,000円</p> <p>2. 変更登録(種別の増加又は区域の増加) 〃……………3,000円</p> <p>H. 自家用自動車の有償貸渡しの許可 許可1件につき……………90,000円</p>
消費税 (消費税法 昭和63.12.30法律第108号)	8%(H26.4.1より改正 消費税6.3%と地方消費税1.7%の合計)
自動車重量税 (自動車重量税法 昭和46.5.31法律第89号)	<p>(1) 乗用車 車両重量 { 0.5t以下……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>{ 0.5tをこえる~0.5t又はその端数ごとに……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>(2) 乗用車以外 車両総重量 { 1.0t以下……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに……………年額4,100円(2,600円)</p> <p>但し、車両総重量2.5t以下の貨物自動車については、</p> <p>車両総重量 { 1.0t以下……………年額3,300円(2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに……………年額3,300円(2,600円)</p> <p>(3) 小型二輪車……………年額1,900円(1,500円)</p> <p>(4) 検査対象軽自動車……………年額3,300円(2,600円)</p> <p>(5) 検査対象外軽自動車 { 二輪……………届出時一回限り4,900円(4,100円)</p> <p>{ その他……………届出時一回限り9,900円(7,800円)</p> <p>(注) ()内は営業車</p>

- (注) 1. 揮発油税、地方揮発油税、自動車取得税、軽油取引税については、暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持される。
2. 自動車重量税については、車令13年未滿の当分の間税率適用の税率。
3. 自動車取得税免税点については平成30年3月31日までのものである。
4. 四輪以上および三輪の軽自動車税については、平成27年4月1日以後登録した車両。
5. 平成29年4月1日現在

(2) 地 方 税

税 目	税 額 又 は 税 率		
自 動 車 税 <small>(地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第147条)</small>	(年額)		
	A. 乗用車	(営業用)	(自家用)
	～1000cc	7,500円	29,500円
	1001～1500cc	8,500円	34,500円
	1501～2000cc	9,500円	39,500円
	2001～2500cc	13,800円	45,000円
	2501～3000cc	15,700円	51,000円
	3001～3500cc	17,900円	58,000円
	3501～4000cc	20,500円	66,500円
	4001～4500cc	23,600円	76,500円
	4501～6000cc	27,200円	88,000円
	6000cc超	40,700円	111,000円
	B. バス	(一般乗合用)	(貸切等)
	乗用定員30人以下	12,000円	26,500円
	30人超～40人以下	14,500円	32,000円
	40人超～50人以下	17,500円	38,000円
	50人超～60人以下	20,000円	44,000円
	60人超～70人以下	22,500円	50,500円
	70人超～80人以下	25,500円	57,000円
	80人超～	29,000円	64,000円
C. トラック	(営業用)	(自家用)	
小型四輪および普通トラック	積載量1トン以下	6,500円	
	1トン超～2トン	9,000円	
	2トン超～3トン	12,000円	
	3トン超～4トン	15,000円	
	4トン超～5トン	18,500円	
	5トン超～6トン	22,000円	
	6トン超～7トン	25,500円	
	7トン超～8トン	29,500円	
	8トン超	1トン毎に 4,700円加算	
		1トン毎に 6,300円加算	
軽 自 動 車 税 <small>(地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第444条)</small>	1. 原動機付自転車		
	イ. 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの……………		年額 2,000円
	ロ. 総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの……………		年額 2,000円
	ハ. 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの……………		年額 2,400円
	ニ. 三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの……………		年額 3,700円
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車		
	イ. 二輪のもの(側車付のものを含む)……………		年額 3,600円
	ロ. 三輪のもの……………		年額 3,900円
	ハ. 四輪以上のもの 乗 用	イ 営業用……………	年額 6,900円
		ロ 自家用……………	年額 10,800円
	貨物用	イ 営業用……………	年額 3,800円
		ロ 自家用……………	年額 5,000円
3. 二輪の小型自動車……………			年額 6,000円
自 動 車 取 得 税 <small>(地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第119条)</small>	自動車取得価額の……………		自 家 用 3%
			営業用及び軽自動車 2%
(但し、取得価額が50万円以下の自動車の取得に対しては課税しない。)			
軽 油 引 取 税 <small>(地方税法 昭和25. 7. 31 法律226号第144条の10)</small>	軽油1キロリットルにつき……………		
			32,100円 (本則15,000円)

2. 地域別旅行業者数 (平成29年4月1日現在)

(単位：業者)

都道府県	第2種 旅行業	第3種 旅行業	旅行業者 代理業者	都道府県	第2種 旅行業	第3種 旅行業	旅行業者 代理業者
北海道	115	148	33	滋賀	27	62	11
青森	32	22	10	京都	59	163	12
岩手	28	28	14	大阪	182	605	66
宮城	44	75	7	兵庫	62	179	25
福島	62	58	15	奈良	20	49	6
秋田	20	23	9	和歌山	31	29	12
山形	39	27	10	鳥取	16	13	3
新潟	58	71	21	島根	20	18	4
長野	104	88	18	岡山	54	66	20
茨城	109	92	10	広島	66	87	14
栃木	78	94	9	山口	25	19	7
群馬	65	87	16	徳島	26	27	3
埼玉	140	255	12	香川	35	29	5
千葉	100	248	11	愛媛	43	28	9
東京	430	1,535	111	高知	19	27	3
神奈川	81	221	27	福岡	63	220	47
山梨	28	70	9	佐賀	11	16	3
富山	54	57	7	長崎	23	35	9
石川	36	59	10	熊本	46	50	7
福井	28	56	3	大分	29	19	10
岐阜	44	86	10	宮崎	23	24	13
静岡	79	130	28	鹿児島	40	44	11
愛知	127	294	40	沖縄	58	80	3
三重	35	76	7	計	2,914	5,789	750

資料：観光庁観光産業課

旅行業者数の推移

	第1種旅行業者	第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定 旅行業者	旅行業者 代理業者	計
'13 (平25)	701	2,794	5,679	—	837	10,011
'14 (平26)	696	2,777	5,625	44	845	9,987
'15 (平27)	697	2,776	5,524	77	810	9,884
'16 (平28)	708	2,827	5,668	118	779	10,100
'17 (平28)	702	2,914	5,789	144	750	10,299

(注) 各年4月1日現在

第1種旅行業務…海外を含むパック旅行及び乗車船券等の販売等

第2種旅行業務…国内のみのパック旅行及び乗車船券等の販売等

第3種旅行業務…営業所所在の市町村及びこれに隣接する市町村等の旅行範囲とするパック旅行及び乗車船券等の販売等

地域限定旅行業務…営業所所在の市町村及びこれに隣接する市町村等の旅行範囲とするパック旅行及び同区域の乗車船券等の販売等 (平成25年4月1日設置)

資料：国土交通省観光庁観光産業課

3. 日本のバス事業略年表（19.4.1～）

19. 6. 14	平成19年度春季全国バス事業者大会において、パネルディスカッション「飲酒運転根絶に向けて」を開催。	20. 9. 2	「平成21年度政府予算編成に関する要望について」を地方交通委員会了承後、国土交通大臣、総務大臣に要望。
19. 7. 25	軽油価格高騰について、国土交通省、総務省に軽油価格高騰に伴うコスト増に対応する予算額確保等を要望。	20. 9. 4	「軽油価格高騰対策に関する（緊急重点項目）お願い」について、国土交通大臣・自由民主党バス議員連盟の先生に要望。
19. 8. 2	「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」について、CO ₂ 削減目標として「2010年度におけるCO ₂ 排出原単位を1997年度比で12%改善する。」を設定したものに改定。	20. 9. 20	第21回バスの日
19. 8. 30	地方交通委員会を開催して平成20年度バス予算に関する要望をとりまとめ、同日、国土交通省、総務省に対し要望。	20. 10. 28	高速バスの一部緩和措置を図るため「高速バスの効率的な運行に係る道路運送法の取扱い」の自動車交通局旅客課長通達。
19. 9. 20	第20回バスの日	20. 12. 2	平成20年7月に東名高速道路においてバスジャック事件が発生したのを受けて、平成12年7月に策定した「バスジャック統一対応マニュアル」を8年ぶりに改定した。
19. 10. 19	平成19年2月18日に大阪府吹田市で発生した貸切バス事業者による重大事故を契機に、国土交通省では「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置し、この日に報告がとりまとめられた。	20. 12. 9	政府の追加経済対策の高速道路料金的大幅引下げにあたり、高速バス・貸切バス・空港リムジンバスについても同様の対象にするよう、国土交通大臣及び自由民主党バス議員連盟に要望。
19. 10. 29	首都・阪神高速道路(株)の距離別料金導入について、首都・阪神高速道路(株)及び国土交通省に反対を要望。	20. 12. 12	「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長する。この間については、都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。
19. 11. 14	軽油価格高騰について、国土交通大臣にバス関係予算及び運賃等への価格転嫁および旅行業界との調整を要望。	21. 1. 1	大阪府環境条例による流入車規制が開始。
20. 12. 3	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度が開始。	21. 2. 1	「バス利用促進」の一環として、バスマスクによる広報活動を全国展開した。
20. 1. 1	改正自動車NOx・PM法が施行。	21. 3. 17	「政府の平成21年度経済対策の補正予算に関するお願い」について自由民主党政務調査会長衆議院議員保利耕輔先生及びバス議員連盟に対し、地方バス、バリアフリー対策及び環境対策に資する車両購入費補助の増額等について要望。
20. 1. 17	バス事業100年史刊行	21. 3. 31	「燃料費高騰対策及びバス利用促進対策」として、「バス輸送改善推進事業」の一部変更（増額補正）を行い、低燃費車に対する補助の実施、エコドライブ管理システムの車載器に対する助成単価の引き上げ、新たに同システムの事業所用機器を助成対象とした。
20. 2. 6	一般乗合バス、高速バスの管理の受委託について、系統長または車両数1/2から2/3に緩和。（自動車交通局長通達）	ク	国土交通省は、事業用自動車の事故について自家用自動車に比べてその減少幅が少ないこと等から「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定した。
20. 3. 25	自動車排出ガス規制の強化（ポスト新長期規制）が制定。東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れ対向車線を走行していた観光バスに衝突し運転者が死亡する事故が発生。（運転者は生命の危機に直面したにもかかわらず、バスを安定させるため、ハンドルをしっかりと握り、ブレーキを踏み、サイドブレーキを引いて乗客の安全を守った。）	21. 4. 10	バス産業の課題と今後の向かうべき方向性を検討するため、国土交通省と日本バス協会と共同で開催してきた「バス産業勉強会」の報告書が取りまとめられた。国土交通省において「貸切バス事業者の安全性等評価認定制度検討会」を設置し、利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全に対する取組状況等について評価・公表する制度を取りまとめられた。
20. 5. 1	平成20年3月31日をもって「軽油引取税の税率に関する特例措置」の期限切れに伴い、同年4月分は暫定税率は適用されなかったが、「地方税法等の一部を改正する法律」が公付され、同年5月1日より暫定税率が適用されることになったことに伴い、平成20年度においても運輸事業振興助成交付金制度は継続されることとなった。	21. 5. 29	貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度の実施主体になる。
20. 6. 1	改正道路交通法の被害軽減措置（後部座席シートベルト着用義務化）が施行。	21. 6. 10	「新型インフルエンザの影響によるバス事業への支援要望について」を国土交通省自動車交通局長に要望。
20. 6. 27	勤務時間等基準告示に定められた運転時間を遵守するため「一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について」国土交通省より通達。	21. 6. 16	「土・日祭日の高速道路料金的大幅値下げの施策に関するお願い」を国土交通大臣および東日本高速道路(株)ほか高速道路3社に対して要望。
20. 7. 7	地球温暖化対策をテーマとして、世界主要8か国とEU連合が一同に会して話し合う北海道洞爺湖サミットが開催。	21. 6. 17	国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」を受け、10年後（平成30年）における交通死者数ゼロ、人身事故件数を1,800件以下、ただちに飲酒運転をゼロとする、を施策の柱とした「バス事業における総合安全プラン2009」を策定した。
20. 7. 24	国土交通大臣・総務省自治財政局長・自由民主党バス議員連盟の先生等に「軽油価格高騰対策に関するお願い」を要望。	21. 8. 4	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通
20. 7. 28	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。		
20. 8. 6	首都・阪神高速道路の距離別料金の導入について首都・阪神高速道路(株)に対しバス業界としての問題点を具申し、料金制度の改善を要望。		
20. 8. 22	各地でバス事業者に対し供給制限等が行われているため、資源エネルギー庁に対し、供給制限しないよう「バス事業者への軽油供給制限に関するお願い」を要望。		

日本のバス事業略年表

		省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。			と一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされた。			
21.	8.	5			22.	12.	27	大阪地区における高速ツアーバス実態調査を実施。
					23.	2.	9	大畠国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
21.	8.	17			23.	2.	16	「高速道路の当面の新たな料金割引について」を国土交通省が公表（マイカー、平日上限2,000円）。
					23.	3.	14	「東日本巨大地震に伴うバス事業関係燃料確保に関する緊急要望について」を政府政策本部、関係省庁（国土交通省・経済産業省・資源エネルギー庁）等に要望。
21.	9.	20			23.	3.	15	私鉄総連、東北地方太平洋沖地震に関し、11春闘は、組合回答日及び未解決組合統一ストライキについては除外の申し入れ。
					23.	3.	16	「東北地方太平洋沖地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について」通達（国自安第167号、国自旅第226号、国自整第136号）。
					23.	3.	23	当面の新たな料金割引の実施は当面延期し、現在の料金割引を継続。
21.	10.	19			〃			民主党・日本バス議員連盟設立される。
					23.	4.	1	貸切バス事業者の安全性評価認定制度の運用が始まる。
21.	12.	4			〃			公益法人制度改革に伴い公益社団法人日本バス協会設立登記。
					23.	4.	14	「東日本大震災復旧・復興対策等に関する要望について」を政府与党に要望。
21.	12.	22			23.	4.	27	平成23年5月1日から、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が実施されることに伴い、日本バス協会策定の「飲酒運転防止対策マニュアル」を一部改定。
					23.	5.	9-11	東日本大震災の視察及び被災事業者との意見交換等のため、日本バス協会による被災地視察調査（岩手県、宮城県及び福島県）を実施。
22.	3.	25			23.	5.	16	民主党日本バス議員連盟による、宮城県及び福島県被災状況視察が行われる。
					23.	5.	27	バス事業規制の見直しの方向性などを中心に、今後のバス事業のあり方について検討を行うため、「バス事業のあり方検討会」中間報告が取りまとめられた。
22.	3.	30			23.	7.	14	ツアーバス問題を解消し、高速乗合バス事業への制度一本化についてを民主党日本バス議員連盟会長等に要望
					23.	8.	19	貸切バス事業者安全性評価認定制度がスタートし、はじめて21社が認定された。その後、順次認定され最終的に224社が認定された。
22.	4.	1			23.	9.	11	「バスフェスタ2011 in TOKYO」を東京・日比谷公園で開催。
					23.	9.	20	第24回バスの日
22.	4.	28			23.	9.	30	第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。
					23.	10.	31	ツアーバス問題を解消し、路線バス事業への制度一本化についてを榊幹事長代行、池口企業団体対策委員長に要望。
22.	6.	18						
22.	6.	28						
22.	9.	10						
22.	9.	20						
22.	10.	3						
22.	10.	12						
22.	11.	5						
22.	11.	24						
22.	11.	25						
22.	11.	26						
22.	12.	7						
22.	12.	16						

日本のバス事業略年表

23. 12. 1	被災地支援及び観光復興の観点から、東北地方の高速道路の無料開放を実施。(24. 3. 31まで)	25. 9. 20	第26回バスの日
24. 1. 1	首都高速・阪神高速が距離別料金へ移行。	25. 10. 5	「バスフェスタ2013 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催
24. 2. 24	交通基本法の早期制定について、民主党、国民新党、自民党、公明党の先生方に対し要望。	25. 11. 19	自民党バス議員連盟において「バス事業に係る平成26年度予算、税制等に関する要望等について」を要望
24. 4. 3	高速乗合バスと高速ツアーバスの新制度による新たな高速乗合バスへの一本化に向けて、さらに貸切バス事業の適正化対策を内容とする「バス事業のあり方検討会」報告まとまる。	25. 11. 27	交通政策基本法成立
24. 4. 29	午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡、乗客38名が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。	26. 4. 1	消費税率8%引き上げに伴い、乗合バスの上限運賃を変更。また、関東でICカードに1円単位の運賃が導入される。
24. 5. 8	関越自動車道の高速ツアーバスの事故を受けて、日本バス議連を開催。	26. 4. 1	貸切バスの新たな運賃・料金制度を実施
24. 5. 11	国土交通省からの要請を受け、長距離夜行便の運転者の実態調査及び二人乗務化の検討など安全対策の推進についての通知を发出。	26. 4. 11	自民党バス議員連盟総会において「バス事業の現状と重点取組事項について」を高橋会長等が説明
24. 5. 15	厚生労働大臣からの「バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者等に周知徹底。	26. 6. 12	貸切バス事業に関する適正化コンサルティング事業開始
24. 5. 16	国土交通大臣からの「高速ツアーバス等の安全対策強化に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者等に周知徹底するとともに、夜間長距離高速乗合バスと夜間長距離高速ツアーバスを運行する会員事業者に対し、交替運転者の配置指針等についての実態調査を実施。	26. 6. 17	バス事業110年の軌跡を作成、全会員事業者に送付
24. 5. 30	国土交通省、「高速バス等の運転時間・乗務距離等に関するアンケート調査」を実施。	26. 7. 26	「平成27年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出
24. 8. 9	「平成25年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出	26. 8. 12	「平成27年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出
24. 8. 22	衆議院国土交通委員会において、「交通基本法案」についての参考人意見陳述を高橋会長が行う。	26. 9. 20	第27回バスの日
24. 9. 20	第25回バスの日	26. 10. 4	バスフェスタ2014 in TOKYO（代々木公園ケヤキ並木）
24. 10. 13	「バスフェスタ2012 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催	26. 11. 7	自民党バス議員連盟において「平成27年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望
25. 4. 2	国土交通省において「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」発表	26. 11. 20	改正地域公共交通活性化再生法施行
25. 5. 16	平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、「大規模災害基本対応マニュアル」を策定した。	26. 12. 17	貸切バスハンドブックを作成、会員事業者等に配布
25. 8. 2	新高速乗合バス、貸切バスにおける交替運転者等の配置基準施行	27. 2. 13	交通政策基本計画が閣議決定
25. 8. 2	「平成26年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」及び「平成26年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省および警察庁に提出	27. 7. 30	「平成28年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、厚生労働省および警察庁に提出
25. 8. 2	平成19年に策定した「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」に定めた「2010年度におけるCO2排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を概ね達成したことを受けて、引き続き地球温暖化対策の取組みを強化していくため、「平成32年度（2020年度）におけるCO2排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」を目標とする「バス事業における低炭素社会実行計画」を策定した。	27. 8. 25	「平成28年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出
		27. 9. 20	第28回バスの日
		27. 10. 3	バスフェスタ2015 in TOKYO（代々木公園ケヤキ並木）
		27. 11. 17	「平成28年度予算、税制等に関する重点要望事項」を自由民主党の政策懇談会に要望
		28. 1. 15	午前1時55分頃、長野県軽井沢の国道18号線において、大型観光バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し15人が死亡（うち乗員は2人とも死亡）26人が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より発出された通達を全国の会員に周知。
		28. 1. 22	長野県軽井沢スキーバス転落事故を受けて、日本バス議員連盟緊急総会を開催。
		28. 4. 4	新宿高速バスターミナル（バスタ新宿）開業
		28. 6. 3	国土交通省において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」公表
		28. 7. 26	「平成29年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出
		28. 8. 30	日本旅行業協会、全国旅行業協会及び日本バス協会は「安全運行パートナーシップガイドライン」を「安全運行パートナーシップ宣言」に改訂し公表。
		28. 8. 31	「平成29年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出
		28. 9. 20	第29回バスの日
		28. 11. 31	自民党バス議員連盟において「平成29年度予算、税制等に関する重点要望事項」を要望
		28. 12. 2	貸切バス事業許可の更新制の導入などを盛り込んだ道路運送法の一部を改正する法律が成立
		29. 1. 27	運転中の携帯電話・スマートフォンの使用事案が相次

日本のバス事業略年表

- いで発生したため、同種事案の再発防止を図るため「乗務中における携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規程策定のガイドライン」を策定
29. 4. 1 貸切バス運行管理システムのサービス運用開始
29. 4. 3 平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」により平成28年12月2日に改正された道路運送法に基づき、全国10ブロックに貸切バス適正化センターが設立され、適正化機関の指定を受けて平成29年8月上旬より貸切バス事業者の巡回指導が開始
29. 7. 31 「平成30年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省、警察庁及び厚生労働省に提出
29. 9. 6 「平成30年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省に提出
29. 9. 20 第30回バスの日
29. 9. 29 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2020」を受け、①平成32年までに交通事故死者数をゼロにする、②平成32年までに人身事故件数を1,100件以下にする、③飲酒運転をゼロとするとの3つの目標を掲げた「バス事業における総合安全プラン2020」を策定。
29. 11. 29 平成28年5月の「地球温暖化対策計画」の閣議決定以降の政府の取組強化を受け、「バス事業における低炭素社会実行計画」において「2030年度の目標値を2015年度対比で6%改善する。」目標を新たに設定
29. 12. 1 自民党バス議員連盟において「平成30年度予算・税制等に関する重点要望事項」を要望

4. 都道府県バス協会名簿

協 会	〒	所 在 地	TEL FAX
(一社)北海道バス協会	060-0001	札幌市中央区北1条西19-2	011-621-4161 011-621-1566
(公社)青森県バス協会	030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0571 017-739-0573
(公社)岩手県バス協会	020-0878	盛岡市肴町4-5 岩手酒類卸(株)ビル 4階	019-651-0680 019-651-0740
(公社)宮城県バス協会	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1-2 猪股ビル3階	022-295-9894 022-295-9896
(公社)福島県バス協会	960-8165	福島市古倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-1478 024-546-1473
(公社)秋田県バス協会	010-0962	秋田市八幡大畑2-12-55 秋田県自動車会館2階	018-863-5349 018-864-4549
(一社)山形県バス協会	990-2161	山形市大字漆山字行段1422	023-686-6135 023-686-6168
(一社)茨城県バス協会	310-0913	水戸市見川町2440-1	029-306-8700 029-303-8701
(一社)栃木県バス協会	321-0169	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622 028-658-2923
(一社)群馬県バス協会	379-2166	前橋市野中町588	027-261-2072 027-261-5537
(一社)埼玉県バス協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-2-15 埼玉県交通会館内	048-824-5539 048-831-5416
(一社)千葉県バス協会	261-0002	千葉市美浜区新港212-2	043-246-8151 043-241-0548
(一社)東京バス協会	151-0061	渋谷区初台1-34-14 初台TNビル1階	03-3379-2441 03-3378-9970
(一社)神奈川県バス協会	222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館1階	045-548-3521 045-472-8008
(一社)山梨県バス協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1201 055-262-1202
(公社)新潟県バス協会	950-0088	新潟市中央区万代1-6-1 新潟交通㈱本社ビル内	025-247-8131 025-243-9793
(公社)長野県バス協会	380-0935	長野市大字中御所鶴田560-4	026-226-3288 026-226-3654
(公社)富山県バス協会	930-0992	富山市新庄町字馬場24-2 富山県自動車会館	076-424-9317 076-492-3168
(公社)石川県バス協会	921-8011	金沢市入江3-160 石川県自動車会館	076-291-0197 076-292-1624
(公社)福井県バス協会	918-8023	福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1730 0776-34-1748
(公社)岐阜県バス協会	501-6133	岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館5階	058-279-3700 058-279-3709
(一社)静岡県バス協会	420-0031	静岡市葵区呉服町1-20 呉服町タワー2階	054-255-9281 054-251-5305
(公社)愛知県バス協会	466-8558	名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館3階	052-613-8133 052-613-8143
(公社)三重県バス協会	514-0303	津市雲出長常町1190-1	059-234-1101 059-234-0616
(一社)滋賀県バス協会	524-0104	守山市木浜町2238-4 グリーンルーフ2階	077-585-8333 077-585-8335
(一社)京都府バス協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6517 075-681-9499
(一社)大阪バス協会	530-0004	大阪市北区堂島浜2-1-25 中央電気倶楽部	06-6341-8006 06-6348-9500
(公社)兵庫県バス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-8	078-391-0543 078-331-2495
(公社)奈良県バス協会	630-8244	奈良市三條町511-3 奈良交通第2ビル5階	0742-25-2110 0742-23-0208

(公社)和歌山県バス協会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-8090 073-433-4049
(一社)鳥取県バス協会	680-0006	鳥取市丸山町246-10	0857-22-2724 0857-22-2726
(一社)鳥取県旅客自動車協会	690-0024	松江市馬潟町64-3	0852-37-0334 0852-37-1158
(公社)岡山県バス協会	701-1133	岡山市北区富吉5301-8 株岡山県自動車会館2階	086-259-5582 086-259-5506
(公社)広島県バス協会	732-0056	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	082-261-3238 082-261-1743
(公社)山口県バス協会	753-0821	山口市葵1-5-58	083-922-5031 083-925-8242
(一社)徳島県バス協会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-6	088-641-3617 088-641-3627
(一社)香川県バス協会	760-0021	高松市西の丸町1-26 大川バスビル3階	087-851-2320 087-821-6161
(一社)愛媛県バス協会	790-0067	松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル2階	089-931-4094 089-931-5054
(一社)高知県バス協会	781-5103	高知市大津乙1879-9	088-866-0505 088-866-0506
(一社)福岡県バス協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-10-17 陸運会館5階	092-431-9704 092-452-3761
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	849-0928	佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 0952-31-2342
(一社)長崎県バス協会	850-0032	長崎市興善町4-6	095-822-9018 095-826-6411
(一社)熊本県バス協会	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694 096-352-9670
(一社)大分県バス協会	870-0907	大分市大津町3-4-13 大分県交通会館3階	097-558-3946 097-558-0308
(一社)宮崎県バス協会	880-0902	宮崎市大淀4-5-3 南宮崎駅前ビル1号館3階	0985-51-0158 0985-51-0159
(公社)鹿児島県バス協会	890-0064	鹿児島市鳴池新町12-12 第2岩崎ビル5階	099-252-8670 099-252-8674
(一社)沖縄県バス協会	900-0015	那覇市久茂地1-2-28 よなみねビル3階	098-867-2316 098-863-5926



2017年版 日本のバス事業56

平成30年3月発行

編集	公益社団法人	日本バス協会
発行者	〒100-0005	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 (新国際ビル912号)
		TEL 03-3216-4011
		FAX 03-3216-4016
		ホームページ http://www.bus.or.jp